障害者のしおり

ほっとするね 緑の府中
府中市

相談の窓口
手帳
医療
手当
年金
障害福祉サービス
障害児通所支援
補装具費
日常生活用具
日常生活の支援
外出の際に
子ども
講習会
社会活動と仕事
税の軽減
施設一覧
障害等級表





ヘルプカード

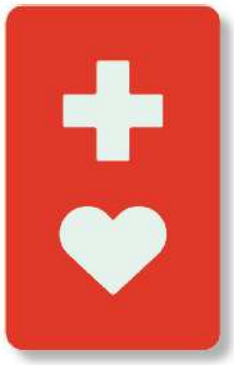
援助を必要とする障害のある方などがこのカードに自分の情報や配慮してほしいことを書き込んで持ち歩くことにより、災害時や緊急時など周囲の方へ必要な支援や配慮を求めやすくするためのものです。

府中市障害者福祉課の窓口で配布しています。

（問合せ先）府中市障害者福祉課生活係

TEL：042-335-4545　**FAX**：042-368-6126

メール：syougai01@city.fuchu.tokyo.jp



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成し、利用を希望する方に配布しています。

（問合せ先）東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当

TEL：03-5320-4147　**FAX**：03-5388-1413

HP：https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html



ミライロID

市の公共施設では、障害者手帳の提示で割引を行っていますが、スマートフォン用アプリ「ミライロID」の提示でも同様の割引を受けられます。アプリの登録方法などの詳細は、ミライロ公式HPをご確認ください。

HP：https://mirairo-id.jp/

障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します（各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。）

	**障害者のための国際シンボルマーク** 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 **TEL**：03-5273-0601 **FAX**：03-5273-1523
	**盲人のための国際シンボルマーク** 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 **TEL**：03-5291-7885 **FAX**：03-5291-7886
	**身体障害者標識（身体障害者マーク）** 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 **TEL**：03-3581-4321
	**聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）** 聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示することを義務付けられているマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 **TEL**：03-3581-4321
	**耳マーク** 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 **FAX**：03-3354-0046 **メール**：zennancho@zennancho.or.jp
	**ほじょ犬マーク** 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉局 障害者施策推進部　企画課 **TEL**：03-5320-4147 **FAX**：03-5388-1413
	**オストメイトマーク** オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 **TEL**：03-5670-7681 **FAX**：03-5670-7682
	**ハート・プラスマーク** 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 **TEL**：080-4824-9928 **HP** http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/

市主催のイベント紹介



府中市が主催するイベントが、定期的に開催されています！
詳しい日程は広報ふちゅうや市HPでお知らせします。
ぜひご参加ください！

府中市みんなで楽しむ軽スポーツ大会

【実施競技】玉入れ、車いす競走、景品釣り競走、ボッチャ体験など

障害の有無にかかわらず、軽スポーツを楽しむことにより、親睦や交流の促進、健康の増進を図ることを目的に開催しています。







障害者(児)福祉啓発事業 Ｗａｉ Ｗａｉ フェスティバル

作品展、コンサート、障害者施設等の自主製品販売会などを開催!!

障害福祉に関する知識の普及と理解の促進を図るため、市内福祉作業所、福祉団体などとの協働により、毎年、障害者週間（12月3日 ～ 9日）に合わせて開催しています。







問合せ　府中市福祉保健部障害者福祉課　生活係
TEL：042-335-4545　**FAX**：042-368-6126
メール：syougai01@city.fuchu.tokyo.jp

ちゅうファイル

（府中市わたしの生涯記録ノート）



『ちゅうファイル』とは…

府中市では、福祉的な支援を必要とする方々のライフステージが変化しても、支援が継続し、共通理解のもとで一貫した支援が受けられるようにするための一助として、ご本人の成長や変化の記録となる『ちゅうファイル（府中市わたしの生涯記録ノート）』を作成しました。
就学したとき、進学したとき、学校を卒業したとき、就職したとき、自立するとき、保護者が亡くなったとき、災害が起こったときなど、さまざまな場面で活用することを目的とした自分史ファイルです。



『ちゅうファイル』活用のメリット

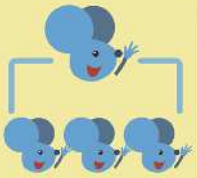
メリット①

ご本人の現在の状況や、生い立ち、周囲に配慮して欲しいことなどを何度も説明する負担が軽減されます。



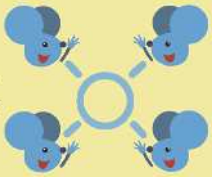
メリット②

複数の機関を利用している方は、それぞれの機関で共通理解を持ってもらうことができ、一貫した支援が期待できます。



メリット③

災害などで配慮が必要なことが知ることができるため、いざという際に適切な支援が得られやすくなります。



メリット④

ご本人の成長や変化の記録を記録することで、課題が整理され、支援を受けやすくなるとともに、自分史となります。



『ちゅうファイル』の構成

ご本人の必要に合わせて、自由に選ぶことができます。

【基本情報のシート】

（1）重要な情報（本人の情報、緊急連絡先など）
（2）保険・医療の情報、本人の状態
（3）対人関係マップ
（4）成育歴
（5）発達状況
（6）成長の記録
（7）小学校・中学校・高等学校時代の記録
（8）相談・支援等の記録

【追加・詳細情報のシート】

（A）通所・作業所、一般就労等日中活動の様子
（B）からだと心の情報（医療、措置、パニック等）
（C）生活スケジュール（1日の過ごし方、1週間の過ごし方）
（D）日常生活上の介助・配慮
（E）余暇活動・本人が持っている力
（F）福祉情報（診断内容等）
（G）短期入所など
（H）助成制度など
（I）補装具など
（J）本人の願い、保護者の願い
（K）成年後見人、家系図、親族連絡先等
（L）財産、保険、負債、相続遺産等



府中市 障害のある方に向けた防災ハンドブックができました！

障害のある方が、発災時や日頃の備えとして活用しやすいように、府中市障害者等地域自立支援協議会の協力を得て、作成しました。

非常時の持ち物、避難先を日頃から確認しておくことで、発災時の備えになります。



POINT

- 災害の基本情報、避難の流れが確認できる！
- 障害特性に合わせてカスタマイズできる！
- 合理的配慮でフリガナやユニボイス加工が取り入れられている！



府中市マスコットキャラクター ふちゅこま



下の２次元コードからダウンロードしていただけます。
障害者福祉課窓口でも配布しております。

問合せ　府中市福祉保健部障害者福祉課
TEL：042-335-4962
FAX：042-368-6126
メール：syougai01@city.fuchu.tokyo.jp

～障害者差別解消法って、知っていますか？～



障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が平成28年４月から施行されました。この法律では主に、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」について書かれています。

「不当な差別的取扱いの禁止」について

正当な理由がないにも関わらず、不当な差別的取扱いをすることは行政機関、事業所共に禁止されています。

「合理的配慮の提供」について

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

行政機関等では義務化されており、事業所は令和６年４月に義務化されました。

障害者虐待を受けたら相談を、発見したら通報を！

府中市では、**「障害者虐待防止法」**に基づき、府中市障害者虐待防止センターにて、障害者虐待に関する相談・通報を受付けています。

障害者虐待の早期発見・早期対応は、**障害者本人を救うだけではなく、虐待をしている側の問題解決**にもつながります。

障害者に対する虐待・虐待と思われる行為を発見した人は、下記連絡先までご連絡ください。

平日・日中（8時半～17時15分）の通報窓口

府中市障害者虐待防止センター

基幹相談支援担当	**TEL** 042-335-4167	**FAX** 042-368-6126
サービス支援担当（身体・知的）	**TEL** 042-335-4962	**FAX** 同上
サービス支援担当（精神・発達）	**TEL** 042-335-4022	**FAX** 同上

夜間・休日・祝日の連絡先の通報窓口

府中市役所（代表） **TEL** 042-364-4111

府中市子ども発達支援センター　はばたき

子ども発達支援センター「はばたき」では、発達や学校生活などに不安等を抱える子どもと、その保護者に対し、
“ライフステージが変化しても途切れない支援”をコンセプトに、
福祉と教育の連携による一体的で、切れ目のない支援を行います。

相談から支援までの流れ



総合相談

☎042-306-9700

初回の窓口になります。
相談の受付や面談予約を行います。
お電話でのお問い合わせだけでも、可能です。

ご相談内容に応じて、
右の各担当から
ご連絡します。



まずは、総合相談へご連絡ください。

相談支援

発達相談

心理士などによる発達に関する相談をお受けします。

障害児相談支援

障害児通所支援や障害福祉サービスなどの利用に向けて、支援計画を作成し、関係機関との連携を図ります。

教育相談

心理士が学校生活に関する心配事や悩みなどの相談をお受けします。

就学・転学相談

発育や発達などの心配事のある児童・生徒の就学や転学に関する相談をお受けします。
☎042-364-6620
就学・転学相談はこちらの電話番号でもお受けします。


相談室


待合コーナー1階

発達支援

児童発達支援（すてっぷ）

未就学の子どもを対象に、通園事業を行います。

グループ支援・個別支援

子どもの特性や発達の段階等に応じて、少人数グループや個別による活動を行います。

保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、学校など子どもの通う施設を訪問し、集団生活への適応を目指した支援を行います。

家族・地域支援

関係機関巡回相談

保育所や幼稚園、学童クラブを訪問し、子どもの特性や発達の段階等に応じた関わり方などについて助言を行います。

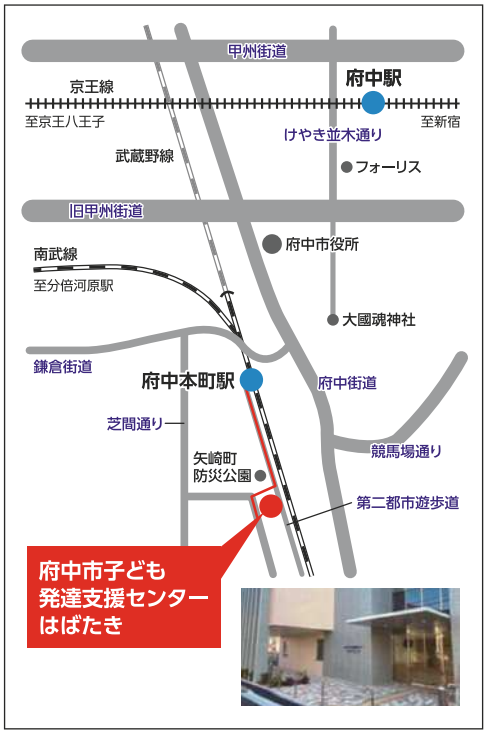
その他

研修・勉強会を開催するほか、家族支援や関係機関との連携を図ります。









所在地　〒183-0025　東京都府中市矢崎町1丁目12番地
TEL　042-306-9700
Email　habataki@city.fuchu.tokyo.jp
FAX　042-306-9291

開館時間　平日午前9時～午後5時（水曜日は午後7時まで）
第2・4土曜日午前9時～正午
※水曜日午後5時～7時、第2・4土曜日は総合相談を行っています。

相談　交流　居場所

地域生活支援センターとは…

地域で暮らす障害のある方やそのご家族が、生活していくうえでの相談ができる場所です。また、仲間づくりや地域交流のための企画、スペースの開放なども行っています。

地域生活支援センター プラザ

住所：府中市美好町1-7-2第一市川マンション202
電話：042-358-2288　FAX：042-358-2335





実施内容

■フリースペースの提供、イベント・プログラムの提供、広報誌「プラザ・レター」の送付等（地域活動支援センター事業）
■電話相談、面接相談等（相談支援事業）
■その他、必要に応じて計画相談支援、地域相談支援を行っています。

開所日時

・月・木・金・土曜日10時半～17時半
・火曜日10時半～19時半（17時半～19時半相談のみ対応、フリースペース閉所）
・水・日曜日、祝日、年末年始閉所

利用方法

フリースペース利用、プログラム参加、具体的な相談等は施設の利用登録が必要となります。利用登録は原則として施設見学、体験通所、主治医の利用紹介状が必要です。

料金

・相談、登録、施設利用は無料です。
・フリースペースでの飲み物代、コピー代、費用の発生するプログラム参加、訪問、同行で生じた交通費等は費用がかります。

地域生活支援センター あけぼの

住所：府中市寿町3-9-11山上ビル1階
電話：042-358-1085　FAX：042-336-9085





実施内容

■料理教室・音と動きのワークショップ等の講座や外出イベントの開催、障害福祉の学習会、会議室の無料貸出、パソコン開放・オープンスペース開放など（地域活動支援センター事業）
■電話・面談による相談（障害福祉サービス利用の支援、施設・事業所の情報提供、手続きの支援等）（相談支援事業）
■高次脳機能障害者の支援事業■計画相談支援、一般相談支援

開所日時

・月・木・金曜日10時～19時　・火・木曜日10時～17時
・第2・4・5日曜日10時～17時　・土曜日、第1・3日曜日、祝日、年末年始閉所

利用方法

ご利用については直接お問合せ下さい。来所が困難な方にはこちらからお伺いすることもできます。

料金

相談、施設利用等は無料です。教室や講座によっては実費負担があります。お申込みは、募集案内をご覧ください。

「どこに相談するのかわからない…」ときは、最寄りのセンターへ

地域生活支援センター ふらっと

住所：府中市清水が丘3-23-17-1F
電話：042-370-1781　FAX：042-370-1783





実施内容

■各種福祉制度（障害年金について等）の学習会、ギャラリースペースの開放など（地域活動支援センター事業）
■電話・面談による相談（相談支援事業）
■障害についての理解を深める講演会、ペアレント・トレーニング、家族交流会（発達障害児（者）及び家族等支援事業）
■その他、必要に応じて計画相談支援、一般相談支援を行っています。

開所日時

・月～金曜日　9時半～18時　・第2・4土曜日10時～15時
・第1・3・5土曜日、日曜日、祝日、年末年始閉所

利用方法

電話、メール、来所等にてご予約ください。

料金

プログラムにより実費交通費、食材費、材料費等がかかることがあります。

地域生活支援センター み～な

住所：府中市南町5-38府中市立心身障害者福祉センター内
電話：042-360-1312　FAX：042-368-6127





実施内容

■パソコン、仲間づくりなどの講座、装具・住宅改善の相談会、勉強会、ミニコンサートなど（地域活動支援センター事業）
■日常生活に関する相談（自立支援給付制度など各種福祉サービス、福祉機器など）（相談支援事業）、当事者相談（ピアカウンセリング）
■介護者の病気、事故、冠婚葬祭などにより、障害のある方が一時的に家庭で生活するのが困難なときにセンターで保護し短期入所ができます。（緊急一時入所事業）15歳以上の方は、介護者の休養を目的とした利用（レスパイトサービス）もできます。
■その他、必要に応じて計画相談支援、一般相談支援を行っています。

開所日時

・月・水・金曜日9時～17時　・火・木曜日9時～19時
・第1・3土曜日9時～17時　・第2・4・5日曜日10時～17時
・第2・4土曜日、日曜日、祝日、年末年始閉所

利用方法

ご利用については、直接お問い合わせください。

料金

制度に準じた利用負担があります。緊急一時入所事業は市の定める利用者負担があります。

ちゅうNetとは？

障がいがある方もいきいきと地域で暮らせる環境づくり



ちゅうNetマスコット
「ありがちゅう」

『目的』

府中市福祉作業等連絡協議会に加盟する障がい者施設が共同で製品販路および受注開拓、製品開発を行い、障がいのある方の収入及び就労意欲の向上を目的とするネットワークを構築し、市内施設等の生産活動や事業所間の連携を進めています。発注窓口の一元化や仕事の質の向上などにより、企業の皆様にもメリットのある取組みを目指しています。

『なにをしているの？』

私たち“ちゅうNet”は府中市の作業所が連携して新商品開発、下請けや清掃の共同受注、取り扱い商品の共同販売等を行っています。同事業により障がい者の工賃を高めて、障がいのある方もいきいきと地域で暮らせる環境づくりを目指して、私たちは活動しています。地域の皆様、企業の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

『ご協力ください』

障がいのある方の働く施設では、企業からの作業に取組むことで障がいのある方の収入を増やし、自立に向けた取組みを可能にします。新しい仕事の発注促進にご協力ください。

『固定資産の割増償還』

『障がいのある方の「働く場」に対する発注促進税制』のスタートにより、企業、事業所への固定資産の減価償却を多く計上できるのです。発注量の増加により固定資産の割増償還を受けられます。

色々な作業場の商品が集まるネットワークです









商品紹介・販売会

ちゅうNetに参加する施設で製造したパン・焼き菓子・雑貨などをちゅうNetが主催する販売会「府中市手作り市」や地域の色々なイベントに出店して販売しています。

販売会の様子や商品たち























ちゅうちゃんとふちゅこまも参加してます！

お仕事の依頼について

府中市内どこでも、資材受取から納品までお受けいたします。
ダイレクトメールの仕事、多くて大変。他に依頼する量でもない。
そんな時、私たちちゅうNetがお役に立てるかもしれません。
まずはお気軽にご相談ください。



よく依頼がある仕事

※下記の仕事以外でもお受けしています。まずは気軽にご相談ください。

- 清掃作業
- 封入・セット作業
- 組み立て作業
- お墓参り代行サービス



府中市の福祉に関する案内

本ページは、令和３年３月発行「むさし府中バリアフリーマップ　誰もがお出かけしやすい街府中へ」を参考に、作成しております。

おとしよりのふくし



市では、高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、介護保険制度の案内や、国・都・市などが行っている高齢者のための福祉サービスをまとめた「介護保険ガイド＆おとしよりのふくし」を作成しています。

【配布場所】
高齢者支援課
介護保険課
各文化センター
市政情報センター
生涯学習センター
男女共同参画センター「フチュール」
各地域包括支援センター
府中市社会福祉協議会
いきいきプラザ（介護予防推進センター）

HP：https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/korenokata/otosiyorinofukusi.html

障害者のしおり



市内の障害者（児）とその家族の方々に、制度やサービスについて紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくものです。

【配布場所】
障害者福祉課
各地域生活支援センター

子育てのたまて箱



赤ちゃんや子どもたちの健やかな成長を応援するため、主に就学前の乳幼児を対象に、市内の子育てに関する情報をまとめた情報誌「子育てのたまて箱」を作成しています。

【配布場所】
子育て応援課
子育て世代包括支援センター「みらい」
子ども家庭支援センター「たっち」「しらとり」
市政情報センター
男女共同参画センター「フチュール」
各文化センター
生涯学習センター
市民活動センタープラッツ

HP：https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/info/tamatebako.html

ふちゅうの福祉施設マップ・ふれあいいきいきサロンマップ

市内の福祉施設、地域の皆さんでつくる地域交流の場の情報が掲載されています。

【配布場所】
高齢者支援課
府中市社会福祉協議会





各種ハザードマップ・防災ハンドブック

市では災害対策の一環として、ハザードマップを作成しています。

【配布場所】

府中市中央防災センター内

防災危機管理課

HP：https://www.city.fuchu.tokyo.jp/bosaibohan/saigai/hazard-map.html



障害啓発リーフレット

「みんなで創る笑顔あふれる 住みよいまち“府中”をめざして～障害を理解するために～」



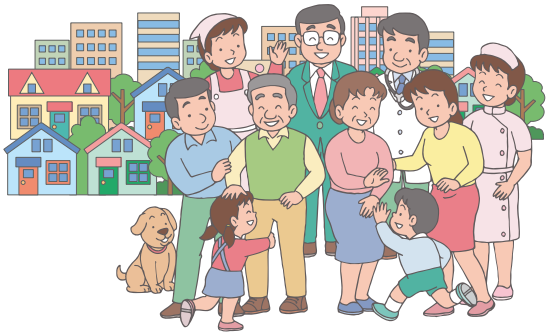
市では、平成28年4月の障害者差別解消法施行にあたって、市民の方や事業者の方に「障害」について理解していただくために、障害啓発リーフレット「みんなで創る笑顔あふれる住みよいまち”府中”をめざして～障害を理解するために～」を作成しています。

【配布場所】

障害者福祉課

ほか

HP：https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/shogai/shougaikeihatsu.html



健康応援ウォーキングマップ

市民の健康増進を図るため、元気いっぱいサポーターと協働して「健康応援ウォーキングマップ」を作成しています。

【配布場所】

保健センター

各文化センター

ほか

HP：https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/kenko/walkingmap.html

府中市公式X

災害等の緊急時における情報や市の情報などをXで発信します。

●アカウントは「東京都府中市」

●ユーザー名は「@fuchu_tokyo」

府中市メール配信サービス

あらかじめ登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスに、災害・犯罪発生や不審者出没などの緊急情報のほか、子育てや健康、催しなどの情報を配信します。

【登録方法】

下記のメールアドレスに空メールを送信してください。

t-fuchu@sg-p.jp

空メールを送信後送られてきたメールに表示されたURLにアクセス→登録ページへ

HP：https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/johokokai/koho/mailhaisin/mailhaisin.html

がいどまっぷ府中（インターネットのみ）

市の様々な情報を閲覧できる「がいどまっぷ府中」をホームページで公開しています。施設情報、安全・安心情報、福祉・健康情報、観光情報交通情報、教育情報、道路情報、都市計画情報などが掲載されています。

HP：https://fugis.city.fuchu.tokyo.jp/FuchuInternet/?p=1

トップチームと連携し
障害者スポーツを進めています

― 東芝ブレイブルーパス東京 ―

1948年創部のラグビーチーム。2021年に開幕したジャパンラグビーリーグワンでは、
2023-24シーズンに初優勝、前身であるトップリーグ時代を含めて、
14季ぶりの日本一を果たす。ラグビー体験やラグビー観戦のイベント等を実施。



― アルバルク東京 ―



1948年創設。府中市をマザータウンとし、現在は東京都渋谷区をホームタウンとする、
B.LEAGUE所属の男子プロバスケットボールクラブ。
福祉作業所を対象とした体操教室等を実施。

― FC東京 ―

FC東京の前身である東京ガスフットボールクラブは1935年に創部。
Jリーグに参戦するプロサッカーチーム。味の素スタジアムをホームスタジアムとしている。
子どもを対象としたサッカー教室やイベント等を実施。



障害者福祉課生活係
☎042-335-4545

〈広告〉

府中視覚障害者福祉協会

目が見えない、見えにくい方たちのための当事者団体です。
スマホサポート、読書、メイク、料理、仕事や暮らしなどお気軽に
ご相談ください。

問い合わせ先 090-7512-4605（会長・高橋隆行）
メール fuchu_shikyou@yahoo.co.jp

しおりの使い方

　このしおりは障害のある方に、相談窓口、制度やサービスについて紹介し、日常生活に役立つ情報をまとめた冊子です。
　目次や障害程度別対象事業一覧（136～141 ページ参照）をみて、利用できるサービスなどをご確認ください。

◆しおりの内容は、令和６年４月現在のもので、その後変わる場合があります。また、紙面の都合上、所得制限など省略している部分もありますので、くわしくは各窓口にお問い合わせください。

◆身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳などの障害者手帳の種別を問わない場合は、「障害者手帳」と記載しています。

◆原則として、障害がある方が利用できる事業を掲載しています。事業によっては、障害がない方も対象となる可能性があります。

◆申請や届出は書類に不備がありますと受付ができませんので、お手数ですが、事前に手続き方法等を各窓口へご確認ください。

◆視覚障害のある方へ対応できるよう、音声コード（ユニボイス）を作成しております。コードの読み取りには、専用のアプリが必要です。

目　次

1.相談の窓口

障害者福祉課 …… 1
地域生活支援センター …… 2
高次脳機能障害のある方の相談…… 2
発達障害のある方の相談…… 3
福祉総合相談 …… 3
府中市社会福祉協議会 …… 3
地域福祉コーディネーターによる相談…… 4
権利擁護センターふちゅう…… 4
専門相談・苦情対応…… 4
介護者の会…… 4
住宅セーフティネット住まい相談…… 4
その他 …… 5
東京都心身障害者福祉センター・同多摩支所…… 5
児童相談センター・児童相談所…… 6
東京都多摩府中保健所…… 6
民生委員・児童委員…… 7
身体障害者相談員・知的障害者相談員…… 8
東京都手をつなぐ育成会…… 8
東京都発達障害者支援センター「ＴＯＳＣＡ（トスカ）」…… 8
東京都難病相談・支援センター…… 9
東京都多摩難病相談・支援室…… 9
東京都難病ピア相談室…… 10
聴覚障害者相談事業…… 10

2.手帳

身体障害者手帳…… 11
愛の手帳（東京都療育手帳） …… 11
精神障害者保健福祉手帳…… 12
障害者手帳診断料の助成…… 12

3. 医療

心身障害者医療費助成（マル障）…… 13
自立支援医療…… 13
在宅重症心身障害児（者）等訪問事業…… 14
難病医療費等助成…… 14
小児慢性特定疾病医療費助成…… 15
小児精神病医療費助成…… 15
養育医療の医療費助成…… 16
結核医療費の公費負担…… 16
療育給付…… 16
大気汚染医療費助成…… 17
光化学スモッグ健康障害者の医療費助成…… 17
原爆被爆者医療の給付事務…… 17
Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎治療医療費助成…… 17
肝がん・重度肝硬変医療費助成…… 18
人工透析にかかる医療費助成（再掲）…… 18
後期高齢者医療制度…… 18
ひとり親家庭等医療費の助成…… 19

4. 手当

㊀ 特別障害者手当 …… 20
㊀ 障害児福祉手当 …… 20
㊀ 福祉手当（経過措置）…… 21
㊁ 重度心身障害者手当 …… 21
㊁・㊂ 心身障害者（児）福祉手当 …… 21
㊂ 指定疾病者福祉手当 …… 22
㊀ 特別児童扶養手当 …… 22
㊀ 児童扶養手当 …… 22
㊁ 児童育成手当（育成手当）…… 23
㊁ 児童育成手当（障害手当）…… 23
手当等所得制限限度額一覧表…… 24
障害者手当一覧表…… 26

5. 年金など

㊀ 障害基礎年金（国民年金）…… 28
㊀ 特別障害給付金 …… 29
㊀ 障害厚生年金・障害手当金 …… 29
㊁ 心身障害者扶養共済制度 …… 30
㊂ 原爆被爆者援護金 …… 30

6. 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービスの体系……31
障害福祉サービスを利用するための流れ……32
サービス等利用計画・障害児支援利用計画……33
障害児通所支援……33
障害児通所支援を利用するための流れ……33
在宅障害者（児）ショートステイ事業……33
東京都在宅難病患者一時入院事業……34
㊎ 重度脳性麻痺者介護事業 ……34
重症心身障害児（者）及び医療的ケア児在宅レスパイト等事業……35

7. 補装具費・日常生活用具

補装具の購入等……36
日常生活用具等の給付……36
㊍ 心身障害者（児）のおむつの給付 ……44
中等度難聴児補聴器購入費助成……44
盲人用具の販売あっせん……45

8. 日常生活の支援

生活の支援

身体障害者福祉電話使用料助成……46
電話設置時等優遇措置……46
心身障害者寝具乾燥サービス……46
重度身体障害者入浴サービス……47
在宅心身障害者（児）理髪サービス……47
身体障害者等、はり・きゅう・マッサージ機能回復受術券……47
スモン患者に対するはり等施術費の助成……48
ＮＨＫ放送受信料の減免……48
特別児童扶養手当受給世帯水道・下水道料金の基本料金免除……49
低所得障害者世帯下水道使用料の基本料金免除……49
ごみ処理に関する減免……50
郵便料金の減免……50
ＮＴＴの無料番号案内「ふれあい案内」 ……51
携帯電話料金の割引……52
補助犬の給付……52
在宅福祉助け合い事業……52
成年後見制度に係る報酬費用の助成……53

安心・安全

ヘルプカードの配布……54
重度身体障害者救急通報システム……54
障害のある方のための防災ハンドブック……54

避難行動要支援者対策事業……54
重度障害者家具転倒防止器具の支給……55
交通災害共済会費の免除……55

住まい

住宅セーフティネット住まい相談（再掲）……56
心身障害者住宅費助成……56
都営住宅入居申込の優遇……56
都営住宅使用料の特別減額……57
市営住宅の障害者（児）世帯割当……58

コミュニケーション支援

視覚障害のある方へ……58
点字による即時情報ネットワーク事業……58
視覚障害者日常生活情報点訳等サービス……59
広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）……59
都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）……59
㊊ 声の市広報……59
㊊ 声の市議会だより……60
点字録音刊行物作成配布事業……60
点字図書館……60
聴覚障害のある方へ……61
手話通訳者の派遣……61
要約筆記者の派遣……61
聴覚障害者相談事業（再掲）……62
遠隔手話通訳サービス等事業……62
聴覚障害者情報提供施設……62
コミュニケーション機器の貸出……62
その他……63
府中市立中央図書館ハンディキャップサービス……63

余暇・文化・学習

東京都障害者休養ホーム（保養施設利用料の助成）……63
心身障害者（児）休養事業……64
都立公園の無料入場・都内有料施設の無料利用（一部割引）……65
市公共施設等の利用料減免……65

選挙

郵便等による不在者投票……67
代理記載制度による投票……68

9.外出の際に

交通機関の割引

ＪＲ・私鉄等運賃の割引……69
航空運賃の割引……69
民営バスの割引……69
都営交通の無料パス……70

タクシーの障害者割引……71
福祉タクシー利用券の交付……72

自動車に関するもの

心身障害者ガソリン等費用助成……73
有料道路通行料金割引……73
心身障害者自動車運転教習費助成……74
身体障害者自動車改造費助成……74
駐車禁止等除外標章の交付……75
高齢運転者等専用駐車区間制度……76

その他移動のための支援

心身障害者自転車駐車場利用料の助成……77
車いすの貸出……77
福祉有償運送事業……77
車いす利用者のためのハンディキャブの貸出……78

10.子ども

子どもの相談

子育て世代包括支援センターみらい……79
子ども発達支援センターはばたき……79

制度・支援など

障害児通所支援……80
すくすく保育（障害児保育）……80
医療的ケア児保育……80
学童クラブ（要加配児）……81
ちゅうファイルの配布……81

11.講習会

視覚障害のある方

㊊ 点字講習会（中途視覚障害者対象）……82
点字の講習……82
視覚障害者のための生活講習会など……82

聴覚障害のある方

聴覚障害者（中途失聴者・難聴者）のための講習会……83

支援者の方

㊊ 点字講習会（初級・中級）……83
点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成……84
朗読奉仕員指導者の養成……84
㊊ 手話講習会……84
手話通訳者等の養成……84
要約筆記者の養成……85

12. 社会活動と仕事

就労相談

障害者就労支援センターみ～な……86
東京障害者職業センター多摩支所……86
障害者就業・生活支援センター　オープナー……86
障害者の雇用促進（公共職業安定所等）……87

職業訓練

就労移行支援・就労定着支援……87
東京障害者職業能力開発校……87
（公財）東京しごと財団　障害者就業支援課……89
ＩＴ技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）……90

その他

生活福祉資金の貸付……90

13. 税の軽減

所得税・市民税の所得控除・市民税の非課税……94
その他の税の減免等……95
自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割の減免……96

14. 施設一覧

施設マップ……98
障害者福祉施設一覧……100

15. 障害等級表

身体障害者障害程度等級表……126
知的障害者判定基準表……130
精神障害者保健福祉手帳障害等判定基準……134
障害程度別対象事業一覧……136

MEMO

1.相談の窓口

障害者福祉課

（手続き・相談業務）

手続き・相談	係　　名	TEL
各種障害者手帳、各種障害者手当、各種医療費助成（自立支援医療・難病医療・心身障害者医療など）の申請受付など	援　護　係	042－335－4162
有料道路割引、ガソリン費助成、タクシー券、マッサージ券、住宅費助成、車いす貸出など	生　活　係	042－335－4545
障害福祉サービスの相談・受付、身体・知的福祉相談、日常生活用具・補装具など	サービス支援担当（身体・知的）	042－335－4962
障害福祉サービスの相談・受付、精神保健福祉相談など	サービス支援担当（精神・発達）	042－335－4022
グループホーム家賃助成、高額障害福祉サービス費の申請、特定相談支援事業所の指定など	給　付　係	042－335－4087
相談支援事業所の支援、障害者虐待・地域移行に関する相談	基幹相談支援担当	042－335－4167

（その他の業務）

上記の相談業務のほか障害のある方のため次のような各種業務を行っています。

・市役所待機手話通訳
・障害者福祉啓発事業等の実施
・障害者福祉施設や団体に対する助成など

※府中市HP内に掲載している事業もあります。
・府中市HP（https://www.city.fuchu.tokyo.jp/）
→「健康・福祉」→「障害のある方への支援」参照

窓　口　障害者福祉課
FAX：042－368－6126　　**メール**：syougai01@city.fuchu.tokyo.jp

地域生活支援センター

障害者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や日中活動の場の提供をはじめとして必要な支援を行う施設です。主に次のような事業を行っています。

・相談支援
・日中活動の場の提供（フリースペースの提供、創作活動など）
・地域で生活するために必要なことを学ぶ講座やプログラム
・地域との交流を通じた障害理解の促進

（対象）

心身障害者（児）及びその家族、障害者団体など

窓　口

施設名	所在地	電話番号・FAX	開館日時
地域生活支援センターみ～な	南町５－38 府中市立心身障害者福祉センター内	**TEL**：042－360－1312 **FAX**：042－368－6127	月～金曜日、第１・３土曜日の午前９時～午後５時（ただし、火・木曜日は午後７時まで）
地域生活支援センタープラザ	美好町１－７－２ 第一市川マンション202	**TEL**：042－358－2288 **FAX**：042－358－2335	月・火・木・金・土曜日 午前10時半～午後５時半（ただし、火曜日は午後７時半まで）
地域生活支援センターあけぼの	寿町３－９－11 山上ビル１階	**TEL**：042－358－1085 **FAX**：042－336－9085	月～金曜日の午前10時～午後７時（ただし、火・木曜日は午後５時まで） 第２・４・５日曜日 午前10時～午後５時
地域生活支援センターふらっと	清水が丘 ３－23－17　１階	**TEL**：042－370－1781 **FAX**：042－370－1783	月～金曜日 午前９時半～午後６時 第２・４土曜日 午前10時～午後３時

高次脳機能障害のある方の相談

福祉サービス利用の支援や生活上の問題の相談、医療機関の紹介・連携を行っています。

（対象）

高次脳機能障害のある方またはその家族など

窓　口

施設名	所在地	電話番号・FAX	開館日時
地域生活支援センターあけぼの	寿町３－９－11 山上ビル１階	**TEL**：042－358－1085 **FAX**：042－336－9085	月～金曜日の午前10時～午後７時（ただし、火・木曜日は午後５時まで） 第２・４・５日曜日 午前10時～午後５時

発達障害のある方の相談

当事者交流会、家族交流会の開催など発達障害者（児）及び家族に対する支援を行っています。

（対象）

発達障害のある方またはその家族など

窓　口

施設名	所在地	電話番号・FAX	開館日時
地域生活支援センターふらっと	清水が丘 3－23－17　1階	**TEL**：042－370－1781 **FAX**：042－370－1783	月～金曜日 午前９時半～午後６時 第２・４土曜日 午前10時～午後３時

福祉総合相談

相談者が、自分の適正に合った仕事を見つけられるよう、キャリアカウンセラーが就労支援を行います。また、相談者の職歴や能力を生かせるようにオーダーメイドの求人開拓を行います。長期間働いたことがない、なかなか仕事が決まらない方には、生活習慣を改善し、就職に役立つ知識や実践スキルが身につく就職セミナーも開催しています。

（対象）

仕事を探している方、生活に困っている方

窓　口

生活福祉課自立生活支援担当

ＴＥＬ：０４２－３３５－４１９１・**ＦＡＸ**：０４２－３６６－３６６９

府中市社会福祉協議会

様々な社会福祉に関する事業を実施するとともに、各種相談を行っています。

（所在地）

府中市社会福祉協議会（府中町1-30　ふれあい会館２階）

（開館時間）

月～土曜日　午前９時～午後５時（ただし、年末年始、祝日、臨時休館日を除く）

窓　口

ＴＥＬ：０４２－３６４－５１３７（代）・**ＦＡＸ**：０４２－３６２－９０９０

地域福祉コーディネーターによる相談

制度の狭間にあるような困りごとについて、電話・訪問による相談を行い、解決に向けて一人ひとりに寄り添った支援を行います。また、各文化センターへ出向き、「困りごと相談会」を実施しております。日時等の詳細は「広報ふちゅう毎月１日号」「各文化センターに配置されているチラシ」をご確認ください。

どこに相談したらよいかわからない個人のお困りごとや、地域のお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。必要に応じて適切な関係機関や地域の支援者の方などと連携しながら、解決に向けたお手伝いをします。

窓　口

ＴＥＬ：０４２－３３４－３０４０・**ＦＡＸ：**０４２－３６２－９０９０

権利擁護センターふちゅう

判断能力の不十分な方の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談、福祉サービスについての利用相談を行っています。

（対象）

認知症の症状のある高齢者や、知的障害・精神障害のある方で、当事業の利用を希望される方

窓　口

ＴＥＬ：０４２－３６０－３９００・**ＦＡＸ：**０４２－３６２－９０９３

専門相談・苦情対応

高齢者・障害のある方を対象とした弁護士による成年後見・遺言・相続などの法律相談、福祉サービスについての苦情相談に対応します。

※法律相談は原則奇数月の第３火曜日午後１時半～４時で、実施月の１日午前９時より電話にて予約を受け付けます。

窓　口

ＴＥＬ：０４２－３６０－３９００・**ＦＡＸ：**０４２－３６２－９０９３

介護者の会

介護者の会の運営を行っています。

ＴＥＬ：０４２－３３６－７０５５

介護者の会（毎月開催）開催日については事前にお問い合わせください。

第２金曜日午後　若年性認知症介護者の会「きらきら」（ふれあい会館）

第２土曜日午後　此の花（中央文化センター）

第３木曜日午後　けやき（ふれあい会館）

第４水曜日午後　雲雀（男女共同参画センターフチュール）

住宅セーフティネット住まい相談

民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、住まい探しにお困りの方の住まい相談を行っています。

（対象）
高齢者、障害者、子どもを養育している者、低所得者世帯等

窓　口
ＴＥＬ：０４２－３３４－３０４０・**ＦＡＸ**：０４２－３６２－９０９０
メール：mail@fsyakyo.or.jp

その他

1.東京都心身障害者福祉センター・同多摩支所

補装具の判定、愛の手帳の判定（18歳以上）、援護の実施者である市区町村への専門的支援等を行っています。また、本所では高次脳機能障害のある方への相談・支援等のほか、身体障害者手帳及び愛の手帳の交付等の業務も行っています。
※18歳未満の方の愛の手帳の判定は、児童相談所にお申込みください。

（利用方法）
・身体障害者手帳の発行、補装具の判定：市の障害者福祉課を通してお申込みください。
・愛の手帳の判定：直接電話で判定希望日時を予約してください。
・高次脳機能障害専用電話相談：専用電話に直接おかけください。

（受付時間）
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～正午　　午後１時～５時

・愛の手帳判定予約
●初めて手帳を申請する方（新規）：判定を希望する月の前月の５日午前９時から受付
●手帳を既にお持ちの方（成人更新・程度変更）：判定を希望する月の前月の初日午前９時から受付
※新規・成人更新・程度変更のいずれも受付開始日が土・日曜日、祝日等休日の場合は、翌開所日が受付開始日になります。
・予約先電話番号
東京都心身障害者福祉センター本所　　０３－３２３５－２９６１
東京都心身障害者福祉センター多摩支所　０４２－５７３－３３１１
・高次脳機能障害専用電話相談（平日午前９時～正午　午後１時～４時）（祝日・年末年始を除く）
ＴＥＬ：０３－３２３５－２９５５
※電話での相談が難しい場合は、**ＦＡＸ**：０３－３２３５－２９５７

（所在地）
東京都心身障害者福祉センター本所
新宿区神楽河岸１－１　東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）１２～１５階
ＴＥＬ：０３－３２３５－２９４６・**ＦＡＸ**：０３－３２３５－２９６８
東京都心身障害者福祉センター多摩支所
国立市富士見台２－１－１（東京都多摩障害者スポーツセンター内）
ＴＥＬ：０４２－５７３－３３１１・**ＦＡＸ**：０４２－５７６－５２９５

2.児童相談センター・児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置され、18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。府中市の所管は、多摩児童相談所です。

なお、児童相談センターは、東京都の中央児童相談所としての機能を持っており、地域児童相談所に対する様々な援助を行っています。そのほか、東京都全域を対象としている治療指導事業・電話相談事業などの各種事業や児童相談関係機関との連携の場の設置など、センター固有の事業を展開しています。

(1)児童に関する様々な相談・助言
(2)継続的な援助（必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います）
(3)児童福祉施設への入所、里親などへの委託等の措置
(4)緊急に保護を必要とする場合などの児童の一時保護
(5)メンタルフレンドの派遣、愛の手帳の交付など
(6)治療指導事業
児童相談センター治療指導課では、家庭、学校等において様々な不適応行動を示す児童に対して、多領域の専門スタッフが通所や宿泊による援助を行っています。（利用のご相談窓口は多摩児童相談所です。）
(7)４１５２（よいこに）電話相談室
相談内容：子どもに関するさまざまな相談（子育てに関する親の悩み、子ども本人の悩み等）
月～金曜日　午前９時～午後９時
土・日曜日・祝日　午前９時～午後５時（年末年始を除く）
相談専用電話　**ＴＥＬ**：０３－３３６６－４１５２
聴覚言語障害者用　**ＦＡＸ**：０３－３３６６－６０３６

（利用時間）
多摩児童相談所　月～金曜日　午前９時～午後５時（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）
上記以外の時間帯については、児童相談所虐待対応ダイヤル１８９で対応しています。児童相談センターでは、関係機関の方や、現在東京都児童相談所に相談中の方の虐待等緊急性のある相談を、土・日曜日・祝日・年末年始も受付けています。

窓　口
多摩児童相談所（多摩市諏訪２－６）
ＴＥＬ：０４２－３７２－５６００・**ＦＡＸ**：０４２－３７３－６２００
児童相談センター（新宿区北新宿４－６－１）夜間休日緊急連絡先
ＴＥＬ：０３－５９３７－２３３０

3.東京都多摩府中保健所

（業務）
(1)精神保健に関する相談
①精神保健専門医相談　※予約制
聞こえないはずの声が聞こえる、病院に行くのをやめてしまい様子が変わった、食事の食べ吐きがある、何度も手を洗い生活に支障がある、お酒がやめられない、薬の乱用などについて、専門医による相談をお受けします。相談は本人だけではなく家族・関係者もできます。ご希望の場合は保健師にご相談ください。

②保健師による相談
こころの問題や病気のことでお困りの方の相談を受けています。
③思春期・青年期グループ
思春期・青年期の時期に何らかの発達課題を抱え、現在ひきこもり状態にある方や生活障害のある方を対象としてグループワーク活動をします。その人らしい生活が営めることを一緒に考えていきます。ご希望の場合は保健師にご相談ください。

(2) 難病に関する相談
①在宅難病患者療養相談（個別相談）
②在宅難病患者一時入院事業（34ページ参照）
③在宅難病患者医療機器貸与事業
（対象）都内在住の方で医療費助成対象疾病が主な原因で、在宅療養において吸入・吸引器を必要とし、主治医の同意を得た方で貸与する必要があると認められた方。ただし、障害者総合支援法等他の行政サービスの利用が優先となります。
（内容）吸入器及び吸引器の貸与

(3) 感染症、結核の予防、エイズ相談など
(4) 栄養・食生活に関すること
(5) 食品衛生に関すること
(6) 環境衛生に関すること
(7) 薬局に関すること
(8) 診療所等に関すること

窓　口　東京都多摩府中保健所
(1) (2) に関すること　保健対策課　地域保健第一担当
(3) に関すること　保健対策課　感染症対策担当
(4) に関すること　生活環境安全課　保健栄養担当
(5) に関すること　生活環境安全課　食品衛生第一担当
(6) に関すること　生活環境安全課　環境衛生第一担当
(7) に関すること　生活環境安全課　薬事指導担当
(8) に関すること　管理課　保健医療担当
府中市宮西町１－２６－１（東京都府中合同庁舎内）
ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４（代表）
ＦＡＸ：０４２－３６０－２１４４

4. 民生委員・児童委員

担当窓口：地域福祉推進課社会福祉係

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の中で相談や支援をボランティアで行っています。また、民生委員・児童委員のうち、主任児童委員は児童問題を専門に担当しています。

高齢者や体の不自由な方、生活に不安のある方、ひとり親家庭等、いろいろな悩みを持っている方々の相談相手となり、必要な福祉サービスが利用できるように、行政等とのパイプ役として活動しています。

（相談方法）

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員に直接ご相談ください。担当の民生委員・児童委員は、府中市HP、もしくは担当窓口へお問い合わせください。

窓　口　地域福祉推進課　社会福祉係
ＴＥＬ：０４２－３３５－４１６１・**ＦＡＸ**：０４２－３３５－７８０２

5. 身体障害者相談員・知的障害者相談員

担当窓口：障害者福祉課生活係

身体障害のある方、知的障害のある方の相談に応じ、必要な援助を行うため、相談員を配置しています。

〈身体障害者相談員〉

氏　名	TEL
高橋　隆行	042－369－3262
稲葉　義彦	090－3598－6437
小野寺 敏雄	FAX 042－369－9772
中村　純子	FAX 042－362－8340
高橋　　史	042－362－0774
西脇　京子	042－334－3342

〈知的障害者相談員〉

氏　名	TEL
栗山 惠久子	042－363－4887
西浦　智恵	042－333－9299

※相談員の任期は令和８年３月31日までです。

6. 東京都手をつなぐ育成会　手をつなぐ　あんしん相談

知的障害のある人の日常生活、地域でのくらし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

相談日時は、月～木曜日　午前10時～午後５時　来所による相談の場合は、要予約。

窓　口　東京都手をつなぐ育成会

新宿区西新宿７－８－１０　オークラヤビル２階

ＴＥＬ：０３－５３８９－２６１４・**ＦＡＸ**：０３－５３８９－４０９０

7. 東京都発達障害者支援センター「TOSCA（トスカ）」

東京都在住の発達障害のある方とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わる様々な相談をお受けしています。ご利用にあたっては予約が必要です。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。

（対象）

18歳未満の発達障害のある方、またはその家族

【予約受付】　月～金曜日　午前９時～午後５時

【相談日時】　月・火・木・金曜日　午前９時半～午後５時　　※祝日・年末年始を除く

窓　口

東京都発達障害者支援センター　こどもTOSCA(トスカ)（世田谷区船橋1-30-9）

ＴＥＬ：０３－６４１３－０２３１・**ＦＡＸ**：０３－３７０６－７２４２

メール：tosca@kisenfukushi.com

（対象）

18歳以上の発達障害のある方、またはその家族

【予約受付】　月～金曜日　午前９時～午後５時

【相談日時】　月～金曜日　午前９時～午後５時　　※祝日・年末年始を除く

窓　口

東京都発達障害者支援センター　おとなTOSCA(トスカ)（文京区大塚４-45-16）

ＴＥＬ：０３－６９０２－２０８２　　**メール**：otona-tosca＠ionp.or.jp

8. 東京都難病相談・支援センター

地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として次のような事業を実施しています。

(1) 相談支援（療養相談・就労相談）
難病相談支援員（看護師・ソーシャルワーカー）による療養相談、難病患者就労コーディネーターによる就労相談を行います。なお、面談を御希望の場合は、事前に電話での予約が必要です。

(2) 難病に関する資料の提供・日常生活用具展示コーナー
難病に関する資料の提供や日常生活用具の展示をしています。

(3) 難病医療相談会・難病医療講演会
患者、家族、都民等を対象に専門医等を講師とした難病医療相談会や難病医療講演会を開催しています。
※日程等は電話またはHPでご確認ください。

(4) 難病患者就職サポーターによる出張相談
毎月第３金曜日にハローワークの難病患者就職サポーターが、東京都難病相談・支援センターにて出張相談を実施しています。ご希望の場合は事前に電話での予約が必要です。

窓　口

〒113-0034　文京区湯島１－５－３２（順天堂大学診療放射線学科実習棟２階）
※JR線「御茶ノ水駅」下車徒歩7分、東京メトロ丸の内線「御茶ノ水駅」下車徒歩６分
ＴＥＬ：０３－５８０２－１８９２
HP：https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/center/index.html

9. 東京都多摩難病相談・支援室

(1) 相談支援（療養相談・就労相談）
難病相談支援員（保健師等）による療養相談、難病患者就労コーディネーターによる就労相談を行います。なお、面接相談を御希望の場合は、事前に電話での予約が必要です。

(2) 難病に関する資料の提供
難病に関する資料の提供をしています。

(3) 難病医療相談会
患者、家族を対象に専門医が個別に対応する難病医療相談会を開催しています。
※日程等は電話またはHPでご確認ください。

(4) 難病患者就職サポーターによる出張相談
奇数月は第４水曜日、偶数月は第４木曜日にハローワークの難病患者就職サポーターが、東京都多摩難病相談・支援室にて出張相談を実施しています。
ご希望の場合は事前に電話での予約が必要です。

窓　口

〒183-0042　府中市武蔵台２－６－１（都立神経病院２階）
※JR線「西国分寺駅」からバスまたは徒歩20分、京王線「府中駅」からバスで「総合医療センター」下車
ＴＥＬ：０４２－３２３－５８８０
HP：https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/center/tama.html

10. 東京都難病ピア相談室

東京都広尾庁舎（渋谷区広尾５－７－１）において、ピア相談及び患者・家族交流会、患者会の自主的な活動支援を行っています。

内容	実施日時
膠原病患者交流会	毎月　第４月曜日　午後１時半から４時まで
脊髄小脳変性症・多系統萎縮症患者交流会	偶数月第４木曜日　午後１時半から４時まで
呼吸法を取り入れた音楽療法	毎月　第２金曜日　午前10時半から正午まで
パーキンソン病等いきいき交流会	毎月　第２火曜日　午後１時半から４時まで
筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者交流会	奇数月第３金曜日　午後１時半から４時まで
希少難病患者さんのための交流会	奇数月第３水曜日　午後１時半から４時まで

窓　口

〒150-0012　渋谷区広尾５－７－１（東京都広尾庁舎１階）
※ 東京メトロ日比谷線「広尾」駅下車徒歩３分
ＴＥＬ：０３－３４４６－０２２０（相談専用）・０３－３４４６－１１４４（予約・問合せ専用）
HP：https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/center/peer.html

11. 聴覚障害者相談事業

担当窓口：障害者福祉課生活係

相談や申請などで市役所に来庁した聴覚障害のある方の手話通訳を行います。

（手話通訳者待機日時・場所）

毎週金曜日　午前10時～正午、午後１時～４時
障害者福祉課　窓口

2. 手帳

1.身体障害者手帳

担当窓口：障害者福祉課援護係

身体障害者手帳は、身体障害のある方が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定に基づいて次の種類の等級（重い順に１級から６級まで）別に交付されます。

(1) 視覚障害　１～６級
(2) 聴覚障害　２～４・６級
(3) 平衡機能障害　３・５級
(4) 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害　３・４級
(5) 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）　１～６級
(6)　〃　（体幹機能障害）　１～３・５級
(7) 内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能の障害）　１・３・４級
(8)　〃　（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害）　１～４級

（対象）

身体に障害のある方で身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められる方

（申請に必要なもの）

(1) 身体障害者診断書・意見書（発行から１年以内のもの）
(2) 本人の写真（たて４センチメートル×よこ３センチメートル、脱帽して上半身を写したもので、１年以内に撮影したもの。）
(3) 交付申請書

2.愛の手帳（東京都療育手帳）

担当窓口：障害者福祉課援護係

知的障害のある方が各種サービスを受けるための証明となるもので、多摩児童相談所または東京都心身障害者福祉センターの判定に基づいて交付されます。障害の程度は、１度（最重度）・２度（重度）・３度（中度）・４度（軽度）に区分され、手帳に記載されます。なお、愛の手帳は東京都独自の制度ですが、国の療育手帳制度に準じています。

（対者）

知的障害のある方で東京都愛の手帳交付要綱に定める障害程度に該当すると認められる方

窓　口

(1)18歳未満（児童）の方
多摩児童相談所　**ＴＥＬ**：０４２－３７２－５６００・**ＦＡＸ**：０４２－３７３－６２００
(2)18歳以上の方
東京都心身障害者福祉センター　本所　**ＴＥＬ**：０３－３２３５－２９６１
東京都心身障害者福祉センター多摩支所　**ＴＥＬ**：０４２－５７３－３３１１

3.精神障害者保健福祉手帳

担当窓口：障害者福祉課援護係

精神障害のある方の自立と社会参加の促進を図るため、各種サービスを受けるための証明となるものです。有効期間は受付した日から２年間で、更新の申請が必要です。

障害等級は、障害年金の等級に準拠し、障害の程度により１級から３級まであります。

（対象）

精神疾患のある方で、精神保健福祉法に定める障害程度に該当すると認められる方

（申請に必要なもの）

(1) 障害者手帳申請書

(2) 診断書（精神保健福祉手帳用。精神障害の初診日から６か月以上経ってから医師が記載したもの。）または精神障害を事由とする障害年金もしくは特別障害給付金を現に受給していることを証する書類の写し及び同意書（診断書で申請される方は、同意書は必要ありません）

(3) 本人の写真（たて４センチメートル×よこ３センチメートル、脱帽して上半身を写したもので、１年以内に撮影したもの。）

(4) 精神障害者保健福祉手帳の写し（更新時のみ）

4.障害者手帳診断料の助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

診断書料について5,000円を限度として助成します。

（対象）

医師が作成した診断書で、障害者手帳の交付申請を行った方

※生活保護を受けている方は対象外です。

（申請に必要なもの）

(1) 印鑑

(2) 振込先の口座番号等がわかるもの

(3) 診断書料のわかる領収書

3. 医療

1. 心身障害者医療費助成（マル障）

担当窓口：障害者福祉課援護係

（1）東京都心身障害者医療費助成

医療機関で保険診療を受けたときなどに、医療費の自己負担額の一部を助成します。入院時の食事療養標準負担額などは助成の対象外です。なお、市民税の課税状況により、負担割合が変わります。

（対象）

身体障害者手帳１・２級（内部障害の場合は３級まで）、愛の手帳１・２度、または精神障害者保健福祉手帳１級の方で各種健康保険に加入している方

※65歳以上で手帳を取得した方、生活保護を受けている方、所得が一定額を超える方（24ページ参照）、後期高齢者医療制度の被保険者で市民税が課税されている方及び公費等により医療費が支給されている施設に入所している方は利用できません。

（2）府中市心身障害者医療費助成

医療機関で保険診療を受けたときなどに、医療費の自己負担額の一部を助成します。入院時の食事療養標準負担額などは助成の対象外です。東京都の所得基準を超過し、府中市の所得基準内であれば助成を受けられます。

（対象）

身体障害者手帳１・２級（内部障害の場合は３級まで）、または愛の手帳１・２度の方で各種健康保険に加入されている方

※65歳以上で手帳を取得した方、生活保護を受けている方、所得が一定額を超える方（24ページ参照）、後期高齢者医療制度の被保険者で市民税が課税されている方及び公費等により医療費が支給されている施設に入所している方は利用できません。

2. 自立支援医療

担当窓口：障害者福祉課援護係

(1) 更生医療

障害を取り除いたり、軽くしたりするための手術などの治療を指定医療機関で行う場合、その医療費の自己負担額が１割となります。なお、市民税所得割額や疾患等に応じた自己負担上限額及び受給制限があります。

（対象）

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、指定医療機関の要否意見書により医療（人工透析、腎移植、小腸及び免疫機能に関する医療等）の給付が必要と認められる方。事前の申請が必要となりますので早めにご相談ください。

(2) 精神通院医療

精神障害の医療を指定医療機関で外来通院して受ける場合、その医療費の自己負担額が１割となります。なお、市民税所得割額や疾病等に応じた自己負担上限月額及び受給制限があります。また、市民税非課税世帯は自己負担分の助成が受けられます。

（対象）

通院による治療を継続的に必要とする精神障害がある方

（申請に必要なもの）

① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
② 自立支援医療診断書（精神通院用都様式）
・新規、再開申請の場合　診断書添付、または精神障害者保健福祉手帳（診断書に基づいて交付されたもの）の写しでも可
・更新申請の場合　２年に一度診断書を提出
③ 市民税額のわかる書類（省略できる場合がありますのでお問い合わせください。）
④ 健康保険証の写し

(3) 育成医療

身体に障害のある児童が、指定育成医療機関での早期治療により、将来の生活に必要な能力を得るためにかかる医療費について、自己負担額が１割となります。

なお、市民税所得割額や疾病等に応じた自己負担上限額及び受給制限があります。

（対象）

18歳未満で肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能の障害及び心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、その他の先天性内臓障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される方

3.在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

ご家族が自信を持ってお子様の在宅療育に当たれるよう、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

（対象）

都内在住の在宅で生活をする重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（※）

※重症心身障害児とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（大島分類の１から４までに該当）を言います。児童福祉法の概念であり、18歳までにその状態になった方です。

※医療的ケア児とは、医療的ケアが必要な障害児です。本事業における「医療的ケア児」とは、人工呼吸器管理や気管内挿管・気管切開の状態にあるなどの要件があります。

窓　口

東京都多摩府中保健所　保健対策課　地域保健第一担当
ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４・ＦＡＸ：０４２－３６０－２１４４

4.難病医療費等助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

認定疾病にかかる医療費のうち、各種健康保険を適用し、その自己負担額の一部を助成します。（市民税の課税状況に応じ、自己負担限度額が定められます。）

（対象）

都内在住で、国または東京都が医療費助成の対象とする指定難病に該当し、その認定基準を満たしている方

（対象疾病）

難病医療費助成制度の対象疾病は、国の指定難病と都単独疾病になります。

その他、都単独の特殊医療（先天性血液凝固因子欠乏症・人工透析を必要とする腎不全）特定疾患（スモン・プリオン病など）となります。

※東京都での認定となりますので、対象疾病については、東京都福祉局HP東京都難病ポータルサイトにて詳細を確認できます。

（手続き方法）

指定医作成による指定の臨床調査個人票（診断書）と必要書類を合わせて担当窓口にご申請ください。

※申請書類等については、各種健康保険によって異なりますので、事前に担当窓口の障害者福祉課までご相談ください。

窓　口

・障害者福祉課　援護係

・東京都福祉局保健政策部疾病対策課　難病認定担当

ＴＥＬ：０３－５３２０－４４７２・０３－５３２０－４００４（コールセンター）

ＦＡＸ：０３－５３８８－１４３７

HP：「東京都難病ポータルサイト」　で検索してください

5. 小児慢性特定疾病医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

医療費について各種健康保険の自己負担分の一部を助成します。（市民税の課税状況に応じ、自己負担限度額が定められます。詳細は、申請時にお渡しするご案内をご参照ください。）

（対象）

保護者等が都内に在住し、対象児童が都内在住の満18歳未満の方で、対象疾患にかかっており、かつ、認定基準に該当する方

（ただし、18歳に達した時点で医療券を有し、引き続き有効な医療券を有する方に限り満20歳未満まで延長可）

（対象疾患）

(1) 悪性新生物　(2) 慢性腎疾患　(3) 慢性呼吸器疾患　(4) 慢性心疾患　(5) 内分泌疾患
(6) 膠原病　(7) 糖尿病　(8) 先天性代謝異常　(9) 血液疾患　(10) 免疫疾患
(11) 神経・筋疾患　(12) 慢性消化器疾患　(13) 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群
(14) 皮膚疾患　(15) 骨系統疾患　(16) 脈管系疾患

6. 小児精神病医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

精神疾患のため、満18歳未満の方が精神科病院などで入院治療した際の入院医療費（保険診療分）の自己負担額の全額を助成します。（一部食事代などを除く）

（対象）

（1）都内に住民登録があること　（2）精神疾患のため精神科病院に入院していること
（3）満18歳未満であること（ただし、既に医療券の交付を受けている方で、引き続き入院医療を受ける場合には満20歳に達する誕生月の末日まで延長可）

（申請に必要なもの）

① 医療費助成申請書　② 診断書（申請日前３か月以内に作成されたもの）
③ 住民票（患者本人と申請者の続柄がわかる申請日前３か月以内のもの）
※住民票は個人番号の記載のないものをご提出ください。
④ 健康保険証の写し

7. 養育医療の医療費助成

担当窓口：子ども家庭支援課母子保健係

指定養育医療機関での入院医療について、各種健康保険を適応した後の自己負担分を助成します。市民税額に応じた負担金がありますが、府中市では乳児医療費助成制度で助成します。詳細は、お問い合わせください。

(対象)

市内在住の新生児で、次の(1)または(2)に該当し、医師が入院して養育を受ける必要があると認めた未熟児

(1)出生時の体重2,000ｇ以下の乳児

(2)出生時の体重2,000ｇを超えるが、生活力が特に弱く、一定の症状を示す乳児

窓　口

子ども家庭支援課　母子保健係

ＴＥＬ：０４２－３６８－５３３３・ＦＡＸ：０４２－３３４－５５３９

8. 結核医療費の公費負担

(対象)

(1)入院勧告を受けた方

結核患者で同居者等に結核を感染させるおそれがある方は、保健所長が本人または保護者に説明をし、指定医療機関へ入院となります。原則として結核に係る医療費は、公費負担となります。ただし、世帯員の市民税所得割額に応じた自己負担が生じる場合があります。

(2)(1)以外の方

結核患者で指定医療機関で医療を受ける方で、申請を承認された方は、結核医療に必要な費用の100分の95について保険者と公費で負担します。

窓　口

多摩府中保健所保健対策課　**ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４・ＦＡＸ：０４２－３６０－２１４４**

9. 療育給付

入院医療について各種健康保険の自己負担分の助成や療養生活に必要な日用品等の支給を行います。ただし、ご家族の収入に応じて自己負担が生じる場合があります。

(対象)

保護者が東京都の市町村（八王子市及び町田市を除く）に住所を有する18歳未満の児童で、結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方（入院は指定療育機関に限る）。療育給付の適用を受けようとする方は、あらかじめ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の医療給付の承認を得てください。

窓　口

多摩府中保健所保健対策課　**ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４・ＦＡＸ：０４２－３６０－２１４４**

10. 大気汚染医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

対象疾病の治療や投薬等に係る医療費のうち、各種健康保険適用後の自己負担分を助成します。ただし、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額等は自己負担となります。

（対象）

都内に引き続き１年（３歳未満は６か月）以上住所を有し、同一疾病についてほかの医療費助成制度の適用を受けていない方で、大気汚染の影響を受けたと推定される疾病にかかっている18歳未満の方

（対象疾病）

気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症

※生活保護などで医療費等を助成されている方は対象外です。

11. 光化学スモッグ健康障害者の医療費助成

医療費について各種健康保険の自己負担分を助成します。

（対象）

都内に住所を有する者であって、都内で光化学スモッグの影響によると思われる健康障害を受けて、入院治療を必要とする方

※生活保護を受けている方は、利用できません。

窓　口　多摩府中保健所保健対策課

ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４・**ＦＡＸ**：０４２－３６０－２１４４

12. 原爆被爆者医療の給付事務

担当窓口：障害者福祉課生活係

東京都が行っている医療給付の申請事務を受付けます。

（対象）

被爆者健康手帳の交付を受けている方及びその子

13. Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎治療医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

下記の治療にかかる保険診療の患者負担の合計額から患者一部負担を除いた額を助成します。（健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません。）

(1) Ｂ型ウイルス肝炎

① インターフェロン治療【注射】

② 核酸アナログ製剤治療【経口薬】

(2) Ｃ型ウイルス肝炎

① インターフェロン治療【注射】

② インターフェロンフリー治療【経口薬】

※治療内容については、医療機関にご確認のうえご申請ください。

※生活保護などで医療費等を助成されている方は対象外です。

（対象）

都内に住所を有し、Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療及びＢ型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療、Ｃ型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方

14. 肝がん・重度肝硬変医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

Ｂ型・Ｃ型ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院治療または通院治療にかかる保険診療の自己負担額の全部または一部を助成します。助成対象は、高額療養費算定基準額を超えた月の２か月目からとなります。（高額療養費及び食事療養・生活療養標準負担額を除く）

（対象）

都内に住所を有し、次のすべての条件に該当する方

・Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断され、指定医療機関で入院医療を受けている方またはＢ型・Ｃ型肝炎ウイルスによる肝がんと診断され外来医療を受けている方
・世帯年収が概ね370万円未満の方（生活保護受給者を除く）
・保険医療機関における「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」または「肝がん外来関係医療」の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた月が、過去24か月以内に１か月以上ある方
・肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意している方

（再掲）15. 人工透析にかかる医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

医療保険各法等を適用した人工透析に係る医療費等の自己負担分のうち、月額10,000円を限度に助成をします。ただし、入院時の食事・生活療養標準負担額、介護保険適用のサービスを受けたときの費用は助成の対象とはなりません。（14・15ページ参照）

16. 後期高齢者医療制度

担当窓口：保険年金課後期高齢者医療係

後期高齢者医療制度は75歳以上の方が加入する医療保険制度です。一定の障害のある方は65歳から加入することができますので、自己負担割合や保険料を比較のうえ、選択してください。

（対象）

(1)75歳以上の方
(2)65歳以上75歳未満で一定の障害がある方（本人の申請に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）

（内容）

・後期高齢者医療制度に加入すると、国民健康保険・被用者保険等の加入資格が喪失します。後期高齢者医療保険料については、加入月以降分をお支払いいただきます。
・後期高齢者医療制度の自己負担割合は、「３割」、「２割」、「１割」です。本人及び同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の市民税課税所得（前年の１月から12月までの所得から算出）等により、毎年８月１日に判定し、翌年７月31日まで適用します。

※加入手続きに必要なものや制度の詳細については、担当窓口へお問い合わせください。

窓　口　保険年金課　後期高齢者医療係　**ＴＥＬ**：０４２－３３５－４０３３

17. ひとり親家庭等医療費の助成

担当窓口：子育て応援課育成係

保護者と当該児童が健康保険診療でかかった医療費の自己負担分の全部、または一部を助成します。ただし、高額療養費及び入院時の食事療養標準負担額を除きます。

（対象）

市内在住で、18歳到達の年度末日まで（愛の手帳１・２度及び３度の一部、身体障害者手帳１～３級、精神障害のある方で医師の診断書がある場合は20歳未満）の次のいずれかに該当する児童を養育している父・母、または養育者及びその児童

(1) 父母が離婚した児童
(2) 父または母が死亡した児童
(3) 父または母が生死不明の児童
(4) 父または母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童
(5) 父または母に引き続き１年以上遺棄されている児童
(6) 婚姻によらないで生まれた児童
(7) 父または母が障害者手帳１級、２級程度の障害の状態にある児童
(8) 父または母が母または父の申立てにより保護命令を受けた児童

※所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に措置入所している方、生活保護受給世帯は対象外となります。

窓　口　子育て応援課コールセンター　ＴＥＬ：０５７０－０８－８１０５

4. 手当（て あて）

1. 国 特別障害者手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

手当月額28,840円を２月、５月、８月、11月にそれぞれ前月までの３か月分を本人名義の口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

（対象）

身体や精神に最重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある20歳以上の方で概ね次のとおりですが、原則として指定の診断書により判定されます。

(1) 重複障害

一つの障害につき身体障害者手帳２級程度の障害（主に外部障害）が二つある場合またはその一つと知的障害その他の疾病によるこれと同等の状態が重複している場合

(2) 三重障害

一つの障害につき概ね身体障害者手帳２級程度の障害（主に外部障害）があり、加えて３級程度の障害が二つある場合またはその一つと知的障害、その他の疾病によるこれと同等の状態が重複している場合

(3) ①～③のいずれかに該当する場合

① 精神障害

食事、用便の始末、衣類の着脱、簡単な買物、家族との会話、家庭以外の人との会話、刃物、火の危険、戸外での危険から身を守ること（交通事故）のすべてについてほとんど一人でできない方

② 肢体不自由

タオルを絞る、ひもを結ぶ、かぶりシャツの着脱、ワイシャツを着てボタンをとめる、すわる、たちあがる、階段の昇降のすべてについてほとんど一人ではできない方

③ 内部障害

絶対安静状態で終日横になっている状態の方

※施設に入所している方、病院等に３か月を超えて入院している方、本人・扶養義務者等の前年の所得が一定額を超える方（24ページ参照）、原爆介護手当を受給している方は対象外になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。

2. 国 障害児福祉手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

手当月額15,690円を２月、５月、８月、11月にそれぞれ前月までの３か月分を本人名義の口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

（対象）

身体障害者手帳１・２級程度または愛の手帳１・２度程度の方及び精神、その他の疾病によりこれと同等程度の状態にあり、常時介護を必要とする20歳未満の方。原則として指定の診断書により判定されます。

※施設に入所している方、本人・扶養義務者等の所得が一定額を超える方（24ページ参照）、障害年金を受給している方は対象外になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。

3.国 福祉手当（経過措置）

担当窓口：障害者福祉課援護係

手当月額15,690円を２月、５月、８月、11月にそれぞれ前月までの３か月分を本人名義の口座に振り込みます。

（対象）

昭和61年３月末日現在、20歳以上で福祉手当を受給していた方で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受けることができなかった方（新規申請はありません）

（受給権の喪失）

施設に入所した方、障害年金、特別障害給付金または原爆介護手当を受給するようになった方。なお、本人・扶養義務者等の所得が一定額を超えた方（24ページ参照）は支給停止になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。

4.都 重度心身障害者手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

月額60,000円を、毎月本人名義の口座に振り込みます。申請のあった当月分から支給します。なお、この手当に認定された方は「特別障害者手当」か「障害児福祉手当」の手当も認定されます。

（対象）

次のいずれかに該当する方。判定医の診断を受けていただきます。

(1) 重度の知的障害で、著しい精神症状を有する方
(2) 重度の知的障害と重度の身体障害を重複して有する方
(3) 重度の肢体不自由で四肢機能障害の方（座っていることが困難な方）

※施設に入所している方、病院等に３か月を超えて入院している方、本人（20歳未満は扶養義務者）の所得が一定額を超える方（24ページ参照）（所得制限額については特別障害者手当の本人分と同じです）、65歳以上ではじめて申請される方（以前に認定されたことのある方等一部を除く）は対象外になります。

5.都・市 心身障害者（児）福祉手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

(1)は手当月額15,500円、(2)は手当月額7,500円を２月、５月、８月、11月にそれぞれ前月までの３か月分を本人名義の口座に振り込みます。

（対象）

(1)身体障害者手帳１・２級の方、愛の手帳１～３度の方、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方。ただし、20歳未満で保護者が児童育成手当（障害手当）を受けている方は受給できません。
(2)身体障害者手帳３・４級の方、愛の手帳４度の方。ただし、上記(1)の手当、20歳未満で保護者が児童育成手当（障害手当）を受けている方は受給できません。

※20歳以上は本人、20歳未満は本人または保護者の所得が一定額を超える方（24ページ参照）、施設に入所している方は対象外になります。また、65歳以上ではじめて身体障害者手帳または愛の手帳を取得した方は申請できません。

6.(市) 指定疾病者福祉手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

手当月額5,500円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。

(対象)

14ページ「難病医療費等助成」の対象者で都が発行する医療券または特定医療費受給者証をお持ちの方

※心身障害者（児）福祉手当及び20歳未満で保護者が児童育成手当（障害手当）を受けている方、20歳以上は本人、20歳未満は本人または保護者の所得が一定額を超える方(24ページ参照)、施設に入所している方は対象になりません。また、65歳以上で新規認定された方は申請できません。

7.(国) 特別児童扶養手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

重度障害児は手当月額55,350円、中度障害児は手当月額36,860円を4月、8月、12月にそれぞれ前月までの4か月分を受給者の指定した金融機関の口座に振り込みます。（12月期については11月に支払われます。）なお、申請のあった月の翌月分から支給対象となります。

(対象)

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父・母または養育者の方。一部を除き、指定の診断書により判定されます。

(1)精神の発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態であるとき（愛の手帳1～3度程度、統合失調症、ダウン症、水頭症など）

(2)身体に重度、中度の障害や長期にわたる安静を必要とする症状があり、日常生活に著しい制限を受けるとき（身体障害者手帳1～3級程度、その他の内部障害）

※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度の場合でも該当となることがあります。

※前年の所得が一定額を超えている方(24ページ参照)、児童が施設に入所している方、及び児童が障害年金を受給している方は対象外になります。

※特別児童扶養手当の受給者は、申請により上下水道料金、ごみ処理手数料が減免になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。

8.(国) 児童扶養手当

担当窓口：子育て応援課育成係

手当額は所得及び児童の人数によって決まります。支給方法は1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月までの2か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請に必要な書類がそろった月の翌月分から支給します。

(対象)

18歳に達した日の属する年度末までの次のいずれかに該当する児童（ただし、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1・2度及び3度の一部、精神障害があり、定型様式の診断書による医師の判定で認定された障害児は20歳未満まで）を養育している父・母または養育者の方

(1)父母が離婚した児童

(2)父または母が死亡した児童

(3)父または母が生死不明の児童

(4)父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(5)父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童

(6) 婚姻によらないで生まれた児童
(7) 父または母が障害者手帳１級、２級程度の障害の状態にある児童
(8) 父または母が母または父の申立てにより保護命令を受けた児童

※所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に入所している方は受給できません。また、公的年金受給可能者は年金受給が優先となります。年金受給月額（障害基礎年金の場合は子の加算部分の月額相当）が児童扶養手当月額より低い場合、その差額が支給されます。

窓　口　子育て応援課コールセンター　ＴＥＬ：０５７０－０８－８１０５

9.㊎ 児童育成手当（育成手当）

担当窓口：子育て応援課育成係

手当月額13,500円を２月、６月、10月にそれぞれ前月までの４か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

（対象）

18歳に達した日の属する年度末までの児童で、次のいずれかに該当する児童を養育している父・母または養育者の方

(1) 父母が離婚した児童
(2) 父または母が死亡した児童
(3) 父または母が生死不明の児童
(4) 父または母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童
(5) 父または母に引き続き１年以上遺棄されている児童
(6) 婚姻によらないで生まれた児童
(7) 父または母が障害者手帳１級、２級程度の障害の状態にある児童
(8) 父または母が母または父の申立てにより保護命令を受けた児童

※前年の所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に入所している方は受給できません。

窓　口　子育て応援課コールセンター　ＴＥＬ：０５７０－０８－８１０５

10.㊎ 児童育成手当（障害手当）

担当窓口：子育て応援課育成係

手当月額15,500円を２月、６月、10月にそれぞれ前月までの４か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

（対象）

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している父・母または養育者の方

(1) 愛の手帳１～３度程度の児童
(2) 身体障害者手帳１・２級程度の児童
(3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童
(4) 特別児童扶養手当を「知的障害」または「知的及び精神」で認定されている児童

※前年の所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に入所している方は受給できません。ただし、前年の所得が一定額以上の方は、「心身障害者（児）福祉手当」の対象になる場合があります。

窓　口　子育て応援課コールセンター　ＴＥＬ：０５７０－０８－８１０５

手当等所得制限限度額一覧表

<table>
<tr><th rowspan="3">扶養親族等の数</th><th colspan="2">①特別障害者手当等</th><th colspan="2">②特別児童扶養手当</th><th colspan="2">③心身障害者手当</th><th rowspan="2">④心身障害者医療費助成</th></tr>
<tr><th>本　　人</th><th>扶養義務者</th><th>本　　人</th><th>扶養義務者</th><th>都　手　当
本人または扶養義務者</th><th>市手当</th></tr>
<tr><td>0人</td><td>3,604,000</td><td>6,287,000</td><td>4,596,000</td><td>6,287,000</td><td>3,604,000</td><td>6,287,000</td><td>3,604,000
(6,287,000)</td></tr>
<tr><td>1人</td><td>3,984,000</td><td>6,536,000</td><td>4,976,000</td><td>6,536,000</td><td>3,984,000</td><td>6,536,000</td><td>3,984,000
(6,536,000)</td></tr>
<tr><td>2人</td><td>4,364,000</td><td>6,749,000</td><td>5,356,000</td><td>6,749,000</td><td>4,364,000</td><td>6,749,000</td><td>4,364,000
(6,749,000)</td></tr>
<tr><td>3人</td><td>4,744,000</td><td>6,962,000</td><td>5,736,000</td><td>6,962,000</td><td>4,744,000</td><td>6,962,000</td><td>4,744,000
(6,962,000)</td></tr>
<tr><td>4人</td><td>5,124,000</td><td>7,175,000</td><td>6,116,000</td><td>7,175,000</td><td>5,124,000</td><td>7,175,000</td><td>5,124,000
(7,175,000)</td></tr>
<tr><td>5人</td><td>5,504,000</td><td>7,388,000</td><td>6,496,000</td><td>7,388,000</td><td>5,504,000</td><td>7,388,000</td><td>5,504,000
(7,388,000)</td></tr>
<tr><td>6人
以上</td><td>1人につき38万円を加算した額</td><td>1人につき21万3千円を加算した額
(2人目から)</td><td>1人につき38万円を加算した額</td><td>1人につき21万3千円を加算した額
(2人目から)</td><td>1人につき38万円を加算した額</td><td>1人につき21万3千円を加算した額
(2人目から)</td><td>1人につき38万円を加算した額
(1人につき21万3千円を加算した額)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td rowspan="3">老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は1人に10万円、特定扶養親族については25万円を当該制限額に上乗せする。
⑤重度心身障害者手当
(本人、扶養義務者とも①の本人欄を準用)</td><td rowspan="3">老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。
ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。</td><td rowspan="3">老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は1人に10万円、特定扶養親族については25万円を当該制限額に上乗せする。</td><td rowspan="3">老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。
ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。</td><td colspan="2">本　　人
老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は1人に10万円、特定扶養親族については25万円を当該制限額に上乗せする。</td><td rowspan="3">老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は1人に10万円、特定扶養親族については25万円を当該制限額に上乗せする。
上段は都制度の限度額
下段は市制度の限度額</td></tr>
<tr><td colspan="2">扶養義務者
老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。
ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。</td></tr>
</table>

＊この表の見方
①には、障害児福祉手当と経過的福祉手当を含みます。
①と③についての本人とは、障害者（児）本人
扶養義務者とは、障害者（児）の父・母またはそれに準ずる方
②についての本人とは、障害児の父・母またはそれに準ずる方（父母共に収入がある場合は、所得の高い方。）
扶養義務者とは、父・母以外の者で障害児を養育する方
④と⑤については本人が20歳未満の場合は、その扶養義務者の所得、20歳以上は本人の所得が対象となります。
＊所得の計算のしかた
給与所得控除後の金額より、右の表の該当する項目を控除した額が上の表（限度額一覧表）の対象とする額です。

＊特定扶養親族
扶養されている16歳～22歳の方

所得計算一覧表

給与所得控除後所得－所得控除（下表による）＝手当上の認定所得								
控除の種類	① 特別障害者手当等		② 特別児童扶養手当		③ 心身障害者福祉手当		④ 心身障害者医療費助成	
	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者
雑　損　控　除	相　当　額		相　当　額		相　当　額		相　当　額	
医療費控除	相　当　額		相　当　額		相　当　額		相　当　額	
社会保険料控除	相当額	一律　８万円	一律　８万円		相当額	一律　８万円	相当額	一律　８万円
小規模企業等掛金控除	相　当　額		相　当　額		相　当　額		相　当　額	
配偶者特別控除	相当額（上限33万円）（住民税ベース）		相当額（上限33万円）（住民税ベース）		相当額（上限33万円）（住民税ベース）		相　当　額（上限38万円）	
特別障害者控除（本人）	×	40万円	40万円		×	40万円	×	40万円
障害者控除（本人）	×	27万円	27万円		×	27万円	×	27万円
特別障害者控除（扶養）	１人につき40万円		１人につき40万円		１人につき40万円		１人につき40万円	
障害者控除（扶養）	１人につき27万円		１人につき27万円		１人につき27万円		１人につき27万円	
寡婦（夫）控除	27万円		27万円		27万円		27万円	
ひとり親控除	35万円		35万円		35万円		35万円	
勤労学生控除	27万円		27万円		27万円		27万円	
給与所得及び公的年金等に係る所得控除	10万円		10万円		10万円		10万円	

障害者手当一覧表

身障手帳、愛の手帳の級・度及び障害者	年齢要件等	手当名	☆:支給制限			
			所得制限	施設入所	障害年金	3か月を超える入院
1・2級 1～3度	20歳未満	特別児童扶養手当(国)	☆	☆	☆	
		児童育成手当の障害手当(都)	☆	☆		
		児童育成手当の所得制限を越える場合は心身障害者福祉手当(市)	☆	☆		
	一部を除き診断書で判定	障害児福祉手当(国)	☆	☆	☆	
	20歳以上(年齢要件あり)	心身障害者福祉手当(都)	☆	☆		
		支給制限該当の場合は(市)	☆	☆		
	18歳年度末前の児童を養育している父または母が障害の場合	児童扶養手当(国)	☆	☆	☆	
		児童育成手当(都)	☆	☆		
3級	20歳未満4級の一部は診断書で判定	特別児童扶養手当(国)	☆	☆	☆	
	年齢要件あり	府中市心身障害者(児)福祉手当(市)	☆	☆		
4級・4度	年齢要件あり	府中市心身障害者(児)福祉手当(市)	☆	☆		
脳性マヒ・進行性筋萎縮症	20歳未満	児童育成手当の障害手当(都)	☆	☆		
		児童育成手当の所得制限を越える場合は心身障害者福祉手当(市)	☆	☆		
	20歳以上(年齢要件あり)	心身障害者福祉手当(都)	☆	☆		
		支給制限該当の場合は(市)	☆	☆		
精神障害	20歳未満	障害児福祉手当(国) 診断書で判定	☆	☆	☆	
	20歳以上	特別障害者手当(国) 診断書で判定	☆	☆		☆
特殊疾病等	年齢要件あり	指定疾病者福祉手当(市)(難病医療費等助成の医療券・受給者証をお持ちの方が対象)	☆	☆		
重度の知的障害で著しい精神症状を有する方 重度の知的障害と重度の身体障害の重複している方 重度の肢体不自由で四肢機能障害の方(年齢要件あり)		東京都重度心身障害者手当(都) 都判定医の診断により判定	☆	☆		☆
20歳以上の方で、おおむね2級以上の障害を重複して有する方、最重度の肢体不自由、内部障害、精神障害の方		特別障害者手当(国)(一部を除き診断書で判定)	☆	☆		☆

(注1) 住民税(非)課税証明書には所得金額のほかに「扶養親族等の数」や「控除の種類」の記載があるもの

＊ 上記の内容についての問合せは、障害者福祉課　ＴＥＬ：０４２－３３５－４１６２
子育て応援課
コールセンター　ＴＥＬ：０５７０－０８－８１０５

＊ 上記以外の障害に関する年金については、保険年金課　ＴＥＬ：０４２－３３５－４０６６

☆:添付書類が必要★:添付書類が必要な場合がある				手当月額	支給月	窓口
転入者は住民税(非)課税証明書(注1)	戸籍謄本又は抄本	家族全員の住民票	年金証書年金額改定通知書			
★	☆	★		重度55,350円 中度36,860円	4・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・6・10	子育て応援課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,690円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★						
★	☆		☆	所得、公的年金受給額および児童の人数によって決まります	1・3・5・7・9・11	子育て応援課
★	☆			1人13,500円	2・6・10	子育て応援課
★	☆	★		重度55,350円 中度36,860円	4・8・11	障害者福祉課
★				7,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				7,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・6・10	子育て応援課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★						
★				15,690円	2・5・8・11	障害者福祉課
★			★	28,840円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				5,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				60,000円	毎月	障害者福祉課
★			★	28,840円	2・5・8・11	障害者福祉課

5. 年金など

1.㊀ 障害基礎年金（国民年金）

担当窓口：保険年金課年金係

国民年金加入中や20歳前で年金制度に加入していない期間に初診日（初めて医師等の診療を受けた日）がある病気やけがによって、障害等級の1・2級のいずれかに該当する場合に支給されます。

初診日が60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金を受給されていない国内在住の方も対象です。

（障害基礎年金を受けるための要件）

次の要件すべてを満たした場合に支給されます。

(1) 初診日において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること。

(2) 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日）の障害の程度が政令で定められている障害等級の1・2級のいずれかに該当していること。

※障害認定日に障害の状態が軽くても、65歳に達するまでに症状が悪化したときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

(3) 初診日の前日において、次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。

①保険料納付要件の原則

初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間（保険料免除（全額免除・一部納付）期間・猶予期間・学生納付特例期間を含む）と厚生年金保険の被保険者期間（共済組合の組合員期間を含む）が3分の2以上あること。

②保険料納付要件の特例（令和8年3月31日までの特例）

令和8年3月31日以前に初診日がある場合は、上記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、初診日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ要件を満たします。

（20歳前に初診日があるとき）

20歳前の病気やけがにより障害が残り、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日）に、障害基礎年金を請求し、障害等級の1・2級のいずれかに該当する場合、支給されます。ただし、本人の前年所得が一定額以上のときは、障害基礎年金の全額または半額の支給が停止されます。

（年金額（令和6年度の額））

	67歳以下の方	68歳以上の方
1級障害	1,020,000円（月額 85,000円）	1,017,125円（月額 84,760円）
2級障害	816,000円（月額 68,000円）	813,700円（月額 67,808円）

※身体障害者手帳等の等級とは基準が違います。詳しくは窓口にお問い合わせください。

窓　口

保険年金課　年金係　**ＴＥＬ：０４２－３３５－４０６６**

府中年金事務所　府中市府中町２－１２－２　**ＴＥＬ：０４２－３６１－１０１１（代）**

ねんきんダイヤル　**ＴＥＬ：０５７０－０５－１１６５**

2.(国) 特別障害給付金

担当窓口：保険年金課年金係

初診日（初めて医師等の診療を受けた日）に、国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受けられなかった方のための制度です。

（対象）

次の(1)または(2)に該当し、国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた病気やけがによって、現在、障害基礎年金の１・２級の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。申請についても65歳に達する前日までに請求する必要があります。

(1)平成３年３月以前に国民年金に任意加入対象であった学生

※夜間部、定時制、通信制等を除きます。

(2)昭和61年３月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金等に加入していた方の配偶者

（支給額（令和６年度の額））

障害基礎年金の１級に該当する方…月額　55,350円

障害基礎年金の２級に該当する方…月額　44,280円

窓　口　保険年金課　年金係　　ＴＥＬ：０４２－３３５－４０６６

3.(国) 障害厚生年金・障害手当金

（対象）

初診日（初めて医師等の診療を受けた日）が厚生年金加入中の方で、次の２つの要件のどちらにも該当する方

（障害厚生年金・障害手当金を受けるための要件）

(1)障害認定日（初診日から１年６か月を経過した日、または１年６か月以内に症状が固定した日）の障害の程度が政令で定められている障害等級の1～3級のいずれかに該当していること。

※障害手当金の場合は、初診日から５年以内に治っていて、３級の障害よりやや軽い障害の状態にあること。

(2)障害厚生年金を受けるために必要な保険料の納付要件（前項目　障害基礎年金と同じ）を満たしていること。

※障害基礎年金と同様に障害認定日に障害の状態が軽くても、65歳に達するまでに症状が悪化したときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。

（年金額）

報酬比例の年金額に一定の率をかけた額が年金額となります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

窓　口　府中年金事務所　府中市府中町２－１２－２　ＴＥＬ：０４２－３６１－１０１１（代）

ねんきんダイヤル　　ＴＥＬ：０５７０－０５－１１６５

4.㊎ 心身障害者扶養共済制度

担当窓口：障害者福祉課援護係

障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときは、障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。（障害者１人に対して、１人の保護者のみ加入可）

（対象）

次のすべての要件を満たしている方

(1) 障害者（次項の障害者の範囲に該当する方）の保護者であること

(2) 都内に住所を有すること

(3) 年度初日（４月１日）の年齢が65歳未満であること

(4) 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

（障害者の範囲）

次のいずれかに該当する障害のある方

(1) 知的障害者

(2) 身体障害者（1～3級）

(3) 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が(1)または(2)と同程度の方（たとえば、精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

（掛け金と口数）

掛け金は加入年度の初日（４月１日）の加入者（保護者）の年齢により決定し、障害者１人につき２口まで加入できます。

１口当たり　月額9,300円～23,300円（金額は改定されることがあります。）

※ 加入者が次のいずれかに該当するときは、１口目の掛け金の減額申請ができます。

(1) 生活保護を受けている場合

(2) 市民税が非課税または免除されている場合

(3) その他、知事が特に減額を必要と認める場合（罹災）

ただし、都外へ転出した場合と障害者の方が東京都心身障害者扶養年金制度の年金を受給している場合は、減額は受けられません。

（年金額）

１口当たり　月額20,000円

5.㊌ 原爆被爆者援護金

担当窓口：障害者福祉課生活係

援護金年額10,000円を指定口座に振り込みます。（毎年８月）

（対象）

被爆者健康手帳の交付を受けている方で、その年の７月１日現在、府中市民である方

6. 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービス

障害者総合支援法に規定される、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害を含む）、難病患者等を対象としたサービスは、「自立支援給付」「地域生活支援事業」のほか、児童福祉法に規定される障害児を対象としたサービスがあります。

「自立支援給付」は、障害の程度や社会活動、介護者や居住の状況などに応じて提供されるサービスで、「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じて提供されるものです。

1.障害福祉サービスの体系

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

（対象）

障害のある方で日常生活を営むのに次の内容の支援が必要とされる方

※精神障害者の方は、精神科に通院治療中で症状が安定している方が対象となります。また、介護保険の対象となる方は介護保険が優先されます。

（自立支援給付）

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での身体介護、家事援助のほか、通院介助などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害者もしくは精神障害により常に行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動の援護や外出先での必要な視覚情報の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（宿泊を伴う）
	療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

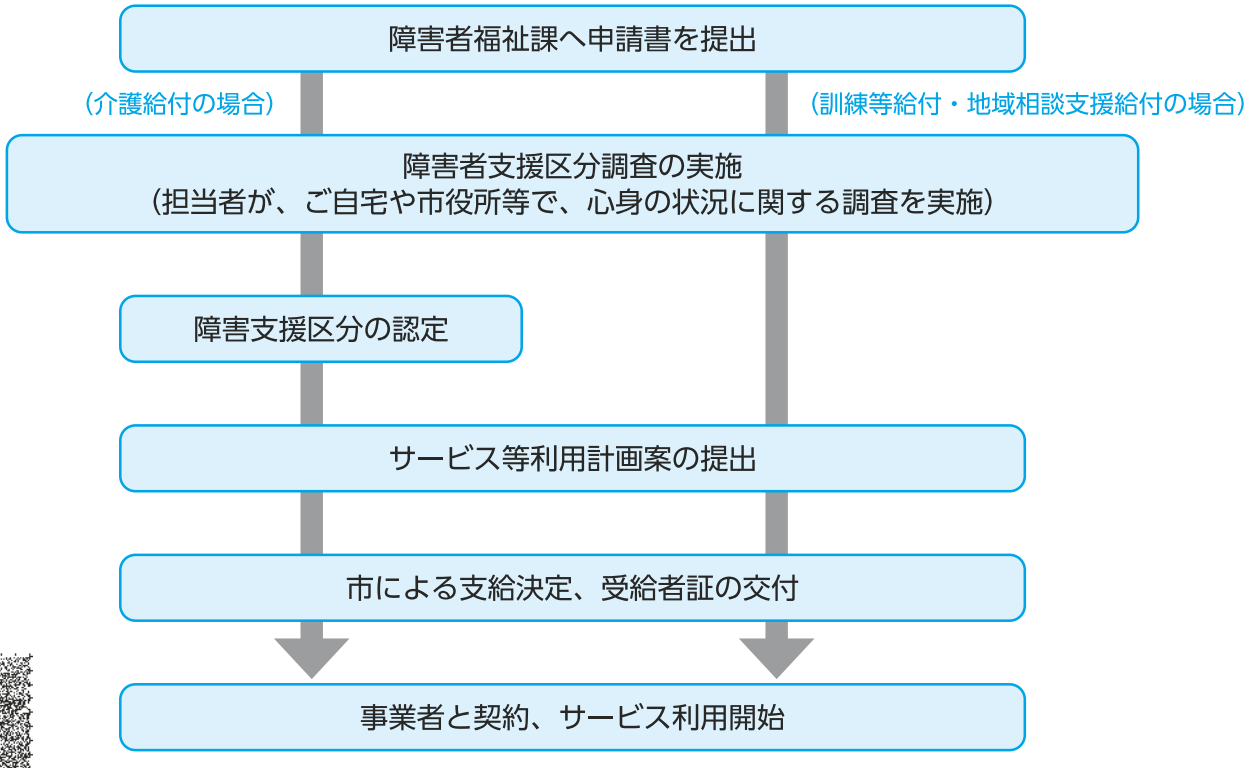
訓練等給付	自立訓練	機能訓練 生活訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		宿泊型	居室等の設備を利用して、日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）		一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援		就労移行支援等を利用して、一般企業等に新たに雇用された人の就労の継続を図るための必要な支援を行います。
	自立生活援助		居宅における自立した日常生活を送るうえで問題を抱える人に環境整備に必要な援助を行います。
	共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
補装具	補装具（36ページ参照）		障害を補うために必要とされる用具の費用を助成します。
地域相談支援給付	地域移行支援		入院や施設へ入所している人に、地域で生活するための相談や支援等を行います。
	地域定着支援		単身等で地域に生活する人に、連絡体制の確保や相談及び助言等を行います。

（地域生活支援事業）

地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	日中一時支援	日中における活動の場の提供を行います。
	地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

1－2.障害福祉サービスを利用するための流れ

サービスを利用するためには、市への申請が必要です。申請からサービス利用開始までの流れは次のとおりです。



2. サービス等利用計画・障害児支援利用計画　担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

指定相談支援事業者がサービス利用者の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために計画を作成します。費用は無料です。ご希望する場合は、担当窓口までご相談ください。

（対象）

障害福祉サービス、障害児通所支援をご利用の方

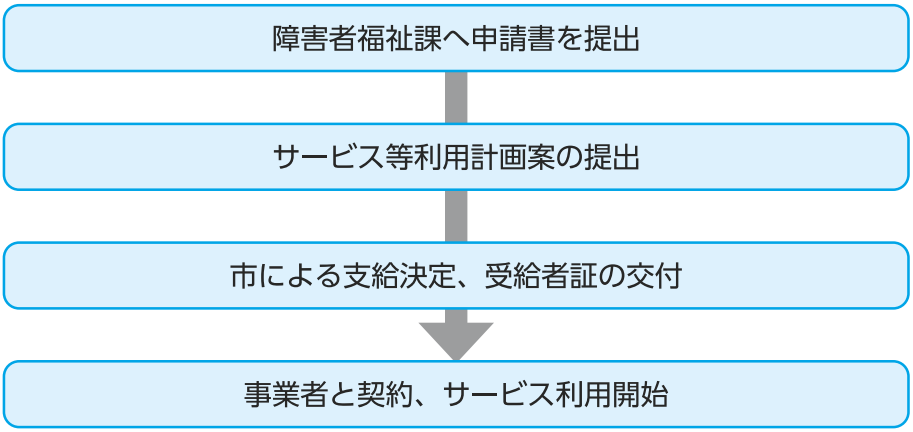
障害児通所支援

1. 障害児通所支援（児童福祉法によるサービス）　担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

障害児通所給付	児童発達支援	未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	就学している児童に、放課後または休日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

1－2. 障害児通所支援を利用するための流れ

障害児通所支援を利用するには、市への申請が必要です。



その他

1. 在宅障害者（児）ショートステイ事業　担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

介護者が疾病等により障害者（児）を一時的に介護できない場合や介護者が休養を必要とする場合に、障害者（児）を保護します。（ＡＢ共通）

Ａ－知的障害者援護施設　　なごみ（運営　社会福祉法人　調布市社会福祉事業団）

Ｂ－障害者支援施設　　みずき（運営　社会福祉法人　足立邦栄会）

（場所）

Ａ－東京都調布市西町２９０－４

Ｂ－東京都府中市朝日町３－１７－５

（対象）

Ａ－愛の手帳を所持する18歳以上の在宅の方（府中市・調布市・三鷹市で運営している３市共同枠については15歳以上）。
ただし、介護保険対象の方、伝染性疾患がある方、常時車いすで生活をされている方、医療的ケアが必要な方、精神疾患等により安全に保護することが困難な方は対象外となります。

Ｂ－身体障害者手帳を所持する小学生以上65歳未満の在宅の方で、日常の移動が困難な方。
ただし、介護保険対象の方、伝染性疾患がある方、医療的ケアが必要な方、精神疾患等により安全に保護することが困難な方は対象外となります。

（定員）

Ａ－１日につき府中市枠２人、３市共同枠２人

Ｂ－１日につき１人

（申込・予約方法）ＡＢ共通

事前に利用登録申込を行い、利用登録決定を受けてください。登録後、利用の予約・利用申込をしてください。予約は利用２か月前の１日（１日が休日の場合は最初の平日）から障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）の電話にて受付を開始しています。

（費用負担）

Ａ－障害支援区分、負担上限月額等により異なります。

Ｂ－市民税課税世帯の方は１日当たり600円の自己負担があります。

※生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。その他、食費等の自己負担があります。

2. 東京都在宅難病患者一時入院事業

東京都が契約した病院に、必要と認められた場合入院できます。入院期間は最長１か月間が原則です。年間（年度内）で通算して90日を限度とします。ただし、希望どおり入院できない場合があります。ご希望の場合は保健所にご相談ください。

（対象）

都内在住で、医療費助成対象疾病にかかっている方で、家族等の介護者の療養・休息等の理由により、在宅での介護を受けることが困難になった方

窓　口

東京都多摩府中保健所　保健対策課　地域保健第一担当

ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４・ＦＡＸ：０４２－３６０－２１４４

3. ㊎ 重度脳性麻痺者介護事業

担当窓口：障害者福祉課援護係

登録された介護人が、外出の手引き、同行その他必要な用務を行った際に手当を支給します。利用日数は、１か月12日以内です。

（対象）

20歳以上で、重度の脳性麻痺の身体障害者手帳１級の方

※障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）、地域生活支援事業の移動支援もしくは地域活動支援センター事業の利用決定または介護保険制度における訪問介護、もしくは通所介護のサービスを受けている時は利用できません。

（介護人登録）

介護人は、家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）のみ登録できます。ただし、市区町村

の職員は登録できません。

4.重症心身障害児（者）及び医療的ケア児在宅レスパイト等事業　担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）及び障害児に対し、府中市と委託契約した訪問看護事業者の看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュ、就労等の支援を図ります。

(1)利用時間は単年度144時間を超えない範囲（年度途中に利用開始した方は、翌年３月までの月数に12時間を乗じた範囲）。

(2)1回につき、2時間から４時間まで30分単位で利用できます。

（対象）

次のいずれにも該当する方を介護する家族等

(1)別表に定められた医療的ケアが必要な方で、①か②のいずれかに該当する方

①重症心身障害児（者）※　　②障害児

(2)府中市に住所を有し、家族等の介護のもと、現に居宅で生活している方

(3)医療保険制度による訪問看護を利用している方

※重症心身障害児（者）とは、身体障害者手帳１級または２級（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）に該当し、かつ愛の手帳１・２度を有する方または同者と同等の状態と認められる方であって、18歳に達する前にその状態になった方をいいます。

	医療的ケアの内容
1	人工呼吸器（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・ＮＩＰＰＶ・ＣＰＡＰ等を含む。）管理
2	気管内挿管または気管切開
3	鼻咽頭エアウェイの使用
4	酸素吸入
5	頻回（１日当たり６回以上をいう。）の吸引
6	ネブライザー（１日当たり６回以上使用または継続して使用する場合に限る。）の使用
7	中心静脈栄養（ＩＶＨ）
8	経管栄養（経鼻及び胃ろうによるものを含む。）
9	腸ろうまたは腸管栄養
10	継続して行う透析（腹膜灌流を含む。）
11	１日あたり３回以上行う定期導尿
12	人口膀胱の使用
13	人工肛門の使用

7. 補装具費・日常生活用具

1. 補装具の購入等

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

就労、就学や日常生活の利便を図るために必要な補装具を購入、修理、借受け（一部品目に限る）するときに費用を支給します。支給される費用は、判定等で認められた処方により、それぞれ上限が定められています。

(1)視覚障害者用　眼鏡、義眼、コンタクトレンズ、視覚障害者安全つえ等
(2)聴覚障害者用　補聴器
(3)肢体不自由者用　義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、姿勢保持装置、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（音声言語機能喪失者含む）等

（対象）

身体障害者手帳をお持ちの方または難病患者の方で更生相談所の判定等により交付が認められた方。ただし、介護保険対象者は介護保険制度を優先します。

※世帯（本人及び配偶者）のうち、市民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は、対象外となります。対象者が児童（18歳未満）の場合にはこの限りではございません。

（費用負担）

市民税課税世帯の方は、補装具費の1割が自己負担となります。

生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。なお、支給額の上限を超えた費用については、全額自己負担となります。

（申請に必要なもの）

(1)身体障害者手帳
(2)医師の意見書等、または難病患者と分かるもの（特定疾患医療受給者証、登録者証等）
(3)補装具製作修理見積書

※購入、修理、借受け後の助成はできません。補装具の種目によって手続き方法が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

2. 日常生活用具等の給付

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

日常生活を容易にするための各種用具及び住宅設備改善の費用を給付します。給付種目及び対象者は次ページからの表(37～44ページ参照)のとおりです。

（対象）

障害者手帳をお持ちの方、または難病患者の方。ただし、介護保険対象者は一部品目を除き、介護保険制度を優先します。

※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）のうち、市民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は、対象外となります。

（費用負担）

市民税課税世帯の方は、日常生活用具購入価格の1割が自己負担となります。ただし、ストマ装具、紙おむつ等、人工鼻、点字図書については、1割部分についても給付を受けることができます。

生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。 なお、給付限度額を超えた費用については、全額自己負担となります。

また、点字図書の一般図書購入価格相当額は自己負担となります。

※購入・工事後の助成はできません。必ず事前に相談してください。

品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
特殊寝台	下肢・体幹移動	1・2	6歳以上	寝返りや起き上がりができない方	頭部又は、頭部かつ脚部の傾斜角度を個別に設定することができるもの。マットレスは含まない
				床からの立ち上がりができない方や支えがないと座った姿勢が維持できない方	
	内部	1～4		補装具として車椅子の交付を受けており、立ち上がりや座った姿勢を維持するために支援が必要な方	
	難病患者	ー		寝たきりの状態にある方	
特殊マット	下肢･体幹･移動	1・2	3歳以上	自力での排泄が困難な方	失禁等によるマットの汚損を防止するための、表面加工が施されているもの
	知的	1・2			
	精神	1			
	難病患者	ー		寝たきりの状態にある方	床ずれ予防または失禁等による汚染、若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
	下肢・体幹移動	1・2		一日の大半を寝たきりで過ごすため、医師により褥創予防が必要と認められた方	多層空気室構造等の除圧機能を持ち、床ずれ予防に効果があるもの
特殊尿器	下肢・体幹移動	1・2	6歳以上	寝たきりのため下着交換にあたって家族その他の方の介護を常時必要とする方	自動的に尿を吸引することができるもの
	難病患者	ー		自力で排尿できない方	
入浴担架	下肢・体幹移動	1・2	3歳以上	入浴にあたって家族その他の方の介護を常に必要とする、座位保持または起き上がりのできない方	寝た状態のままで入浴することができるもので、安全性が確保されているもの
体位変換器	下肢・体幹移動	1・2	6歳以上	寝返りができないため、常に介護を必要とする方	介護者が容易に、寝返りをしたり姿勢を変えるのを補助できるもの
	難病患者	ー		寝たきりの状態にある方	

品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
移動用リフト	下肢・体幹移動	1・2	3歳以上	移乗または立ち上がりのできない方	吊り上げ方式等（天井走行型を除く）により利用者の移動を補助するもの
	難病患者	―		下肢または体幹機能に障害のある方	
訓練いす	下肢・体幹移動	1・2	3歳以上18歳未満	―	立ち上がりや座位保持の能力を高めるために必要な訓練機能を持つもの
訓練用ベッド	下肢・体幹移動	1・2	6歳以上18歳未満	下肢または体幹機能に障害のある方	腕または脚の機能の向上のための訓練ができる器具を備えたもの
	難病患者				
入浴補助用具	下肢･体幹･移動	―	3歳以上	入浴に介助を必要とする方	シャワーチェアや手すりなど、入浴時の移動や座位の保持、浴槽へ入る補助をすることができるもの。工事費は含まない。
	難病患者				
便器	下肢･体幹･移動	1・2	6歳以上	―	ポータブルトイレなど、手すりのついた腰掛け式のもので、安全に配慮されたもの
	難病患者	―		常に介護を要する方	
頭部保護帽	平衡・下肢移動・体幹	―	―	障害により転倒の恐れのある方	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもの
	知的			てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれのある方	
	精神				
歩行補助つえ	身体	―	―	歩行の際につえが必要な方	棒状またはＴ字型のもの
移動・移乗支援用具	平衡・下肢移動・体幹	―	3歳以上	自宅での移動に介助や手すり等を必要とする方	手すりやスロープなど、転倒予防や立ち上がりの動作補助、車椅子への移乗の補助、段差解消などの機能を持つもの。工事費は含まない。
	難病患者			下肢または体幹機能に障害のある方	
特殊便器	上肢	1・2	6歳以上	自分で排便の後始末ができない方	ウォシュレット等、温水・温風を出すことができ排便の処理ができるもの。工事費は含まない。
	知的	1・2			
	難病患者	―		上肢機能に障害のある方	

品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
火災警報機	身体	1～4	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	煙や熱を感知し、音または光により屋内外に火災の発生を知らせることができるもの。取り付けに要する費用を含む。
	知的	1～4			
	精神	1～3			
電磁調理器	視覚	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	音声案内機能や安全装置などがあり、障害のある方でも容易に使用することができるもの
	上肢	1・2			安全装置があり、障害のある方でも容易に使用することができるもの
	下肢・体幹・移動	1			
	知的	1・2			
	精神	1・2			
音響案内装置	視覚	1	–	–	歩行時間延長信号機用小型送信機（施設等に設置されている送信機の音声案内を受信できるもの、または信号機に設置された装置に歩行時間延長信号を送信できるもの）及びその送受信機から発信される信号を受信して自宅等の位置を知らせることができるもの
		2			歩行時間延長信号機用小型送信機
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	呼び鈴や電話の呼び出し音などを、視覚や触覚による信号に変換するもの
透析液加温器	腎臓	1	–	自己連続携行式腹膜灌流法による人工透析を行うために、医師により給付が必要と認められた方	自己連続携行式腹膜灌流法に使用する人工透析液を安全に加温できるもの
自動消火器	身体	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期消火を行うことができるもの
	知的				
	精神				
	難病	–			
ネブライザー（吸入器）	呼吸器	1～3	–	–	薬液を霧状にして噴霧する機能を持つもので、医師の指導により安全が確保できるもの
	身体			医師により給付が必要と認められた方	
	難病患者	–			

品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
電気式たん吸引器	呼吸器	1～3	―	―	口腔・気管内の痰を吸引する機能を持つもので、医師の指導により安全が確保できるもの
	身体			医師により給付が必要と認められた方	
	難病患者	―			
盲人用体温計	視覚	1・2	6歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	音声等による案内機能を持つもの
盲人用体重計	視覚	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	音声等による案内機能を持つもの
携帯用会話補助装置	音声・言語	―	6歳以上	口話、筆談、手話等によるコミュニケーションが困難な方	携帯式で言葉を音声または文章に変換する機能を持つもの
	肢体				
情報・通信支援用具	視覚	1・2	6歳以上	パソコンを使用しないと文字が読めない方	パソコンを操作する際に必要となる画面音声化等のソフトウェア及びその操作に必要となる周辺機器（視覚障害者向けに特殊な機能を持つものに限る。）で対象者が容易に使用することができるもの
	両上肢	1		パソコンを操作する際に特別な機能を必要とする方	パソコン操作を補助するための特殊キーボード、ジョイスティックその他の周辺機器等で対象者が容易に使用できるもの
点字ディスプレイ	視覚	1・2	6歳以上	点字の利用が可能な方（習得希望者含む）	文字等のパソコンの画面情報を点字等により示すことができるもの
点字器	視覚	―	6歳以上	点字の利用が可能な方（習得希望者含む）	据置式もしくは携帯式で、点字を書くための補助機能を持つもの
点字タイプライター	視覚	1・2	6歳以上	就学・就労している方（就労見込含む）	点字により入出力が行えるもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	1・2	6歳以上	字を読むことが困難な方	音声等による操作案内機能を持ち、音声を録音及び再生することができるもの
視覚障害者用ラジオ受信機	視覚	1・2	6歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	テレビ音声やAM/FM放送を受信する機能を有しFM補完放送に対応するもの

品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
視覚障害者用情報認識装置	視覚	1・2	6歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	文字・色・物品などの様々な情報を、音声等に変換して案内する機能を持つもの
視覚障害者用読書器	視覚	—	6歳以上	文字等を読むことが困難な方で、本装置により文字等を読むことが可能になる方	文字等を簡単に拡大してモニター等に映し出せるもの
				文字等を読むことが困難な方で、本装置により文字等を認識することが可能になる方	文字等を認識し、音声信号に変換して出力することができるもの
	視覚・難病			夜間等の低照度環境下において文字等を認識することが困難な方で、装置によりそれが可能になる方であって、医師により給付が必要と認められた方	夜間等の低照度環境下において、捉えた像の光を増幅させ、目の前のディスプレイに投影することで広範囲の視野を補うもので、対象者が容易に操作しうるもの
盲人用時計	視覚	1・2	18歳以上	—	触読、触感または音声による案内により、現在時刻等の確認ができるもの
聴覚障害者用通信装置	聴覚・音声言語	—	6歳以上	聴覚・音声言語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な方	一般の電話回線に接続する機器で、ＦＡＸやＴＶ電話など、音声の代わりに文字等により通信が可能なもの
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	1～3	6歳以上	—	障害のある方に向けた文字放送を受信し、テレビに表示する機能があるもの（地上波デジタル放送用機器など、一般向け放送機器は除く）
人工喉頭	音声・言語	1～4	—	—	喉頭の代わりに音源を口腔内に導き、構音化することができるもの。または、電気的に音声を拡大する等により発声の補助を行うもの
点字図書	視覚	—	6歳以上	点字の利用が可能な方	活字を点字に翻訳したもので、年間6タイトルまたは24冊まで

品目		給付条件				対象となるもの
		障害種別	障害等級	年齢	その他	
ストマ装具	消化器系	直腸・小腸	―	―	ストマを造設されている方	パウチ並びに、これを使用する際に必要となる以下に掲げる周辺用具及びそれらと用途を同じくするもの 【皮膚保護材、固定用ベルト、サージカルテープ、コンベックス・インサート、剥離剤、皮膚被膜材、下肢装着型蓄尿袋、夜間蓄尿袋、パウチカバー、皮膚保護剤穴開け専用はさみ、消臭剤】
	尿路系	膀胱・小腸				
紙おむつ等		身体	―	3歳以上	脳原性運動機能障害により、排泄の意思表示や処理ができず、医師により給付が必要と認められた方	紙おむつや脱脂綿、ガーゼ、さらし、洗腸装具など、排泄にあたり必要とするもの
		小腸・直腸・膀胱			二分脊椎により、排泄の意思表示や処理ができず、医師により給付が必要と認められた方	
収尿器		身体	―	―	脊椎損傷、二分脊椎等により、自力での排尿が困難な方	寝たままの姿勢、または座位状態で利用できるもので採尿器と蓄尿袋が一式となっているもの
浴槽		下肢・体幹移動	1・2	6歳以上	―	障害のある方が安全に利用できるよう配慮されたもの。給湯器を同時に取り付ける場合には、給付対象に含める。
フラッシュベル		聴覚・音声言語	1～3	6歳以上	―	呼び鈴や電話などの呼び出し音を、光に変換するもの
会議用拡聴器		聴覚	1～4	6歳以上	―	話し手の声を電波などで直接デジタル補聴器に送信するなどして、発言内容を伝える機能を持つもの
携帯用信号装置		聴覚・音声言語	1～3	6歳以上	―	送信機による合図が視覚、触覚等により知覚することができるもの

品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
ガス安全システム	身体	―	18歳以上	喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方で単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	異常発生時や天災時にガスを自動的に遮断できるもの
	下肢・体幹移動	1		単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	
空気清浄器	呼吸器	1～3	18歳以上	―	一般的な空気清浄器のうち、対象者の必要とする機能を持つもの
エアコン（ルームクーラー）	身体	―	18歳以上	頚椎損傷等により体温調節機能を喪失した方で医師により給付が必要と認められた方	一般的なエアコンのうち、対象者の必要とする機能を持つもの
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和濃度測定器）	肢体不自由	1・2	―	ALS等のため医師により給付が必要と認められた方	障害のある方が容易に使用できるもので、動脈血中酸素飽和濃度を測定できるもの
	呼吸器	1～4		医師により給付が必要と認められた方	
	難病患者	―			
手動式人工呼吸器	肢体不自由	1・2	―	ALS等により人工呼吸器を使用しており、医師により給付が必要と認められた方	障害のある方及びその家族が医師の指示書を元に安全かつ容易に使用できるもの
	呼吸器	1～4		人工呼吸器を使用しており、医師により給付が必要と認められた方	
埋込型用人工鼻（HMEカセット、ベースプレート）	音声・言語そしゃく	―	―	喉頭を全摘出し常時埋込型の人工喉頭を使用している方	障害のある方が容易に使用できるもの
住宅設備改善【小規模改修】	下肢・体幹・移動	1～3	6歳以上65歳未満	―	1.手すりの取付け 2.段差の解消 3.滑り防止または移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 4.引き戸等への扉の取替え 5.洋式便器等への便器の取替え 6.その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる改修
	内部	―		補装具として車椅子の交付を受けた方、もしくはそれに準ずる方	
	難病	―		下肢または体幹機能に障害のある方	
	上肢	1・2		特殊便器の取付けを行う方	特殊便器への取替えに伴う用具の購入費及び改修工事費

品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
住宅設備改善 【中規模改修】	下肢･体幹･移動	1 ・ 2	6歳以上 65歳未満	―	1. 小規模改修の給付を受けてなお超過額が発生するもの 2. 小規模改修の対象とならない便所、浴室、玄関、居室、台所等の改修に係るもので、対象者の生活動作等の補助のため、市長が必要と認めるもの ※特殊便器工事を含む場合、上肢２級以上が追加条件となります。
	内部	―		補装具として車椅子の交付を受けた方、もしくはそれに準ずる方	
住宅設備改善 【屋内移動設備】	上肢・下肢 体幹・移動	1	6歳以上	歩行ができない状態の方	天井走行型リフト、階段昇降機等の固定レールを設置し、対象者の体を保持し、屋内の移動を支援する設備の機器本体及び設置に係る費用
	内部	―		歩行ができない状態の方で、補装具として車椅子の交付を受けた、もしくはそれに準ずる方	

3. ㊊ 心身障害者（児）のおむつの給付　担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

種目	対象者			方法	助成限度額	所得制限
おむつ	年齢	手帳	障害種別／等級	現物の支給 〔入院等の場合は購入費の助成〕	月額 10,000円	あり
	3歳以上	身体障害者手帳	肢体不自由 1 ・ 2級			
		愛の手帳	1 ・ 2度			

※世帯（18 歳以上は本人及び配偶者）の市民税所得割額の合計が 28 万円以上の方、他の制度でおむつ等の支給を受けている方は、対象外となります。

（申請に必要なもの）

(1) 身体障害者手帳・愛の手帳　(2) 本人名義の口座番号がわかるもの（現金助成の申請の場合）

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。
詳しくは、お問い合わせください。

4. 中等度難聴児補聴器購入費助成　担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

中等度難聴児の言語の習得や生活能力等の向上のために、補聴器本体を購入する際にかかる費用について、144,900 円までを助成します。消耗品の購入や、本体・部品の修理にかかる費用は対象となりません。

（対象）

18 歳未満で、市内に住所を有する、次のいずれにも該当する児童

(1) 身体障害者手帳（聴覚障害）の認定基準に該当しないもののうち、両耳の聴力レベルが概ね 30 デシベル以上の児童

(2) 補聴器の使用により、言語の習得、生活能力の向上等が期待できると医師に判断さ

れた児童

（費用負担）

市民税課税世帯の方は、補聴器購入費の１割が自己負担となります。生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。なお、助成額の上限を超えた費用については、全額自己負担となります。

（申請に必要なもの）

(1) 中等度難聴児補聴器購入費助成金交付意見書
(2) 補聴器購入費見積書
(3) その他調査に必要とする税証明等
※購入後の助成はできません。必ず事前に相談してください。

5. 盲人用具の販売あっせん

音声時計、触読式時計、音声体温計、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字器、白杖など購入できます。直接、日本点字図書館及び日本視覚障害者団体連合へお申し込みください。

窓　口

日本点字図書館用具事業課	ＴＥＬ：０３－３２０９－０７５１
	ＦＡＸ：０３－３２００－４１３３
わくわく用具ショップ	ＨＰ：https://yougu.nittento.or.jp/
日本視覚障害者団体連合用具購買所	ＴＥＬ：０３－３２００－６４２２
	ＦＡＸ：０３－３２００－６４２８

8. 日常生活の支援

生活の支援

1. 身体障害者福祉電話使用料助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

回線使用料、配線使用料、ユニバーサルサービス料及び通話料金（月額600円まで）を助成します。なお、対象はNTTの回線に限ります。

（対象）

生活保護受給世帯、所得税または市民税が非課税である世帯、市民税均等割世帯で次の(1)または(2)に該当する方を含む世帯

※令和６年度より、新規受付を廃止しています。

(1)18歳以上で、下肢、体幹、内部、視覚障害が１・２級の身体障害者手帳を持ち、かつ外出困難な方

(2)18歳以上で、聴覚障害が２級の身体障害者手帳を持つ方

(3)固定電話以外の通信手段（携帯電話等）がない方

2. 電話設置時等優遇措置

身体障害者の方などが設置するシルバーホン等の福祉機器の使用料及び工事費が半額程度に減額になります。

（対象）

65歳以上の１人暮らしの方、身体障害者手帳をお持ちの方

窓　口

電話に関するご注文は、局番なしの「116」へ

耳や言葉の不自由な方は、**ふれあいＦＡＸ：０１２０－２０－１４６５**へ

3. 心身障害者寝具乾燥サービス

担当窓口：障害者福祉課生活係

障害のある方の布団を回収し、乾燥等の処理を済ませて、各自宅へ届けます。なお、乾燥は年10回、水洗い(※)は年２回です。（※）水と洗剤により寝具の汚れを洗い流す洗浄方式

（対象）

身体障害者手帳１・２級または愛の手帳１～３度の方。ただし、布団の衛生管理ができる65歳未満の方と同居の方は利用できません。また、65歳以上で要介護３以上の方は介護保険課で「寝具乾燥サービス」をご利用いただくことになります。

（申請に必要なもの）

身体障害者手帳または愛の手帳

4. 重度身体障害者入浴サービス

担当窓口：障害者福祉課生活係

年48回、巡回入浴車が訪問し、在宅での入浴サービスを提供します。

（対象）

東京都重度心身障害者手当を受給している方で、身体障害者手帳肢体不自由２級以上の障害があり、家族の介護によって入浴することが困難な小学生以上の方。ただし、介護保険対象者の方は利用できません。

（申請に必要なもの）

(1)身体障害者手帳　(2)承諾書　(3)病院の証明書（市所定の用紙）

※病院の証明書作成代の助成はありません。

5. 在宅心身障害者（児）理髪サービス

担当窓口：障害者福祉課生活係

年８回を限度として、理髪師を派遣し、在宅での理髪サービスを提供します。

（対象）

東京都重度心身障害者手当を受給している方で、身体障害者手帳体幹、下肢に関して２級以上の障害があり、理髪店に行くことが著しく困難な小学生以上の方。ただし、寝たきり高齢者理髪サービスを受けられる方は利用できません。

（申請に必要なもの）

身体障害者手帳

6. 身体障害者等、はり・きゅう・マッサージ・機能回復受術券

担当窓口：障害者福祉課生活係

市と契約をしている施術院で利用できる受術券を年10枚交付します。原則として２枚で１回の施術が受けられます。

（対象）

肢体不自由で身体障害者手帳をお持ちの方、または東京都難病医療費助成の対象者で、都医療券・都受給者証をお持ちの方

（制限）

世帯（18歳以上は本人及び配偶者）の市民税所得割額合計が28万円を超える方は対象外となります。

（申請に必要なもの）

身体障害者手帳、または東京都が認定する難病医療券・難病受給者証

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。

7.スモン患者に対するはり等施術費の助成

東京都と契約をした施術所で月７回を限度に施術費用について次の金額を助成します。

(1)はり	2,810円/回（初回2,910円）
(2)きゅう	2,810円/回（初回2,910円）
(3)はり、きゅう２術併用	3,930円/回（初回4,030円）
(4)はりまたはきゅう及びマッサージ２術併用	3,930円/回（初回4,030円）
(5)あんま、マッサージまたは指圧	2,810円/回

なお、(1)～(4)で電気鍼（はり）または電気温灸器を使用した場合は、上記助成額に１回あたり100円が加算されます。

また、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、往療料2,300円/回（原則、片道16km以内）を助成します。

（対象）

東京都内に住所を有するスモン患者で、はり、きゅう、あん摩（あんま）、マッサージ及び指圧の施術を希望する方

※医療保険各法によるはり等に関する保険給付がある方、生活保護法によるはり等に関する医療扶助を受けている方は、利用できません。

ただし、施術に要した費用がこの金額に満たない場合は、当該要した費用とします。

窓　口

東京都保健医療局保健政策部　疾病対策課

ＴＥＬ：０３－５３２０－４４７２・　ＦＡＸ：０３－５３８８－１４３７

8.NHK放送受信料の減免

担当窓口：障害者福祉課生活係

（対象）

全額免除

(1)身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合

(2)知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合

(3)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合

半額免除

(1)視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合

(2)身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

(3)重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合

(4)精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

(5)戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第１款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

（申請に必要なもの）

障害者手帳

※全額免除の場合、市外から転入された方は、前住所地での非課税証明書が必要になります。詳しくは、担当窓口へお問合せください。

窓　口

NHK西東京営業センター　立川市曙町２－２２－２０　立川センタービル12階
ＴＥＬ：０４２－５２８－６０００

9-1. 特別児童扶養手当受給世帯水道・下水道料金の基本料金免除

水道・下水道料金のうち基本料金相当を免除します。

（対象）

特別児童扶養手当を受給している世帯

窓　口

特別児童扶養手当受給世帯は特別児童扶養手当証書と印鑑をお持ちになって、東京都水道局府中サービスステーション（府中市寿町3-4-6）へお越しください。

（問合せ）

水道局お客さまセンター
ＴＥＬ：０５７０－０９１－１００　　**ＦＡＸ**：０４２－５４８－５１１５
０４２－５４８－５１１０

9-2. 低所得障害者世帯下水道使用料の基本料金免除

担当窓口：下水道課業務係、障害者福祉課生活係

下水道使用料のうち基本料金相当（1か月につき266円に消費税及び地方消費税を加えた額）を免除します。

（対象）

障害者手帳をお持ちの方がいる市民税非課税の世帯。ただし、他の下水道使用料の減免制度との併用はできません。

（申請に必要なもの）

(1)障害者手帳　(2)検針票または請求書
※市外から転入された方は、前住所地での非課税証明書が必要になります。

窓　口

下水道課　業務係（府中市寿町1-5　府中駅北第２庁舎５階）
ＴＥＬ：０４２－３３５－４３８１・**ＦＡＸ**：０４２－３３５－０１２５
※障害者福祉課生活係でも、受付いたします。

10. ごみ処理に関する減免

担当窓口：資源循環推進課管理係

(1) 家庭ごみ有料袋の減免
申請に基づき市指定の有料袋を無料で１年分交付します。申請時期によって交付枚数が異なります。

(2) 粗大ごみ処理の減免
申請に基づき市指定の粗大ごみシールを無料で交付します。

（対象）

(1) 児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している世帯

(2) 身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度、精神障害者保健福祉手帳１・２級をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合

（申請に必要なもの）

(1) 児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている方
手当証書

(2) 障害者手帳をお持ちの方
障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。
詳しくは、お問い合わせください。

※(1)、(2) ともに代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類も必要となります。

窓　口

資源循環推進課　管理係
ＴＥＬ：０４２－３３５－４４００・**ＦＡＸ**：０４２－３３６－５１８１

11. 郵便料金の減免

(1) 聴覚障害者用・点字ゆうパック
障がいのある方の福祉の増進を図るために、日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープその他の録画物を内容とするゆうパック及び大型の点字図書等を内容とするゆうパックを安い運賃でご利用いただけます。

①聴覚障害者用ゆうパック
日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚に障がいのある方との間にビデオテープその他の録画物の貸出しまたは返却のために発受するものであること。
外装の見やすい所に「聴覚障害者用ゆうパック」の文字を明瞭に記載したものであること。
重量が30kgを超えないものであること。

②点字ゆうパック
内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、次に定めるところに従い、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。
外装の見やすい所に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載したものであること。
重量が30kgを超えないものであること。

【聴覚障害者用・点字ゆうパック運賃表】

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	１００円	２１０円	３２０円	４２０円	５２０円	６３０円	７３０円

(2) 心身障害者用ゆうメール

障害のある方の福祉の増進を図るために、日本郵便株式会社に届け出た図書館と障がいのある方との間で図書の閲覧のために発受されるゆうメールを安い運賃で利用できます。

外装の見やすい所に「図書館用ゆうメール」の文字を明瞭に記載したものであること。

重量が３kgを超えないものであること。

【心身障害者用ゆうメール運賃表】

重量／あて先	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	2kg超
全国均一	９２円	１１０円	１５０円	１８０円	２３０円	３１０円

窓　口

最寄りの郵便局

12. ＮＴＴの無料番号案内「ふれあい案内」

電話帳利用が困難な目・耳・言葉・上肢等がご不自由な方、知的障がいや精神障がいを有している方で、次の方については、事前に登録をすることにより無料で番号案内を利用できます。

(対象)

・身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

(1) 視覚障がい　　1～6級

(2) 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）　1・2級

(3) 聴覚障がい　　2～4級、6級

(4) 音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障がい　　3・4級

・戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方

(1) 視力の障がい　　特別項症～第6項症

(2) 上肢の障がい　　特別項症～第2項症

(3) 聴覚障がい　　第2項症、第4項症

(4) 音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障がい　　第1項症、第2項症、第4項症

・愛の手帳をお持ちの方

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(利用方法)

NTT104番の番号案内を利用する際、最初に「ふれあい案内」とお申し出いただき、あらかじめ登録した登録番号（電話番号等）と暗証番号を告げることにより無料となります。

窓　口

ＮＴＴ東日本ふれあい案内事務局　**フリーダイヤル：**０１２０－１４０１７４

ＦＡＸ：０１２０－１０４１３４

（午前9時～午後5時　ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

13. 携帯電話料金の割引

障害者手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料等の割引を受けることができます。割引の範囲や率は、携帯会社ごとに異なりますので、くわしくは各携帯会社までお問い合わせください。

14. 補助犬の給付

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

（対象）

都内に概ね１年以上居住し、在宅生活をおくっている満18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、東京都が設置する「身体障害者補助犬給付審査会」において選考された方

(1) 盲導犬・・・視覚障害１級
(2) 介助犬・・・肢体不自由１・２級
(3) 聴導犬・・・聴覚障害２級

（制限）

次のいずれかに該当する方は利用できません。

(1) 世帯全体の所得税額が月平均77,000円以上の方
(2) 家主または管理者の承諾が得られない方
(3) 補助犬を適切に利用、飼育できない方

（その他）

東京都の給付事業であることから、東京都の予算の範囲内での給付となります。

窓　口

東京都福祉局障害者施策推進部　企画課社会参加推進担当
ＴＥＬ：０３－５３２０－４１４７・ＦＡＸ：０３－５３８８－１４１３

15. 在宅福祉助け合い事業

日常生活上の負担を少しでも軽くし、自宅で安心して暮らせるよう地域の方々（有償ボランティア）の参加により行う、会員方式による有償の福祉サービスです。

（対象）

市内在住で、概ね60歳以上の方、または心身に障害のある方

（内容）

サービス項目	サービス内容
基本サービス	職員による相談対応（電話、訪問、来所）
家事サービス	掃除、洗濯、買物・外出代行、食事づくり、話し相手
介護サービス	散歩・外出介助、通院通所介助、食事介助、排泄介助、入浴介助
家庭支援サービス	ペットの世話、庭の手入れ、ゴミ捨て、衣替え、大掃除
食事サービス	委託業者による、バランスのとれた食事を年末年始を除く毎日ご自宅までお届けします。
生きがいづくりサービス	会員相互によるグループ活動

窓　口

府中市社会福祉協議会（府中市府中町１－３０）
ＴＥＬ：０４２－ ３３４－３０４０・ＦＡＸ：０４２－３６２－９０９０

16. 成年後見制度に係る報酬費用の助成

成年後見制度は、知的障害、精神障害、発達障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方（ご本人）が安心して暮らせるよう、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

市では、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対し、その費用の一部または全部を助成しています。

（対象）

次の要件(1)から(3)を全て満たす方

(1) 府中市民または施設入所等で市外転出し府中市が保険者等になっている方

(2) 次の要件①から③のいずれかに該当する方

①生活保護を受給している方

②市民税非課税世帯に属する方

③境界層に該当する方

(3) 報酬付与の審判申立時及び申請時において、本人の預貯金残高や有価証券、保険契約等即時に現金化可能な資産の合計が60万円以内の方

※次の場合は対象になりません

・施設入所等で府中市内に転入し、保険者等が府中市以外の場合
・成年後見人等が配偶者または四親等内の親族である場合
・他に同様の助成金を受けている場合
・任意後見制度を利用している場合

（助成額）

月額上限2万円　※当該年度内に1回限り、12か月分を上限（1か月に満たない分は日割りで算出します。）

※予算の範囲内で助成するため、助成決定者数により金額が変動します。

（申請者）

本人、成年後見人、代理権を付与されている保佐人または補助人

窓　口

府中市社会福祉協議会　権利擁護センターふちゅう

ＴＥＬ：０４２－３６０－３９００・ＦＡＸ：０４２－３６２－９０９３

安心・安全

1. ヘルプカードの配布

担当窓口：障害者福祉課

援助を必要とする障害のある方などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など周囲の方へ必要な支援や配慮を求めやすくするためのものです。

（対象）

周囲の援助を必要とする身体、知的、精神に障害のある方や難病にかかっている方など

※PDF形式でシートをダウンロードできます。

HP

https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/shogai/shogainoarukata/helpmarkhelpcard.html

2. 重度身体障害者救急通報システム

担当窓口：障害者福祉課生活係

家庭内での病気や事故など緊急の場合に、専用の発信器を取付けることにより消防署へ通報するシステムです。

このシステムには、緊急時の対応に協力してくださる協力員（1～3名）が必要です。申請までに近隣の方などに協力員として登録することのお願いをしてください。

（対象）

ひとり暮らし等の世帯で、18歳以上の重度の身体障害のある方

（申請に必要なもの）

身体障害者手帳

3. 障害のある方のための防災ハンドブック

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

障害のある方が、発災時や日頃の備えとして活用しやすいよう作成したハンドブックです。非常時の持ち物、避難先を日頃から確認することで、発災時の備えになります。

（配布場所）

障害者福祉課（※二次元コードからダウンロードも可能です。カラーページのⅢページをご参照ください。）

4. 避難行動要支援者対策事業

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

災害発生時に一人では避難することが難しい高齢者や障害のある方を、地域の支え合いにより支援するため避難行動要支援者名簿を作成します。この名簿は自治会や民生委員など地域の支援者に提供し、「安否確認」と「避難支援」の共助の仕組みづくりを推進するものです。

（対象）

(1)75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
(2)要介護認定で要介護3～5の方
(3)1～3級の肢体不自由者で一人暮らしの方または障害者のみの世帯
(4)1・2級の視覚障害者で一人暮らしの方または障害者のみの世帯
(5)1級の呼吸器機能障害者で一人暮らしの方または障害者のみの世帯
(6)1～3度で愛の手帳の交付を受けている一人暮らしの方

(7)1～3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らしの方
(8)上記と同様な状況にあると認められる方（例:長時間独居）

窓　口

(1) 高齢者の方　　高齢者支援課地域包括ケア推進係
ＴＥＬ：０４２－３３５－４５３７・**ＦＡＸ**：０４２－３３５－００９０
(2) 障害者の方　　障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）
ＴＥＬ：０４２－３３５－４９６２・**ＦＡＸ**：０４２－３６８－６１２６

5. 重度障害者家具転倒防止器具の支給

担当窓口:障害者福祉課生活係

家具転倒防止器具（突っ張り棒タイプ・下敷きタイプ）を市が委託した業者（シルバー人材センター）がご自宅の家具等に取り付けます。ただし、１世帯３組まで（突っ張り棒タイプは１組まで）で、１回限りです。

(対象)

身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度、精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税かつ他の支給事業で、支給を受けていない世帯

(申請に必要なもの)

障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。
詳しくは、お問い合わせください。

6. 交通災害共済会費の免除

担当窓口:地域安全対策課安全係

交通災害共済（交通事故でけがをしたり、万一亡くなられたりしたときに災害の程度に応じて最高150万円の見舞金が受けられます）の会費（掛け金）を市が負担します。ただし、申込みは必要です。
また、自己負担により会費を更に500円追加することで見舞金の最高額を300万円まで増やせます。

(対象)

身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度または精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方

(申請に必要なもの)

障害者手帳

窓　口

(1)申込み
地域安全対策課、総合窓口課、各文化センター
(2)問合せ
地域安全対策課 安全係　**ＴＥＬ**：０４２－３３５－４１４７・**ＦＡＸ**：０４２－３３６－８６７４

住まい

1.（再掲）住宅セーフティネット住まい相談

高齢者、障害者、子どもを養育している者、低額所得者世帯等で住まい探しにお困りの方に対し相談を行っています。（4ページ参照）

2.心身障害者住宅費助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

家賃の２分の１に相当する額を助成します。ただし、市民税所得割額に応じた助成限度額があります。

（対象）

身体障害者手帳１～４級もしくは愛の手帳１～３度の方またはその保護者で、府中市内に引き続き５年以上在住し、民間の賃貸住宅を借りている方

（制限）

次のいずれかに該当する方は利用できません。

(1) 障害者及び同一住居の居住者の市民税所得割額合計が 10,001 円以上の方
(2) 公営住宅等に入居している方
(3) 生活保護を受けている方
(4) 他に公的な住宅費の助成を受けている方

3.都営住宅入居申込の優遇

種　　類	対　　象　　者	内　　容
家族向住宅 （抽せん方式）	①本人または同居親族が身体障害者手帳（１～４級）、愛の手帳（１～３度）、精神障害者保健福祉手帳（１・２級）注⑴、戦傷病者手帳（恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上）のいずれかの交付を受けている方 ②本人または同居親族が身体障害者手帳（５級～）、愛の手帳（４度）、精神障害者保健福祉手帳（３級）注⑴、原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方、難病患者や公害病認定患者である方	一般世帯に比べ当せん率が高くなる地区があります。 ①　一般の７倍 ②　一般の５倍
家族向住宅 （ポイント方式）	上　記　①　と　同　じ （都内に継続して３年以上居住している方に限ります。）	ポイント方式の募集に申し込みができます。（ポイント方式とは抽せんをしないで書類審査や実態調査をしたうえで住宅困窮度を判定し、困窮度の高い方から順に募集戸数分だけ入居予定者として登録しておくものです。）
車いす使用者世帯向住宅 （ポイント方式）	本人または同居親族が車いすを使用していてかつ身体障害者手帳（１・２級）または戦傷病者手帳（恩給法別表第１号表ノ２の第１項症以上）の交付を受けている方（車いす使用者は東京都内に居住する満６歳以上の方に限ります。）	車いす使用者世帯向け都営住宅に申し込みができます。

種　　類	対　　象　　者	内　　容
単身者向住宅 （抽せん方式）	身体障害者手帳（１～４級）、精神障害者保健福祉手帳（１～３級）注⑴、愛の手帳（１～４度）のいずれかの交付を受けている単身者。障害の程度が上記を満たさなくても６０歳以上なら申し込みができます。（都内に継続して３年以上居住している成年者に限ります。）	単身者向け都営住宅に申し込みができます。
単身者用車いす使用者向住宅 （抽せん方式）	住居内の移動に車いすの使用を必要としていて身体障害者手帳（１・２級）または、戦傷病者手帳（恩給法別表第１号表ノ２の第１項症以上）の交付を受けている単身者。（都内に継続して３年以上居住している成年者に限ります。）	単身者用車いす使用者向け都営住宅に申し込みができます。

注⑴障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。

なお、都営住宅の申し込みには、次のすべてに該当していることが必要です。

(1) 都内に居住していること（都内に継続して３年以上の居住が必要な場合があります。表を参照）
(2) 同居親族がいること（単身者向住宅は除く）
(3) 所得が定められた基準内であること
(4) 住居に困っていること
(5) 暴力団員でないこと

都営住宅入居者募集のご案内は募集期間中に限り東京都住宅供給公社、都庁、市役所などで配布します。募集期間は、テレホンサービス、広報「東京都」等でお知らせします。

窓　口

東京都住宅供給公社　都営住宅募集センター　　ＴＥＬ：０３－３４９８－８８９４
テレホンサービス　　ＴＥＬ：０３－６４１８－５５７１

4. 都営住宅使用料の特別減額

使用料を該当する区分の２分の１に減額します。

（対象）

世帯の所得が一定基準以下の世帯で、

(1) 以下の①～③のいずれかの交付を受けている世帯
①身体障害者手帳１・２級 ②愛の手帳１～３度 ③精神障害者保健福祉手帳１・２級
(2) 常に介護を必要とする世帯で、以下の①～⑤のいずれかに該当する世帯
①難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている
②東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている
③児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている
④公害医療手帳の交付を受けている
⑤大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に規定する疾病にかかっている

窓　口

ＪＫＫ東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター　　**ＴＥＬ**：０５７０－０３－００７１

＊上記の番号がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方

ＴＥＬ：０３－６２７９－２６５２

5. 市営住宅の障害者（児）世帯割当

担当窓口：住宅課公営住宅係

市営住宅の一部を障害者（児）世帯に割り当てます。申し込まれた世帯のうち、住宅に困っている度合の高い世帯が入居できます。

（対象）

申込者本人及び障害者（児）が市内に引き続き３年以上居住しており、次の(1)～(6)すべてに該当している世帯

(1) 申込者または同居親族のうち、少なくとも１人が次の①～④のいずれかにあてはまる世帯

①身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている方

②重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1～3度）

③精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方

④戦傷病者手帳（恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上）の交付を受けている方

(2) 同居親族がいること

(3) 世帯の所得が定められた基準以内であること

(4) 住居に困っていること

(5) 申込時から入居までの間に市税等の滞納がないこと

(6) 暴力団員でないこと

市営住宅申込のしおりは募集期間中に限り住宅課、おもや西エントランス、市政情報センター、白糸台文化センター、西府文化センターで配布します。募集期間は市HP及び広報ふちゅうでお知らせします。

窓　口

住宅課　公営住宅係　　**ＴＥＬ**：０４２－３３５－４４５７・**ＦＡＸ**：０４２－３３５－１１４０

コミュニケーション支援

視覚障害のある方へ

1. 点字による即時情報ネットワーク事業

原則として毎週月～金曜日（祝日を除く）に新聞記事または福祉情報等から記事を抜粋し点字誌で郵送します。また、メール版・電話ナビゲーションサービスによる音声提供もしています。

（対象）

都内在住で視覚障害のある方

窓　口

公益社団法人東京都盲人福祉協会

ＴＥＬ：０３－３２０８－９００１・**ＦＡＸ**：０３－３２０８－９００５

電話ナビゲーションサービス専用　**ＴＥＬ**：０５７０－０２１８０２

メール：info@tomoukyo.or.jp

2. 視覚障害者日常生活情報点訳等サービス

（内容）

日常生活上必要とする情報（図書館または点字図書館で取り扱わない郵便物やパンフレット等）の点訳・墨訳、対面朗読（ファックスによる電話朗読も含む）を行います。詳しくはお問合せください。要予約。

（費用）

無料。ただし、作業後のデータ保存をされる場合は、保存用媒体（ USB や CD ほか）をご持参ください。

（対象）

視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方（都内在住・在勤・在学の方）

窓　口

東京都障害者福祉会館　**ＴＥＬ**：０３－３４５５－６３２１・**ＦＡＸ**：０３－３４５３－６５５０

3. 広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）

東京都の広報紙の内容を点字・テープ・デイジーにして、毎月 1 日発行で郵送します。費用は無料です。なお、東京都公式 HP の「WEB 広報東京都」のページでも音声を聞くことができます。

（対象）

都内在住の視覚障害のある方

HP：https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/

窓　口　東京都政策企画局　戦略広報部　戦略広報課

ＴＥＬ：０３－５３８８－３０９３・**ＦＡＸ**：０３－５３８８－１３２９

4. 都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）

都議会の活動内容をお知らせするため、年 4 回郵送します。費用は無料です。なお、都議会 HP の「都議会だより」のページでも音声を聞くことができます。

HP：https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/

（対象）

都内在住の視覚障害のある方

窓　口　東京都議会議会局管理部　広報課

ＴＥＬ：０３－５３２０－７１２６・**ＦＡＸ**：０３－５３８８－１７７９

5. ㊟ 声の市広報

担当窓口：障害者福祉課生活係

市広報の内容を CD またはテープにして郵送します。費用は無料です。また、選挙が行われる際には、選挙公報の内容を CD またはテープにして「選挙のお知らせ」を郵送します。

（対象）

視覚障害のある方

6.㊊ 声の市議会だより

担当窓口：議会事務局庶務課調査係

年に 5 回発行している市議会だよりをカセットテープ・CD またはデイジー版に作成して郵送します。費用は無料です。

（対象）

視覚障害のある方

窓　口

議会事務局庶務課 調査係

ＴＥＬ：０４２－３３５－４５０６・**ＦＡＸ**：０４２－３６４－５４１５

7. 点字録音刊行物作成配布事業

視覚障害のある方が社会生活を営む上で必要な情報、知識を原則として都政刊行物の中から選定し、点字本または音声版（カセットテープまたはデイジー）として毎月 1 点作成配布します。費用は無料です。

（対象）

都内在住、原則として 18 歳以上の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方

窓　口

公益社団法人東京都盲人福祉協会

ＴＥＬ：０３－３２０８－９００１　　**ＦＡＸ**：０３－３２０８－９００５

メール：info@tomoukyo.or.jp

8. 点字図書館

点字図書・録音図書（CD、テープ）の製作・貸出のほか、各図書館により点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成などを行っています。このほか、一部の図書館では対面朗読や希望図書の点訳、録音のサービス、視覚障害者用生活用具の研究開発と普及も行っています。

名　称	所　在　地	電　話
日本点字図書館	〒169-8586　新宿区高田馬場１－23－４	０３－３２０９－０２４１
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	〒169-0072　新宿区大久保３－１４－２０	０３－３２００－０９８７
日本視覚障害者団体連合点字図書館	〒169-8664　新宿区西早稲田２－１８－２	０３－３２００－６１６０
ロゴス点字図書館	〒135-8585　江東区潮見２－１０－１０ 日本カトリック会館内	０３－５６３２－４４２８

聴覚障害のある方へ

1.手話通訳者の派遣

担当窓口：障害者福祉課生活係

聴覚、言語、音声機能障害のある方が社会生活上必要なコミュニケーションを行う場合に、手話通訳者を派遣します。原則、本人の費用負担はありませんが、市登録の通訳者を利用し市外への派遣の場合は、交通費の一部が利用者負担となる場合があります。

（対象）

聴覚、言語、音声機能障害により身体障害者手帳をお持ちの方

（申請方法）

担当窓口で登録申請を行い、利用登録決定を受けてください。登録後、手話通訳者を必要とする日の原則１週間前までに、東京手話通訳等派遣センターへ派遣の申請をしてください。

（派遣申請）

府中派遣窓口　**ＴＥＬ／ＦＡＸ：**０３－６２７３－０３３８
メール：fuchu@tokyo-shuwacenter.or.jp

（社福）東京聴覚障害者福祉事業協会　東京手話通訳等派遣センター
ＦＡＸ：０３－３３５４－６８６８
ＴＥＬ：０３－３３５２－３３３５

2.要約筆記者の派遣

担当窓口：障害者福祉課生活係

聴覚、言語、音声機能障害のある方が社会生活上必要なコミュニケーションを行う場合に、要約筆記者を派遣します。なお、本人の費用負担はありません。

（対象）

聴覚、言語、音声機能障害により身体障害者手帳をお持ちの方

（申請方法）

担当窓口で登録申請を行い、利用登録決定を受けてください。登録後、要約筆記者を必要とする日の原則１週間前までに、東京手話通訳等派遣センターへ派遣の申請をしてください。

（派遣申請）

（社福）東京聴覚障害者福祉事業協会　東京手話通訳等派遣センター要約筆記派遣担当
ＦＡＸ：０３－３３５４－６８６８
ＴＥＬ：０３－３３５２－３３３５
メール：youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp

（再掲）3. 聴覚障害者相談事業

担当窓口：障害者福祉課生活係

相談や申請などで市役所に来庁した聴覚障害のある方の手話通訳を行います。（10ページ参照）

4. 遠隔手話通訳サービス等事業

担当窓口：障害者福祉課生活係

市役所窓口で、手話通訳や筆談を必要とする方は、タブレット端末を活用した次のサービスをご利用いただくことができます。

(1) ビデオ通話による遠隔手話通訳機能
(2) 音声文字化機能
(3) 筆談機能

（利用方法）

(1) 貸出しのタブレット端末の利用
市役所おもや内での手続きに使用できるタブレットを貸出します。
(貸出場所)　障害者福祉課
(利用時間)　平日　午前８時半から午後５時15分まで

(2) ２次元コードを活用した遠隔手話通訳サービスの利用
市公共施設に設置されている２次元コードを読み取ることで、ご自身のスマートフォンで遠隔手話通訳サービスをご利用できます。
(設置場所)　ホームページに記載の施設
(利用可能時間)　各施設の開庁時間に準ずる　(年末年始期間を除く)

5. 聴覚障害者情報提供施設

聴覚に障害のある方とそのご家族、関係者に対し、コミュニケーション、情報、文化等に関する各種の事業｛字幕・手話付ビデオの制作・貸出、文化教養講座（詳細はお問合せ下さい）の開催、生活相談、精神保健福祉相談、聞こえの相談等｝を行っています。

窓　口

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（目黒区五本木1-8-3）
ＦＡＸ：０３－６８３３－５００５・**ＴＥＬ：**０３－６８３３－５００４
メール：soudan@jyoubun-center.or.jp
HP：http://www.jyoubun-center.or.jp

6. コミュニケーション機器の貸出

オーバーヘッドプロジェクター、ヒアリングループ、ビデオプロジェクター等を無料で貸出します。ただし、運搬費用等は自己負担となります。

（対象）

聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方及びその保護者または聴覚障害者団体等

手続窓口

（社福）東京聴覚障害者福祉事業協会　東京手話通訳等派遣センター(コミュニケーション支援課)
ＦＡＸ：０３－３３５４－６８６８・**ＴＥＬ：**０３－３３５２－３３３５

その他

府中市立中央図書館　ハンディキャップサービス

担当窓口：中央図書館

図書館利用にハンディキャップがある方に次のようなサービスを行っています。ご利用にあたっては、一部を除いて登録手続きが必要です。なお、サービスごとに要件が異なりますので、詳しくは中央図書館へお問い合わせください。

(1) 視覚障害等により通常の読書が困難な方へのサービス

・録音図書（デイジー図書・再生機、カセット）、点字図書、大活字本の貸出
市立図書館に所蔵がない場合は他自治体の図書館からお取寄せします。地区図書館でも受取ることができます。

・対面朗読
ボランティアが中央図書館の対面朗読室でご希望の図書や雑誌を朗読します。

・読書支援機器の利用
拡大読書機や印刷物を音声で読みあげる機器をご利用いただけます。

(2) 来館が困難な方へのサービス

・郵送貸出
視覚障害のある市民の方への録音図書や点字図書の貸出・返却を郵送で行っています。

・宅配
障害や高齢などにより来館が困難な市民の方へボランティアまたは職員が資料を宅配します。

(3) 耳の不自由な方へのサービス

FAX・メール（下記参照）によるリクエスト（予約・取り寄せ）の受付やレファレンスサービスを行っています。

(4) 通常の活字による読書が苦手な子どもへのサービス

通常の活字による読書が苦手な子ども向けに布の絵本やさわる絵本、やさしい文章にふりがなや絵文字などの読みやすい工夫がされたLLブック（えるえるブック）を中央図書館にご用意しています。各地区図書館に取り寄せて受け取ることもできます。

問合せ・窓口

中央図書館　ハンディキャップサービス担当（受付時間　午前9時～午後5時）
府中市府中町2-24　**ＴＥＬ**：０４２－３６２－８６４７・**ＦＡＸ**：０４２－３３４－５３７０
メール：tosyo02@city.fuchu.tokyo.jp

余暇・文化・学習

1. 東京都障害者休養ホーム（保養施設利用料の助成）

東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成します。ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させて頂くことがあります。助成回数は年度内（4月1日から翌年3月31日）2泊まで。助成金額は障害者（大人）6,490円まで、障害者（子ども）5,770円まで、付添者（大人）3,250円まで。

（対象）

(1) 都内に住所を有し、障害者手帳をお持ちの方（有効期限内であること）。

(2) 付添者とは、宿泊施設を利用するにあたり、障害者の日常生活動作等の介助を行える中学生以上の方で、利用者１名につき１名となります。（都内在住の方に限りません）

（申請方法）

(1) 東京都が指定する宿泊施設に予約します。

(2) 予約後すぐに日本チャリティ協会に予約済みの連絡をします。
（助成の受付締切は、団体は利用日の３週間前、個人は利用日の２週間前）

(3) 連絡の後、同会に所定の利用申込書を送ります。

窓　口

申込書配布　障害者福祉課　生活係

申込先　公益財団法人　日本チャリティ協会（新宿区新宿1-18-12　柳田ビル３階）
ＴＥＬ：０３－３３５３－５９４２・ＦＡＸ：０３－３３５９－７９６４

2. 心身障害者（児）休養事業

担当窓口：障害者福祉課生活係

東京都障害者休養ホーム施設（前ページ参照）のうち、亀の井ホテル塩原・鴨川、シャトレーゼホテル石和、箱根高原ホテル、富士レークホテルの5施設及びフォレストリゾート北八ヶ岳天空の森やちほ（旧「市民保養所やちほ」）について、宿泊料の一部を1人年間２泊まで助成します。

宿泊利用する前に申込みしてください（利用した後の助成申込みはできません）。

（対象）

障害者手帳をお持ちの市民及び付添いの方。

ただし、付添いは必要な介助を行える中学生以上の方で障害のある方１人につき１人までです。

（申請方法）

利用される施設への予約後、利用施設から助成可の連絡を受けてから、（公財）日本チャリティ協会へ予約内容を連絡し、申込書を送付。協会から郵送された利用券を持参して障害者福祉課へお申込みください。フォレストリゾート北八ヶ岳天空の森やちほについては、施設への予約後に障害者福祉課へお申込みください。

窓　口

障害者福祉課　生活係

3. 都立公園の無料入場・都内有料施設の無料利用（一部割引）

（対象）（1）（2）共通

障害者手帳をお持ちの方及びその付添いの方。なお、付添いの方は必要な範囲に限ります。

（内容）

（1）有料の都立公園で障害者手帳を提示すれば、入場料が無料になります。また、車いすの貸出し、公園駐車場の無料利用ができる公園もあります。くわしくは各公園の各管理事務所にお問い合わせください。

窓　口　**公園駐車場の無料利用について**

公益財団法人 東京都公園協会 営業課　ＴＥＬ：０３－３２３２－３１３８

（2）次の有料施設で障害者手帳を提示すれば、入場料が無料もしくは割引となります。くわしくは各施設の窓口へお問い合わせください。

対象施設

東京都江戸東京博物館／江戸東京たてもの園／東京都写真美術館／東京都現代美術館／駒沢オリンピック公園総合運動場／東京スポーツ文化館（割引）／東京武道館／東京都辰巳国際水泳場／東京都障害者総合スポーツセンター／東京都多摩障害者スポーツセンター／東京体育館（ただし、健康体力相談室の利用は除きます。）

4. 市公共施設等の利用料減免

（1）施設

各施設の利用料減免は次のとおりです。

①府中市郷土の森博物館

障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の提示で本人及び付添いの方（1人につき1人まで）の博物館入場料、プラネタリウム観覧料（一般投映のみ）が無料になります。 なお、送迎用バスなど大型車両の駐車場が必要な場合は、電話でご予約ください。

②生涯学習センター

障害者手帳の提示で本人及び介助者（1人につき1人まで）の温水プール及びトレーニング室の個人利用料が無料になります。

※ただし、トレーニング室利用の場合、介助者は介助のみでトレーニング室器具のご利用はできません。

③府中市美術館

障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の提示で本人及び付添いの方（1人につき1人まで）の観覧料（常設展、企画展とも）が無料になります。

④郷土の森総合体育館

⑤地域体育館（栄町、四谷、白糸台、押立、本宿）

⑥プール（郷土の森総合、市民、西府）及び美好水遊び広場

⑦市民陸上競技場

（④～⑦共通）

障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の提示で本人及び付添いの方（1人につき1人まで）の一般公開の使用料が無料になります。

※ただし、貸切利用の場合は無料にはなりません。

窓　口

①郷土の森博物館　**TEL**：042-368-7921・**FAX**：042-360-8217
②生涯学習センター　**TEL**：042-336-5700・**FAX**：042-336-5709
③府中市美術館　**TEL**：042-336-3371・**FAX**：042-335-7576
④郷土の森総合体育館　**TEL**：042-363-8111・**FAX**：042-360-9856
⑤地域体育館
　栄町体育館　**TEL**：042-367-0611
　四谷体育館　**TEL**：042-368-7455
　白糸台体育館　**TEL**：042-363-1004
　押立体育館　**TEL**：042-367-0750
　本宿体育館　**TEL**：042-366-0831
⑥プール
　郷土の森総合プール　**TEL**：042-363-8111（郷土の森総合体育館）
　市民プール　**TEL**：042-335-4488（スポーツタウン推進課）
　西府プール　**TEL**：042-335-4488（スポーツタウン推進課）
　美好水遊び広場　**TEL**：042-335-4488（スポーツタウン推進課）
⑦市民陸上競技場　**TEL**：042-368-1686

(2) 駐車場

施設利用時にかぎり次の駐車場では、障害者手帳の提示で駐車料金が無料または一部が無料になります。本人が運転する場合及び介護者と同乗している場合のみ対象になります。

①生涯学習センター
②府中の森市民聖苑
③府中の森芸術劇場（令和６年度は休館中のためご利用いただけません）
④ルミエール府中
⑤府中駅南口市営駐車場
⑥府中市美術館

※①～④は無料。
　⑤は障害者手帳をお持ちの方に限り、最初の１時間（400円分）が無料。ただし、ル・シーニュ内の府中市施設ご利用の方は全額無料。
　⑥は事前に電話でお問い合わせください。

窓　口

①生涯学習センター　**TEL**：042-336-5700・**FAX**：042-336-5709
②府中の森市民聖苑　**TEL**：042-367-7788・**FAX**：042-367-3110
③府中の森芸術劇場　**TEL**：042-335-6211・**FAX**：042-335-6214
④ルミエール府中（府中市市民会館）　**TEL**：042-361-4111・**FAX**：042-361-4398
⑤府中駐車場管理公社　**TEL**：042-336-9646・**FAX**：042-336-9647
⑥府中美術館　**TEL**：042-336-3371・**FAX**：042-335-7576

選挙

1.郵便等による不在者投票

担当窓口：選挙管理委員会事務局

事前に選挙管理委員会事務局に申請を行い、審査のうえ郵便等投票証明書が交付された後、郵便等による不在者投票ができます。郵送による申請も可能です。

（対象）

申請書への署名、投票用紙への記載が自書できる方で、次の条件に当てはまる方

(1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のような障害のある方（○印の該当者）

(2) 介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護５の方

	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	―	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

	要介護状態区分
介護保険の被保険者証	要介護５

（申請に必要なもの）

①郵便等投票証明書交付申請書

②対象者(1)の方は障害者手帳、対象者(2)の方は介護保険被保険者証

（投票用紙等の請求）

「郵便等投票証明書」の交付を受けた方には、選挙の前に「投票用紙等の請求カード」（署名必要）をお送りします。「郵便等投票証明書」を添えて選挙期日（投票日）の４日前までに届くように返送してください。

窓　口

選挙管理委員会事務局　**ＴＥＬ**：０４２－３３５－４４８６・**ＦＡＸ**：０４２－３３４－２９８３

2. 代理記載制度による投票

担当窓口：選挙管理委員会事務局

事前に選挙管理委員会事務局に申請した代理記載人（選挙権がある方）が投票用紙の記載を代理し、投票することができます。

（対象）

「郵便等による不在者投票」（前ページ参照）に該当し、投票用紙の記載が自書できない方で、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のような障害のある方（○印の該当者）

身体障害者手帳	障害名	障害の程度
		1級
	上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障害	○	○	○

（申請に必要なもの）

①代理記載人となるべき者の届出書等、郵便等投票証明書

②障害者手帳

※「郵便等投票証明書」をお持ちでない場合は、「郵便等投票証明書」交付申請の手続き（前ページ参照）と代理記載制度の手続きを同時に行うことができます。
その場合、「郵便等投票証明書」の交付申請書への自書は不要です。

（投票用紙等の請求）

「郵便等投票証明書（代理記載制度用）」の交付を受けた方には、選挙の前に「投票用紙等の請求カード」（代理人の署名必要）をお送りします。「郵便等投票証明書」を添えて選挙期日（投票日）の４日前までに届くように返送してください。

窓　口

選挙管理委員会事務局　**ＴＥＬ**：０４２－３３５－４４８６・**ＦＡＸ**：０４２－３３４－２９８３

9. 外出の際に

交通機関の割引

1. JR・私鉄等運賃の割引

乗車券発売窓口で障害者手帳を提示することにより、次の割引が受けられます。

(対象)

旅客運賃減額欄に第１種または第２種の記入のある身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方

《JR・私鉄の運賃割引》

対象者	乗車券の種類	割引率	取扱区間
単独で乗車する身体障害者 単独で乗車する愛の手帳を所持する方	普通乗車券	５割	片道100キロメートルをこえる区間
介護者とともに乗車する第１種身体障害者とその介護者 介護者とともに乗車する第１種知的障害者とその介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急　行　券	５割	全区間
12歳未満の第２種身体障害者と一緒に乗車する場合の介護者 12歳未満の第２種知的障害者と一緒に乗車する場合の介護者	定期乗車券	５割	全区間

※小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。　※介護者の定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。

《旅客船・フェリーの運賃割引》

割引率等は航路や運航会社によって異なりますので、各船会社にあらかじめお問い合せください。

2. 航空運賃の割引

航空券購入の際に障害者手帳を提示することにより、割引が受けられます。

(対象)

障害者手帳をお持ちの方及び介護者

※各航空会社により手帳の種別等適用となる範囲が異なります。詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

3. 民営バスの割引

担当窓口：障害者福祉課生活係

心身障害者民営バス割引乗車割引証・定期券割引購入申込書は申請が必要です。

(1) 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方

(内　容)

①普通乗車運賃の割引

手帳を提示することにより、５割引きで乗車ができます。また次の対象に該当する方は、各窓口で交付する心身障害者民営バス割引乗車割引証を手帳とともに提示することにより、同乗する介護人（１名）も５割引きで乗車ができます。

（心身障害者民営バス割引乗車割引証交付対象）

▽第一種身体障害者手帳をお持ちの方

窓　口　障害者福祉課　生活係

▽愛の手帳をお持ちの方

窓　口　18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センター（再交付のみ障害者福祉課　生活係でも受付）

②通勤通学定期券の割引

定期券を購入する際、手帳提示とともに定期券割引購入申込書を提出すると、3割引きで購入できます。

（定期券割引購入申込書　交付対象）

▽身体障害者手帳をお持ちの方

窓　口　障害者福祉課　生活係

▽愛の手帳をお持ちの方

窓　口　18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センター

(2)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

（内容）

障害者手帳を提示することにより、5割引きで乗車ができます。介護人割引・定期券割引については、各バス会社にお問い合わせください。

4. 都営交通の無料パス

担当窓口：障害者福祉課援護係・生活係

(1)身体障害者等の申請

（対象）

身体障害者手帳、愛の手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳をお持ちの都民

ただし、東京都シルバーパスをお持ちの方は利用できません。

（内容）

乗車する時に無料パスを提示することにより、都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに本人が無料で乗車できます。

なお、乗車券販売窓口等で障害者手帳を提示することにより、次の割引が受けられます。また、介護者と共に乗車する場合に介護人割引が受けられる場合もあります。

	都営バス、都電荒川線	都営地下鉄	日暮里・舎人ライナー
身体障害者及びその介護者	普通運賃５割引	普通券５割引　※１	普通券５割引
	定期券５割引（都電）	回数券５割引　※１	回数券５割引
	定期券３割引（都バス）	定期券５割引　※２	定期券５割引
愛の手帳所持者とその介護者	普通運賃５割引	普通券５割引	普通券５割引
	定期券５割引（都電）	回数券５割引	回数券５割引
	定期券３割引（都バス）	定期券５割引	定期券５割引

※１　第１種身体障害者とその介護者が共に乗車する場合

※２　第１種身体障害者とその介護者が共に乗車する場合及び介護者が１２歳未満の第２種身体障害者の方と共に乗車する場合に限る（ただし、小児の定期乗車券の５割引はありません。）

※　　障害者手帳を所持する方本人の小児定期乗車券の割引適用はありません。

※　　介護人割引は、障害者と介護者が共に乗車する場合のみ適用されます。

（申請に必要なもの）

障害者手帳

窓　口　障害者福祉課　生活係

(2) 精神障害者の申請

（対象）

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの都民

（内容）

乗車する時に無料パスを提示することにより、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナーに本人が無料で乗車できます。有効期間は２年間です。

（介護人割引について）

都バスに関しては、無料パス所持者の介護者の運賃は５割引になります。利用する際は、無料パス所持者の障害者手帳の提示が必要となります。

（申請に必要なもの）

精神障害者保健福祉手帳

窓　口　障害者福祉課　援護係

※ＩＣカード（PASMO）または磁気券の都営交通の無料パスは、都営地下鉄または日暮里・舎人ライナーの定期券発売所でのみ発行できます。

（問合せ）

身体障害者手帳、愛の手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方は
都営交通お客様センター（03-3816-5700）または都営地下鉄等定期券発売所へ
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は
東京都福祉局（03-5320-4464）または都営地下鉄等定期券発売所へ

5. タクシーの障害者割引

障害者手帳を提示することにより、メーター額の１割引きで乗車できます。 なお、福祉タクシー券（次ページ参照）を利用の場合も適用されます。

（対象）

障害者手帳をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳での割引を取扱っていないタクシー会社もございますので、乗車前にご確認ください。

6.福祉タクシー利用券の交付

担当窓口：障害者福祉課生活係

（対象）

A券　身体障害者手帳１・２級または下肢、体幹、内部機能障害が３級の方
愛の手帳１～３度の方
精神障害者保健福祉手帳１級の方
※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）の市民税所得割額の合計が28万円を超える方は交付の対象外となります。

B券　身体障害者手帳１・２級の方のうち下肢または体幹機能障害が２級以上の方

※ガソリン費の助成（次ページ参照）を受けている方と、介護保険課の高齢者車いす福祉タクシー券を受けている方は、利用できません。

（内容）

メーター料金に対して利用できるタクシー券を交付します。市の指定のタクシー会社のみ利用できます。

A券　年間 31,800円分を限度とします。

B券　年間 39,000円分を限度とします。

(1)年度途中に申請された方は、申請月より該当年度分を月割したものを支給します。

(2)B券利用者が、次の市指定のタクシー会社が運行する車いすタクシーを利用する場合、メーター料金相当額で時間貸利用ができます。（自己負担分はタクシー券による支払い可）なお、車いすタクシーは事前予約制ですので当日申込みの場合、利用できないことがあります。また、当日キャンセルの場合、キャンセル料が発生することがあります。

※時間料金助成対象のタクシー会社（車いすタクシー利用時のみ）
十全交通㈱、つくば観光交通㈱、銀星交通㈲、山田福祉タクシー、
福祉介護送迎サービスあけぼの、介護タクシーいろは、㈱アスモ介護サービス、寿交通㈱

（申請に必要なもの）

障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。
詳しくは、お問い合わせください。

（その他）

市の指定のタクシー会社一覧及び利用のご案内は市HPをご確認ください。

自動車に関するもの

1.心身障害者ガソリン等費用助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

年間600リットルを上限とし、市が規定する金額（1リットルあたりガソリンは56円、軽油は33円）を助成します。年度途中に新規登録申請された方の助成限度は、申請月より年度末（6月）までの月数に50リットルを乗じたものとなります。なお事前に申請が必要です。

（対象）

(1)身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度の方で、自己所有の自動車を運転する方、または、生計をともにする方（同一住所に居住する方または同一世帯の方）が自動車を所有し、障害のある方の通院、通所等の目的で使用する方

(2)身体障害者手帳3・4級の方で、自己所有の自動車を運転する方

※福祉タクシー利用券（前ページ参照）の交付を受けている方と介護保険課の高齢者車いす福祉タクシー券を受けている方は利用できません。

※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）の市民税所得割額の合計が28万円を超える方は助成の対象外となります。

（登録申請に必要なもの）

(1)身体障害者手帳または愛の手帳　(2)運転免許証　(3)車検証の写し

(4)本人または家族の通帳等振込先がわかるもの

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

2.有料道路通行料金割引

登録した自家用自動車を本人が運転する場合、もしくは介護者運転の場合は本人が乗車していることが条件で、登録番号等が記載された手帳を料金所で提示、または登録したETCカードを車載器に挿入した状態でETC料金所を通行することにより5割引きとなります。自動車を保有していない場合等は、申請により事前に登録されていない自動車を利用して、割引を受けることができます。なお、有効期間があります。

ETCを利用し、かつマイナンバーカードによるマイナポータルの登録をされている方は、オンラインでも申請できます。

（対象）

本人運転の場合は、身体障害者手帳をお持ちの方

介護者運転の場合は、第1種の身体障害者手帳または第1種の愛の手帳をお持ちの方

（申請に必要なもの）

・ETCを利用しない場合

①車検証　②障害者手帳　③運転免許証（本人運転の場合）

※電子車検証の方は自動車検査証記録事項もお持ちください。

・ETC利用する場合　①～③に加えて

④ETC車載器セットアップ申込書・証明書（ETC車載器管理番号が確認できるもの）

⑤ETCカード原本（障害者手帳をお持ちの方の名義に限る）

※ただし、未成年で第1種の障害者手帳をお持ちの方は、親権者または法定後見人の名義のカードも対象となります。

⑥110円切手

窓　口　障害者福祉課　生活係

（問合せ）有料道路ETC割引登録係　**ＴＥＬ：０４５－４７７－１２３３**（平日午前9時～午後5時）

3.心身障害者自動車運転教習費助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

自動車運転免許を取得するために直接要した経費の３分の２を助成します。ただし、次表の金額を限度とします。

区　　分	助成基準額	助成限度額
免許取得費	助成対象経費の実支出額に３分の２を乗じて得た額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	次の各号に掲げる助成対象者の市民税所得割額に応じ、当該各号に定める額 (1)市民税所得割額が非課税である助成対象者　164,800円 (2)市民税所得割額が54,000円以下である助成対象者　144,200円 (3)市民税所得割額が54,000円を超え、251,800円以下である助成対象者　123,600円
限定解除費	助成対象経費の実支出額	20,600円

（対象）

引き続き3か月以上市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方。ただし、市民税所得割額が251,800円を超える方は利用できません。

(1)身体障害者手帳１～３級または愛の手帳１～４度（身体障害者手帳の方は身体適格審査に合格している）の方

(2)内部障害による身体障害者手帳４級以上の方（身体適格審査は不要）

(3)下肢または体幹機能障害５級以上の歩行困難な方で、身体適格審査に合格している方

(4)他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方

（申請に必要なもの）

(1)障害者手帳　(2)身体適格審査書の写し（該当の方のみ）

※教習終了後の助成はできません。必ず事前に申請してください（教習前にご相談ください）。

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。
詳しくは、お問い合わせください。

4　身体障害者自動車改造費助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

133,900円を限度として操行装置及び駆動装置等の改造に要した経費に対して助成します。

（対象）

身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹機能障害が１・２級の方で、就労等に際して、自らが所有し運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方。ただし、前年の所得が一定額を超える方は、利用できません。

（申請に必要なもの）

(1)障害者手帳　(2)運転免許証の写し　(3)車検証の写し
(4)見積書　(5)設計図

※改造後の助成はできません。必ず事前に申請してください。

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。
詳しくは、お問い合わせください。

5. 駐車禁止等除外標章の交付

駐車できる場所は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分及び時間制限駐車区間の駐車枠内です。身体障害者等本人が現に使用中と認められない場合は除外されません。

※駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所、駐車方法違反及び時間制限駐車区間での駐車枠（白線）外に駐車した場合は、取締りの対象となります。

※公安委員会による駐車禁止規制から除外される場所が道府県によって異なる場合があることから、東京都以外において使用する場合はよく確認してください。

※運転者が車両を離れ、直ちに運転できない状態で駐車（放置駐車となるとき）する場合は、運転者の「連絡先または用務先」を分かりやすく記載した書面を警察官等が確認できるよう標章とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。

（対象）

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別	障害の区分			障害の級別
身体障害者手帳	視覚障害			1級、2級、3級、4級の1
	聴覚障害			2級、3級
	平衡機能障害			3級
	肢体不自由	上肢機能障害		1級、2級の1、2級の2
		下肢機能障害		1級、2級、3級、4級
		体幹機能障害		1級、2級、3級
		運動機能障害	上肢機能	1級、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
			移動機能	1級、2級、3級、4級
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこうまたは直腸 小腸機能障害			1級、3級
	免疫、肝臓機能障害			1級、2級、3級

※　再認定が指定されている方は、再認定審査が終了している方

手帳の種別	障害の区分	障害の級別
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害 心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこうまたは直腸 小腸、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
	視覚、聴覚、平衡 体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
愛の手帳 （東京都療育手帳）		1度、2度（3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）
精神障害者 保健福祉手帳	1級（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）	
小児慢性 特定疾病児童手帳	（色素性乾皮症の認定を受けている方）	

※　肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1、2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。

（申請に必要なもの）

(1) 身体障害者手帳等　　(2) 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

※精神障害者保健福祉手帳の方は申請時、自立支援医療受給者証を持参してください。

※申請は原則として本人が行ってください。
※申請者が未成年者、知的障害者または精神障害者の場合や、身体的理由により来署することが困難であると認められる場合は、当該申請者の親権者、配偶者、三親等以内の血族若しくは姻族、またはパートナーシップ関係の相手方が申請代理人として申請できます。代理申請の場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等）及び申請代理人本人の確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。

（問合せ）

府中警察署　交通規制係（府中市府中町1-10-5）　**ＴＥＬ：０４２－３６０－０１１０（代）**

6. 高齢運転者等専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間等においては、専用の標章を掲示し、標章の交付を受けた方が運転する車両について駐車することができる制度であり、いずれの都道府県公安委員会が交付したものでも全国で通用します。なお、高齢運転者等専用時間制限駐車区間に駐車するときは、パーキングメーターを作動させ、標識により決められた時間を守るなど時間制限駐車区間における駐車の方法に従って駐車するようにしてください。

※駐車禁止等除外標章（前ページ参照）の交付を受けている方は、駐車禁止等除外標章と運転者の連絡先または用務先を記載した書面を掲出すれば駐車することができます。（新たに申請の必要はありません。）

（対象）

都内に住所を有し、普通自動車を運転することができる運転免許証を受けている方で、次の条件に当てはまる方。ただし、普通自動車を運転する場合に限ります。

(1)70歳以上の方
(2)聴覚障害または肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方
(3)妊娠中または出産後８週間以内の方

（申請に必要なもの）

(1)・(2)の方は運転免許証、車検証（写しでも可）　(3)の方のみ、妊娠の事実または出産の日を証明できる書類（母子健康手帳など）もあわせてお持ちください。

窓　口　府中警察署　交通規制係（府中市府中町1-10-5）　**ＴＥＬ：０４２－３６０－０１１０(代)**

その他移動のための支援

1.心身障害者自転車駐車場利用料の助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

市内の有料自転車駐車場（市が設置したもの及び（公財）自転車駐車場整備センターが設置、管理するものに限る）の利用料の一部（月額800円）を助成します。事前に空き状況の確認が必要です。
※一時利用は対象外です。

（対象）

障害者手帳をお持ちの市民。ただし、前年の所得が一定額を超える方は、利用できません。

（申請に必要なもの）

障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。
詳しくは、お問い合わせください。

2.車いすの貸出

担当窓口：障害者福祉課生活係

原則として1か月間貸出します。費用は無料です。事前にお問合せください。

（対象）

市内に居住し、傷病等により、一時的に車いすを必要とする方。ただし、府中市社会福祉協議会の事業は、介護保険等他の制度で対応が可能な方は、原則として対象外になります。

窓　口　(1)障害者福祉課 生活係
(2)府中市社会福祉協議会
ＴＥＬ：０４２－３３６－７０５５・ＦＡＸ：０４２－３６２－９０９３

3.福祉有償運送事業

通院などの外出時に運行協力者を手配して、ハンディキャブによる移送支援を行っています。

（対象）

市内に在住する高齢者、身体障害者（児）のうち、車いすなどを利用の歩行困難な方

（手続き）

(1)事前に利用登録が必要です。登録の際には利用者の印鑑及び障害者手帳や介護保険被保険者証などをご持参ください。
(2)申込みは、利用日の2か月前から受付けます。なお、同一人の利用は月4回までです。
(3)利用料は無料ですが、燃料代として1kmあたり100円、有料道路代、駐車料金などは利用者の負担となります。
(4)必ず介助者と一緒にご利用ください。

窓　口
府中市社会福祉協議会　まちづくり推進係　ＴＥＬ：０４２－３６４－５３８２

4.車いす利用者のためのハンディキャブの貸出

ハンディキャブ（車いす専用輸送車）を貸出します。

（対象）

市内に在住する高齢者、身体障害者（児）のうち、車いすなどを利用の歩行困難な方

（手続き）

(1)事前に利用登録が必要です。登録の際には利用者の印鑑及び障害者手帳や介護保険被保険者証など、また、運転者の印鑑及び運転免許証をご持参ください。

(2)申込みは、利用日の２か月前から受付けます。なお、同一人の利用は月４回までです。

(3)利用料は無料ですが、燃料代、有料道路代、駐車料金などは利用者の負担となります。

窓　口

府中市社会福祉協議会　まちづくり推進係　**ＴＥＬ**：０４２－３６４－５３８２

10. 子ども

子どもの相談

1. 子育て世代包括支援センターみらい

担当窓口：子ども家庭支援課母子保健係

乳幼児の保護者を対象に、電話または来所（要予約）での保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による個別相談ができます。保健師・看護師による育児・ことばや行動に関すること、栄養士による栄養や食事に関すること、歯科衛生士による歯と口に関することなどに応じます。

窓　口

子育て世代包括支援センターみらい（府中市宮町1-41 フォーリス3階）
ＴＥＬ：０４２－３６８－５３３３・**ＦＡＸ**：０４２－３３４－５５３９
メール：iryoc03@city.fuchu.tokyo.jp

2. 子ども発達支援センターはばたき

担当窓口：子ども発達支援センター発達支援担当

０～１８歳の子どもやその保護者を対象に、子どもの発達や学校生活などに関する総合相談をはじめとする各種相談支援（発達相談、教育相談、就学・転学相談など）や発達支援（児童発達支援、保育所等訪問支援、グループ・個別支援）などを行っています。
詳しくはカラーページ５ページを参照ください。

窓　口

子ども発達支援センターはばたき（府中市矢崎町1-12）
ＴＥＬ：０４２－３０６－９７００・**ＦＡＸ**：０４２－３０６－９２９１
メール：habataki@city.fuchu.tokyo.jp

制度・支援など

1. 障害児通所支援

サービスの内容、手続きなどについては、33ページをご参照ください。
事業所の一覧については、115ページをご参照ください。

2. すくすく保育（障害児保育）

担当窓口：保育支援課入所認定係

心身に障害や発達の遅れ等がある児童に対し、認可保育所（園）・地域型保育事業で集団保育を行います。

（対象）

次のすべてに該当する未就学児

(1) 心身の障害や発達の遅れの診断を受けていること
(2) 保護者の就労や病気等の理由で、保育を必要とすること
(3) 集団保育が可能で、日々の通所（園）ができること

※医療的ケアが必要な児童は、すくすく保育枠では申込みできません。医療的ケア児枠でお申込みください。詳細については、「すくすく保育入所申込みのご案内」をご参照ください。

窓　口

保育支援課　入所認定係
ＴＥＬ：０４２－３３５－４１７２・**ＦＡＸ**：０４２－３３４－０８１０
メール：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp

3. 医療的ケア児保育

担当窓口：保育支援課入所認定係

医療的なケアを必要とする児童に対し、認可保育園で集団保育を行います。

（対象）

次のすべてに該当する未就学児

(1) 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること
(2) 保護者の就労や病気等の理由で、保育を必要とすること
(3) 集団保育が可能で、日々の通所ができること
(4) 入所希望年度の４月１日現在、満３歳以上であること

※対応可能な医療的ケアの内容には限りがあります。詳細については、「医療的ケア児入所申込のご案内」をご覧ください。

※上記内容は令和６年４月１日入所に関するものです。令和７年度以降の入所については、制度が変更になる可能性がありますので、詳細は担当窓口にお問い合わせください。

窓　口

保育支援課　入所認定係
ＴＥＬ：０４２－３３５－４１７２・**ＦＡＸ**：０４２－３３４－０８１０
メール：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp

4. 学童クラブ（要加配児）

担当窓口：児童青少年課放課後児童係

保護者の就労・病気その他の理由により放課後に十分な監護を受けられない小学校の児童で、保護者及び児童が必要な要件を満たしている場合に入会することができます。

（対象）

集団での育成において特に配慮が必要な児童

窓　口

児童青少年課　放課後児童係

ＴＥＬ：０４２－３３５－４３００　　**ＦＡＸ**：０４２－３６５－９９８３

メール：jidou01@city.fuchu.tokyo.jp

5. ちゅうファイルの配布

担当窓口：障害者福祉課生活係

福祉的な支援を必要とする方の成長や変化を記録できます。さまざまな場面で活用することで、ライフステージが変化しても支援が継続し、共通理解のもとで一貫した支援を受けられることが期待できます。詳しくはカラーページⅡページをご参照ください。

（対象）

身体、知的、精神に障害のある方や難病にかかっている方、福祉的な支援が必要な方

（配布場所）

障害者福祉課、府中市子ども発達支援センターはばたき、府中市立心身障害者福祉センター、各地域生活支援センター

※PDF・エクセル形式でシートをダウンロードできます。

HP：https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/shogai/chuufile.html

11. 講習会

視覚障害のある方

1. ㊊ 点字講習会（中途視覚障害者対象）

担当窓口：障害者福祉課生活係

視覚障害のある方が点字の読み・書きの基本を習得することを目的に、講習会（4～9月）を実施します。費用は無料です。3月頃に広報及び市HPにて受講生を募集します。

（対象）

18歳以上の市民で、視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方、または将来失明の恐れがある方

2. 点字の講習

随時受付で週1回の通所による点字指導を行います。

（対象）

18歳以上の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方、または将来失明の恐れがある方。

窓　口　東京ヘレン・ケラー協会点字図書館（新宿区大久保3-14-20）

ＴＥＬ：０３－３２００－０９８７

3. 視覚障害者のための生活講習会など

（対象者・内容）

(1) 家庭生活訓練

家庭内日常生活に著しい制限を受けている都内在宅の視覚障害者を対象として、調理・お花・体操等の講座により日常生活上の訓練を行います。

(2) 盲青年等社会生活教室

都内在住の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、社会生活に必要な知識習得や体験交流、福祉講座等の講習を行います。

(3) 視覚障害者音楽教室

都内在住の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、合唱や簡単な楽器演奏により音楽に親しみ情操と自己表現力を育む教室を開いています。5月～翌年3月までの原則毎月第3金曜日の午後、東京都障害者福祉会館（港区芝5-18-2）で実施します。（東京都委託事業）

(4) 中途失明者緊急生活訓練事業

都内に居住する、原則として18歳以上の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方を対象に指導員が訪問し点字及び歩行訓練、生活訓練等を行います。

(5) スマホ・パソコン教室

マンツーマンでスマートフォン・パソコンの基礎を学習します。都内在住18歳以上の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。（申込制）　10:00～17:00

(1)～(5)は、いずれも費用は無料です。ただし、教材、テキスト代は自己負担となります。

窓　口　公益社団法人東京都盲人福祉協会
ＴＥＬ：０３－３２０８－９００１・ＦＡＸ：０３－３２０８－９００５
メール：info@tomoukyo.or.jp
スマホ・パソコン教室専用　ＴＥＬ／ＦＡＸ：０３－３２０８－９０７０（月・水・金）

聴覚障害のある方

聴覚障害者（中途失聴者・難聴者）のための講習会

読話講習会

口唇の読み取り、会話の練習、類似語の練習など

（対象）

都内在住で身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の中途失聴・難聴の方

窓　口　（社福）東京聴覚障害者福祉事業協会　東京手話通訳等派遣センター(コミュニケーション支援課)
ＴＥＬ：０３－３３５２－３３５９・ＦＡＸ：０３－３３５４－６８６８

手話講習会

簡単な意志交流が可能な程度の手話技術についての講習

（対象）

都内在住・在勤の中途失聴・難聴の方

窓　口　東京都福祉局障害者施策推進部　計画課社会参加推進担当
ＴＥＬ：０３－５３２０－４１４７・ＦＡＸ：０３－５３８８－１４１３

支援者の方

1.㊞ 点字講習会（初級・中級）

担当窓口：障害者福祉課生活係

視覚障害者の福祉向上のために初級コース20回（10～3月の半年間）、中級コース22回（4～3月の一年間）を実施します。費用は無料です。ただし、テキスト代は自己負担となります。初級講習会は8月～9月頃、中級講習会は3月頃に広報及び市HPにて受講生を募集します。

（対象）

視覚障害者の福祉に理解と熱意があり、点字や点訳ボランティア、視覚障害者サポートに関心のある高校生以上の市内在住、在勤、在学の方

2. 点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成

視覚障害者福祉の概要、点字表記について、専門書の点訳　他

（対象）

点訳に関する知識と経験があり、視覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後都内で点訳に関する指導活動または奉仕活動ができる方

（費用）

無料（テキスト代・教材費は自己負担）

窓　口　（社福）日本視覚障害者団体連合点字図書館（新宿区西早稲田2-18-2）

ＴＥＬ：０３－３２００－６１６０・ＦＡＸ：０３－３２００－７７５５

3. 朗読奉仕員指導者の養成

視覚障害者福祉の概要、音訳の指導技術、専門書の音訳技術　他

（対象）

音訳に関する知識と経験があり、視覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、修了後都内で音訳に関する指導活動できる方

（受講料）

無料（テキスト代は自己負担）

窓　口　（社福）日本視覚障害者団体連合点字図書館（新宿区西早稲田2-18-2）

ＴＥＬ：０３－３２００－６１６０・ＦＡＸ：０３－３２００－７７５５

4. ㊊ 手話講習会

担当窓口：障害者福祉課生活係

手話技術、聴覚障害のある方に接する心構え、聴覚障害者福祉などについて手話入門コース、手話応用コース、通訳基礎コースをそれぞれ年40回実施します。各コースとも昼の部と夜の部があります。費用は無料です。ただし、テキスト代は自己負担となります。3月～4月にかけて広報及び市HPにて受講生を募集します。

（対象）

市内在住、在勤、在学で15歳以上（中学生不可）の聴覚障害者の福祉に理解と熱意のある方で1年間通じて出席でき、講習修了後に上のコースさらには、府中市登録手話通訳者をめざす意志のある方。通訳基礎コース修了者には、府中市手話通訳者登録認定試験の受験資格が与えられます。

5. 手話通訳者等の養成

地域登録を目指すクラス・手話通訳士等専門性の高い手話通訳者を養成するクラス、地域の手話講習会の指導者のクラス、中難向け・手話指導者クラスがあります。費用は無料です。ただし、教材費は自己負担となります。

（対象）

地域で一定の手話学習歴があり聴覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後都内で手話通訳等の活動ができる方で受講試験合格者

窓　口　（社福）東京聴覚障害者福祉事業協会　東京手話通訳等派遣センター（養成・研修課）

ＴＥＬ：０３－３３５２－３３５９・ＦＡＸ：０３－３３５４－６８６８

6. 要約筆記者の養成

講習会の主な講習内容は次のとおりです。合同講義と手書きコースとパソコンコースのコース別講義があります。費用は無料です。ただし、教材費は自己負担となります。

(1) 聴覚生理と聴覚障害　(2) 聴覚障害者に接する心構え　(3) 日本語の基礎知識
(4) 社会福祉等の知識　(5) 要約筆記の方法と技術　(6) 実技実習

(対象)

聴覚障害者の福祉に理解と熱意があり、講習会を修了後、全国統一要約筆記者認定試験に合格し都内で要約筆記の活動ができる方。(受講試験あり)

窓　口　(社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会　東京手話通訳等派遣センター(コミュニケーション支援課)

ＴＥＬ：０３－３３５２－３３３５　**ＦＡＸ**：０３－３３５４－６８６８

12. 社会活動と仕事

就労相談

1. 障害者就労支援センターみ～な

就職に向けた支援や就労後の定着支援、生活面の支援、離職・転職に関する支援を行っています。相談は予約制で、継続利用には登録が必要です。利用料は無料です。

（対象）

府中市内在住の就労中もしくは就労を希望している障害のある方

窓　口

障害者就労支援センターみ～な（府中市南町5-38　府中市立心身障害者福祉センター内）

ＴＥＬ：０４２－３６０－１３１２・**ＦＡＸ**：０４２－３６８－６１２７

2. 東京障害者職業センター多摩支所

公共職業安定所等と連携し、次の支援を行います。相談は予約制です。費用は無料です。

障害のある方への支援

(1) 職業相談、職業評価、職場適応支援

(2) 職業準備支援　等

障害のある方と事業主双方への支援

(1) ジョブコーチ支援

(2) 精神障害のある方の職場復帰支援（リワーク支援）

事業主への支援

(1) 障害のある方の雇用管理に関する相談、支援

(2) 雇用管理サポート講習会　等

窓　口　東京障害者職業センター多摩支所（立川市曙町2-38-5　立川ビジネスセンタービル５階）

ＴＥＬ：０４２－５２９－３３４１・**ＦＡＸ**：０４２－５２９－３３５６

HP：https://www.jeed.go.jp

3. 障害者就業・生活支援センター　オープナー

障害のある方が地域の中で安心して働き、自立した生活を送るために相談・支援を行います。また、障害者雇用に関する企業への相談・支援も行っています。

（内容）

・障害特性、企業に求める配慮事項の整理、職種や希望条件の検討、履歴書・職務経歴書の作成などの求職活動準備の支援
・企業見学や職場体験実習、採用面接の同行などの求職活動の支援
・就職後の職場訪問や面接による就業面、生活面についての相談
・在職者交流会と学習会の実施

（対象）

障害があり就労を希望している方、また就業中の方（障害者手帳の有無や居住地は問いません）

窓　口

障害者就業・生活支援センター　オープナー（国立市富士見台1-17-4）

ＴＥＬ：０４２－５７７－００７９・**ＦＡＸ**：０４２－５７５－８３３２

4. 障害者の雇用促進（公共職業安定所等）

求人検索用パソコンにより全国のハローワークの求人情報を提供するほか、窓口での仕事の相談・紹介、各種セミナーの開催や個別面談など、多方面から求職活動を支援しています。また職業訓練への受講あっせん、雇用保険の給付業務などを行っています。

窓　口　府中公共職業安定所（府中市美好町1-3-1）

ＴＥＬ：０４２－３３６－８６０９（代）・**ＦＡＸ**：０４２－３６２－８０９３

職業訓練

1. 就労移行支援・就労定着支援

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

サービスの内容、手続きなどについては、32ページをご参照ください。
事業所の一覧については、110・111ページをご参照ください。

2. 東京障害者職業能力開発校

（対象）

身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者並びに重度視覚障害者等で、一般の職業能力開発センターで職業訓練を受けることが困難な方

障害者手帳をお持ちの方

《募集科目一覧》

科　　名	募集人員	訓練期間	対 象 者
ビジネスアプリ開発科	10名	1年	身体障害者 精神障害者 発達障害者
ビジネス総合事務科	10名		
グラフィックDTP科	15名		
ものづくり技術科	10名		
製パン科	10名		
建築CAD科	10名		
調理・清掃サービス科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名	6か月	
オフィスワーク科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名		
就業支援科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名	3か月	
職域開発科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名	6か月	精神障害者 （医師から統合失調症、躁うつ病、てんかんの診断を受けている方でも可） 発達障害者 （医師から発達障害の診断を受けている方でも可）
実務作業科	30名	1年	知的障害者
実務科	5名	1年	重度視覚障害者

＊OA実務科は、重度視覚障害者専門の教育訓練機関に委託して実施します。

（内容）

能力に応じた技能と基礎知識を学びます。訓練修了者には公共職業安定所と連携して就職の相談・支援を行います。費用は無料です。

通校が困難な身体障害者の方は入寮を希望することができます。入寮にあたっては、選考日に別途入寮のための面接を行い、可否を判定します。寮費は無料ですが、寝具、日用品などの経費は自己負担です。

（所在地）

小平市小川西町2-34-1（西武国分寺線・西武拝島線「小川駅」下車、徒歩5分）

ＴＥＬ：０４２－３４１－１４２７・ＦＡＸ：０４２－３４１－１４５１

（申込）

毎年9月以降に入校希望者募集します。公共職業安定所に申込んでください。（調理・清掃サービス科・オフィスワーク科・職域開発科・就業支援科は、年4回募集があります。）申込みの前に東京障害者職業能力開発校を見学されることをおすすめします。お問い合わせや見学を希望される方は直接東京障害者職業能力開発校へお問い合わせください。

3.(公財)東京しごと財団　障害者就業支援課

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

【障害者雇用就業サポートデスク】

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています(飯田橋のみ)。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。(職業紹介はしていません。事前予約制です)。

飯田橋　　月～金　午前９時～午後５時

多　摩　　月・水・金　午前９時～午後５時

ＴＥＬ：０３－５２１１－５４６２（飯田橋・多摩共通）

【就活セミナー】

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

【企業見学】

障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を見学することができます。

【職場体験実習】

企業で働いた経験がない(少ない)、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを随時行うほか、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

ＴＥＬ：０３－５２１１－２６８２

【障害者委託訓練事業】

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- 知識・技能習得訓練コース(パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など)
- 障害者向け日本版デュアルシステム(事務作業で必要なパソコン操作と現場実習など)
- 実践能力取得訓練コース(事務補助、清掃など)
- e-ラーニングコース(都内在住で通所困難な障害者が対象。Web製作実践講座など。)
- 在職者訓練コース(雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど)

受講料・・・無料(交通費、食事代等は訓練生負担)

※訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。

上記、各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。

窓　口

(公財) 東京しごと財団　総合支援部　障害者就業支援課

〒102-0072　千代田区飯田橋3－10－3　東京しごとセンター８階

ＴＥＬ：０３－５２１１－２６８１

HP：https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/

4.IT技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）

インターネットを利用して、コンピュータのプログラミング技術やアプリケーションソフトの操作技術を習得することにより在宅での就労を目指します。養成期間は２年間です。費用は年間６万円です。

（対象）

外出が困難で一般の教育、就労の機会が得られない身体障害者手帳１～３級の方で、高校卒業程度の学力があり、週４日以上１日４～６時間の学習が可能な方

窓　口　社会福祉法人東京コロニー　職能開発室（中野区中野5-3-32）

ＴＥＬ：０３－６９１４－０８５９・**ＦＡＸ**：０３－６９１４－０８６９

HP：https://www.tocolo.or.jp/syokunou/

その他

生活福祉資金の貸付

「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。他に利用できる制度がある場合は、そちらが優先となります。

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。また、原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。なお、貸付には要件がございます。詳しくはお問い合わせください。

窓　口　府中市社会福祉協議会

ＴＥＬ：０４２－３６０－９９９６・**ＦＡＸ**：０４２－３６２－９０９０

または、地域の民生委員へ

《生活福祉資金　貸付資金内容一覧》

資金種類		資金の目的		貸付対象世帯 低所得	貸付対象世帯 障害者	貸付対象世帯 高齢者	貸付上限額	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
福祉資金	福祉費	出産・葬祭に必要な経費	○出産　分娩入院経費及び出産に伴って必要となる経費 ○葬祭　葬祭に対し必要な経費	○			500,000円	3年以内	6ヵ月以内＊	原則必要だが、無でも可	保証人有なら無利子　無なら年1.5％
		住居の移転等に必要な経費	○転宅　住居の移転に際し必要な経費 賃借契約の更新に伴う経費	○	○	○					
		障害者用自動車の購入に必要な経費	○障害者が自ら運転する自動車、又は障害者と同居して生計を同一としている者が、もっぱら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車を購入するのに必要な経費 ※対象となる車には一定の条件があります		○		2,500,000円	8年以内			
		住宅の増改築、補修等に必要な経費	○住宅の増築、改修、補修、保全にかかる経費	○	○	○	2,500,000円	7年以内			
		福祉用具等の購入に必要な経費	○機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具を購入等するために必要な経費		○	○	1,700,000円	8年以内			
		負傷または疾病の療養に必要な経費	○病気、負傷による治療のため支払が必要となる経費、及び生計中心者である方の療養の場合に、その療養期間中の生計を維持するための経費 ※当該療養期間が１年を超えない場合が対象	○		○	1,700,000円	5年以内			
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○介護保険法による介護給付（予防給付を含む）の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費。障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受け、または補装具を購入・修理するために必要な経費。及び生計中心者である方が、その介護サービスまたは障害福祉サービス等受給期間中に生計を維持するために必要な経費 ※当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が１年以内の場合が対象	○	○	○	1,700,000円	5年以内			
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	○災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費	○			1,500,000円	7年以内			

資金種類		資金の目的		貸付対象世帯 低所得	障害者	高齢者	貸付上限額	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
福祉資金	福祉費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費				5,136,000円	10年以内	6ヵ月以内＊	原則必要だが無でも可	保証人有なら無利子　無なら年1.5％
		就職の支度に必要な経費	○就職に際し必要な経費（洋服・靴・通勤定期等の購入費）	○	○		500,000円	3年以内			
		生業を営むために必要な経費	○自営業に必要な経費 ・設備、機械、器具、車両等を購入、修理する費用 ・店舗、作業場の補修、改造する費用など ・新規創業時の資材、原材料の購入、仕入れ費用 ※申請前に中小企業診断士との面接を調整させていただきます。 ※新規創業の場合は、全体経費の1/3以上の自己資金が必要です。 ※その他、借入れには一定の条件があります。	○	○		低所得世帯 2,800,000円	7年以内			
							障害者世帯 4,600,000円	9年以内			
		技能習得に必要な経費	○就職するための知識、技能を習得するために必要な経費及び生計中心者の技能習得の場合に、その技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費 ※社会人の方への貸付については、職場から求められている場合や、これまで計画的に入学金程度の自己資金を準備してきた場合が対象。 ※貸付上限額は低所得世帯の場合の額。障害者世帯の上限額は別途あり。	○	○		【技能習得期間ごとに設定】 ・6ヵ月程度 1,100,000円 ・1年程度 2,000,000円 ・2年程度 3,800,000円 ・3年以内 5,600,000円	8年以内			
		その他日常生活上一時的に必要な経費	○給排水設備・冷暖房設備等を設けるのに必要な経費 ○年金保険料や健康保険料（税）の未納分 ○義務教育にかかる経費（制服や修学旅行の費用） ○生活保護受給者の国民年金の任意加入により納める保険料＊	○			500,000円	3年以内			
			○障害者自動車の修理に必要な経費		○						
			○生活保護受給世帯の生活必需品等の購入費用	○			100,000円				

【生活保護世帯の場合】

○生活保護制度では対応できない資金使途であり、福祉事務所が借入の必要性を認めていることが前提になります。生活保護費以外の収入で返済していただくことが必要です。※

○まずは、福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。

※ただし「福祉資金福祉費その他日常生活上一時的に必要な経費」の中の生活必需品等、福祉事務所が認めたものについては、その限りではありません。

《教育支援資金》

資金種類			資金の目的		貸付対象世帯			貸付上限額	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
					低所得	障害者	高齢者					
教育支援資金	教育支援費	教育支援費＋就学支度費	学校の授業料などに必要な費用	○学校教育法に規定する高校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校の授業料などに必要な費用＊ ※中学から高校または高校から大学など、上級学校へ進学・就学する場合が対象	○			※下記「教育支援資金（教育支援費）貸付限度額」参照のこと	14年以内	6ヵ月以内	原則不要（ただし、原則として連帯借受人が必要）	無利子
	就学支度費		学校に入学する際に必要な費用	○上記の学校に入学する際に必要な入学金（入学時のみ対象）	○			500,000円				

＊専修学校専門課程と連携する通信制短期大学等の２つの学校に同時に入学する、いわゆるダブルスクールとなる学校や学科は貸付対象外です。

《教育支援資金（教育支援費）貸付限度額》

教育支援費貸付上限額	・高等学校 ・専修学校 （高等課程）	高等専門学校	・短期大学 ・専修学校 （専門課程）	大学 専門職大学
	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円
特に必要な場合 （貸付上限額の1.5倍）	52,500円	90,000円	90,000円	97,500円

13. 税の軽減

1. 所得税・市民税の所得控除、市民税の非課税

（対象・内容）

(1) 所得税・市民税の所得控除

納税者本人、納税者の同一生計配偶者または扶養親族が障害者や特別障害者である場合には、その障害者１人につき下表の金額を納税者の所得金額から控除します。

また、特別障害者控除の対象者を扶養していて、なおかつ同居している場合は、カッコ内の控除額が納税者の所得金額から控除されます。

区　分		対象者	所得税における所得控除額	市民税における所得控除額
障害者控除	障害者の場合	身体障害者手帳３～６級の方 愛の手帳３・４度の方 精神障害者保健福祉手帳２・３級の方 戦傷病者手帳特別項症～第３項症以外の方 など	27万円	26万円
	特別障害者の場合	身体障害者手帳１・２級の方 愛の手帳１・２度の方 精神障害者保健福祉手帳１級の方 戦傷病者手帳特別項症～第３項症の方 被爆者健康手帳の交付を受けている方のうち、厚生労働大臣の認定を受けた方 など	40万円 （同居の場合 75万円）	30万円 （同居の場合 53万円）

ただし、配偶者または親族の所得が48万円を超えている場合は、税の扶養の対象にならないため、上記障害者控除も適用されません。なお、控除額は法律の改正により変更される場合があります。

(2) 市民税の非課税

納税者本人が障害者の場合で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方は市民税が非課税になります。

窓　口

(1) 所得税について

確定申告の方は武蔵府中税務署（府中市本町4-2）　**ＴＥＬ：０４２－３６２－４７１１**

源泉徴収の方は勤務先の給与担当課

(2) 市民税について

市民税課　普通徴収係　**ＴＥＬ：０４２－３３５－４４４１**

ただし、確定申告（所得税）をされている方は、市民税の申告は不要です。

2. その他の税の減免等

（対象・内容）

税の種類＼対象	（障害者） 身体障害者手帳3～6級の方 愛の手帳3・4度の方 精神障害者保健福祉手帳2・3級の方 戦傷病者手帳特別項症～第3項症以外の方 など	（特別障害者） 身体障害者手帳1・2級の方 愛の手帳1・2度の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方 戦傷病者手帳特別項症～第3項症までの方 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けた方 など
個人事業税	納税者本人または扶養親族等が障害者で合計所得金額（青色申告特別控除前）が370万円以下である場合、障害者1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）が税額から減免となります。なお、この減免を受けるためには納期限までの申請が必要です。	
	視力障害（両眼視力の喪失者または両眼の矯正視力が0.06以下）のある方があん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を営む場合、課税対象となりません。	
相　続　税	相続人が85歳未満で障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。	
	（85歳-相続開始時の年齢）×10万円	（85歳-相続開始時の年齢）×20万円
贈　与　税	親族等の個人が、特定障害者（特別障害者及び障害者のうち精神に障害がある方）に金銭、不動産等を贈与する場合、信託銀行等との間で「特定障害者扶養信託契約」を結び、「障害者非課税信託申告書」を信託銀行等を通じて税務署長に提出すると、信託受益権の価額のうち一定の価額が非課税になります。	
	（障害者のうち精神に障害のある方） 信託受益権の価額のうち3,000万円まで非課税	（特別障害者） 信託受益権の価額のうち6,000万円まで非課税

窓　口

・個人事業税は東京都立川都税事務所（立川市錦町4-6-3）　ＴＥＬ：０４２－５２３－３１７１
・相続税、贈与税は武蔵府中税務署（府中市本町4-2）　ＴＥＬ：０４２－３６２－４７１１

3. 自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割の減免

(1) 自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免

障害のある方またはその方と生計を同じにする方が自動車を所有し、もっぱら障害のある方の通院、通学などのために使用する場合に自動車税種別割は45,000円、自動車税環境性能割または軽自動車税環境性能割は課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額を上限額（ただし、障害のある方のために特別の改造をした場合、その改造費部分については上限額に加算）として減免されます。なお、減免を受けられる自動車は個人名義の自家用ナンバーのもので、軽自動車、二輪車等を含む全ての自動車のうち、障害のある方一人に対して一台に限られています。

すでに自動車を所有している場合は4月1日から5月31日までに、新たに自動車を登録（取得）し自動車税種別割、自動車税環境性能割または軽自動車税環境性能割が課税された場合は登録（取得）の日から1か月以内に申請してください。（期間の末日が土・日曜日、休日、年末年始の場合は翌開庁日まで）

詳細については、東京都主税局のHPをご参照ください。

（対象）

身体障害	視覚障害（視力障害・視野障害）	1～3級、視力障害4級（4級の1）
	聴覚障害	2・3級
	平衡機能障害	3・5級
	音声・言語機能障害のうち、こう頭摘出に係るもの	3級
	上肢機能障害	1・2級
	下肢機能障害	1～6級
	体幹機能障害	1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害	1・2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1～6級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害	1・3・4級
	肝臓機能障害	1～4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級
知的障害	愛の手帳1～3度（総合判定）	
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級（精神通院医療に係る自立支援医療費受給者に限ります。）	
戦傷病者	減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へお問い合わせください。	

窓　口

各都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所または都税総合事務センター
なお、減免の内容についてのお問い合わせは東京都自動車税コールセンター(03-3525-4066)へ

最寄りの窓口

東京都立川都税事務所　（立川市錦町4-6-3）　ＴＥＬ：０４２－５２３－３１７１
東京都府中都税支所　（府中市宮西町1-26-1）　ＴＥＬ：０４２－３６４－２２８８
東京都多摩自動車税事務所　（国立市北3-30）　ＴＥＬ：０４２－５２２－８２７１

(2) 軽自動車税種別割の減免

障害のある方またはその方と生計を一にする方が軽自動車を所有し、もっぱらその障害のある方のために使用する場合に減免されます。また、障害のある方が利用するために自動車に車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた場合も減免されます。申請の手続きは、納期限までに行ってください。

なお、前年度に減免決定した車両は、3月に使用状況についての照会文書を郵送します。提出期限までにご回答があれば、継続申請の手続が不要となります。ただし、車両を買い替えた場合や納税義務者が変更となった場合などには、申請が必要となりますので、市民税課諸税係までお問い合わせください。

(対象)

<table>
<tr><td rowspan="12">身体障害</td><td colspan="2">視覚障害</td><td>1～3級、4級の1</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚障害</td><td>2級、3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>3級、5級</td></tr>
<tr><td colspan="2">音声機能または言語機能障害</td><td>3級（こう頭摘出に係るものに限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上肢機能障害</td><td>1級、2級</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢機能障害</td><td>1～6級</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹機能障害</td><td>1～3級、5級</td></tr>
<tr><td>乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能
移動機能</td><td>1級、2級
1～6級</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓機能障害</td><td rowspan="5">1級、3級、4級</td></tr>
<tr><td colspan="2">じん臓機能障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">呼吸器機能障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">ぼうこうまたは直腸の機能障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">小腸機能障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">肝臓機能障害</td><td>1～4級</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>1～3級</td></tr>
<tr><td>知的障害</td><td colspan="3">愛の手帳1～3度</td></tr>
<tr><td>精神障害</td><td colspan="3">精神障害者保健福祉手帳1級</td></tr>
<tr><td>戦傷病者</td><td colspan="3">該当する障害程度については、市民税課諸税係へお問い合わせください。</td></tr>
</table>

(制限)

減免できるのは障害のある方1人に対して、普通自動車と軽自動車（原付やバイクを含む）の中から1台に限られます。また、営業用の軽自動車は減免できません。

窓　口　市民税課　諸税係　**TEL**：042－335－4440

府中市内の障害者福祉施設マップ

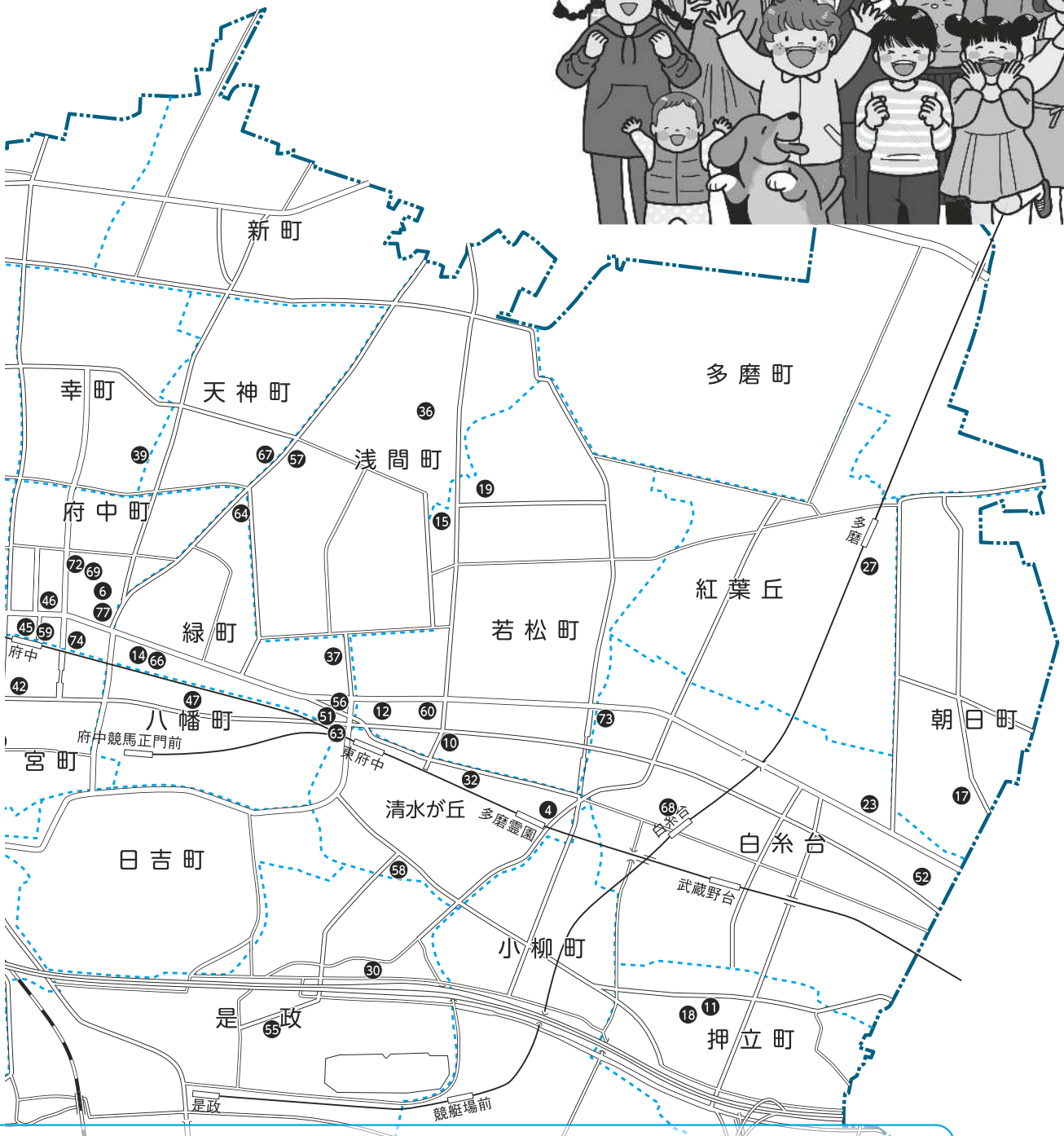
（訪問系サービス、共同生活援助を除く）



❶府中市立心身障害者福祉センターきずな、地域生活支援センターみ～な
❷地域生活支援センタープラザ
❸地域生活支援センターあけぼの、あけぼのショートステイ
❹地域生活支援センターふらっと
❺相談室ウェル
❻エンパワメントふちゅう
❼サポートにんな、府中はるみ福祉園
❽JPS相談支援センター
❾わの会相談支援
❿し～ま、ギャロップ
⓫つくしんぼう、府中ひまわり園
⓬ケアチーム大芽
⓭相談室たいよう
⓮ふくし・生活の相談 and
⓯相談支援ワルツ、デイケアステーション カルテット
⓰放課後等デイサービスリアン府中美好町
⓱障害者支援施設みずき、短期入所みずき
⓲府中あゆみ園
⓳府中生活実習所
⓴作業所スクラム
㉑府中共同作業所、ワークセンターこむたん
㉒集いの家
㉓むさし結いの家
㉔府中さくらの杜
㉕東京都立府中療育センター
㉖みらい、flower
㉗Tomorrow
㉘ワークショップさかえ
㉙コットンハウス、フレンズ
㉚童里夢工房
㉛梅の木の家共同作業所
㉜わかまつ共同作業所
㉝プロジェクツけやきのもり
㉞西府いこいプラザ
㉟社会福祉法人府中市社会福祉協議会「は～もにぃ」
㊱わかたけ作業所・相談支援センターこっこれ
㊲カンタービレ
㊳ちえホーム、きぼうクラブ
㊴FLAGS design

施設一覧





㊵毎日CAMP、放課後デイサービス プティフォンティーヌ
㊶食彩さしすせそ
㊷LITALICOワークス府中
㊸ウェルビー府中駅前センター
㊹就労移行支援事業所ハピネスサポーター西府
㊺manaby府中駅前事業所
㊻Cocorport 府中駅前Office
㊼ディーキャリア府中オフィス
㊽クオーレ武蔵台短期入所施設
㊾東京都立小児総合医療センター
㊿根っこくらぶ
(51)放課後デイサービスぽーと
(52)ちゃいくろ児童デイサービス府中
(53)Tossie
(54)発達支援つむぎ府中ルーム
(55)ちゃいくろ2号館
(56)マーシーアーティスト
(57)くめんたるーむ
(58)陽のあたるばしょ
(59)スポーツひろばプレイス府中教室
(60)放課後等デイサービスオンリーワン
(61)こもれび
(62)ドリームボックス武蔵台
(63)ハッピーテラス東府中
(64)ドリームボックス浅間町
(65)児童デイサービスサンフラワー府中
(66)放課後等デイサービスリアン府中緑町
(67)放課後等デイサービスふぁんふぁん天神町
(68)放課後等デイサービスリアン府中白糸台
(69)放課後等デイサービスふぁんふぁん府中町
(70)リボン第3教室
(71)放課後等デイサービス白ゆり
(72)放課後等デイサービスぱれっと府中
(73)Andante
(74)保育所等訪問支援事業所チャイルドフッド・ラボ
(75)子ども発達支援センターはばたき
(76)コペルプラス府中教室
(77)まなびの森キラリ府中
(78)ABA児童発達支援セルン

心身障害者福祉センター

府中市立心身障害者福祉センターきずな	
指定管理者	社会福祉法人府中市社会福祉協議会
所在地	府中市南町5-38
問合せ先	**TEL（代表）** 042-360-1313 **FAX** 042-368-6127 **メール** fs_mail@f-sinsyo.jp
	HP http://www.f-sinsyo.jp
施設の特徴	昭和56年の国際障害者年を機に、「心身障害者の文化教養の向上・社会参加と自立」をめざし建設され、同57年より事業を開始しました。開始当初より府中市から受託し、府中市社会福祉協議会が管理運営をしています。

実施事業	名称／電話	事業内容
	地域生活支援センターみ～な **TEL** 042-360-1312	障害のある方やご家族が、よりよい生活ができるよう、総合的に支援します。講座等の予定は、「広報ふちゅう」「よんで²み～な」等でお知らせします。
	府中市障害者就労支援センターみ～な **TEL** 042-360-1312	「働きたい」「働き続けたい」を支援します。障害者雇用に取り組む企業への支援も行います。（登録制）
	緊急一時入所事業 **TEL** 042-360-1312	介護者が病気、事故などのやむをえない理由で一時的に家庭での生活が困難な場合に利用できます。（登録制）
	機能訓練事業★ **TEL** 042-360-1313	障害のある方を対象に、地域生活のためのリハビリテーションを行います。PT（理学療法）・OT（作業療法）・ST（言語療法）・カウンセリング（心理）他
	訪問支援事業★ **TEL** 042-360-1313	社会とつながりを持ちたい障害のある方に、訪問による社会参加への支援を行います。
	作業・生活実習訓練事業★（生活介護） **TEL** 042-360-1313	身体障害者・知的障害者を対象に、集団活動や社会生活の場を提供し、個々の地域生活がより充実したものになるよう支援します。（生活介護事業）
	貸出事業等 **TEL** 042-360-1313	障害のある方、ボランティア及び障害者団体等へ部屋（多目的室、会議室、浴室）、プール、物品（車椅子、図書、コピー機等）の貸出を行います。（登録制　※車椅子を除く）

★通所等訓練を希望する方は、相談申請後に相談員、医師等がそれぞれ面談等を行い、判定会議を経て通所訓練の適否が決定されます。

計画相談

地域生活支援センタープラザ　（設置主体）社会福祉法人府中えりじあ福祉会					
所在地	美好町1-7-2　第一市川マンション202				
問合せ先	TEL　042-358-2288				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
			○		

地域生活支援センターみ～な　（設置主体）府中市					
所在地	南町5-38　府中市立心身障害者福祉センター内				
問合せ先	TEL　042-360-1312　FAX　042-368-6127　メール　mi-na@f-sinsyo.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○

地域生活支援センターあけぼの　（設置主体）社会福祉法人あけぼの福祉会					
所在地	寿町3-9-11　山上ビル1階				
問合せ先	TEL　042-358-1085　FAX　042-336-9085　メール　siencenter@akebono.fuchu.tokyo.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○

地域生活支援センターふらっと　（設置主体）有限会社オータムワーキング					
所在地	清水が丘3-23-17　1階				
問合せ先	TEL　042-370-1781　FAX　042-370-1783　メール　flat.autumn03@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○

子ども発達支援センターはばたき　（設置主体）府中市					
所在地	矢崎町1-12				
問合せ先	TEL　042-306-9700　FAX　042-306-9291　メール　habataki@city.fuchu.tokyo.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
				○	

相談室ウェル　（設置主体）有限会社オータムワーキング					
所在地	美好町1-1-18　石川ビル201				
問合せ先	TEL　042-336-8343　FAX　042-336-8346　メール　autumn.fuchu04@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○

エンパワメントふちゅう　（設置主体）特定非営利活動法人エンパワメントふちゅう					
所在地	府中町2-10-11　清田第二ビル1階				
問合せ先	TEL　042-334-7511　FAX　03-6756-9873　メール　empowerment1998@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○		○

サポートにんな　（設置主体）社会福祉法人仁和会					
所在地	寿町2-26　府中はるみ福祉園内				
問合せ先	TEL　042-306-9099　FAX　042-333-7556　メール　support-ninna@ninnakai.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
		○			

JPS相談支援センター　（設置主体）株式会社ライフサイクルケアセンター					
所在地	宮西町4-16-1　フレア443　401号				
問合せ先	TEL　042-365-2689　FAX　042-334-5419				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○

わの会相談支援　（設置主体）特定非営利活動法人わの会					
所在地	住吉町1-60-10				
問合せ先	TEL　042-319-2688　FAX　042-400-5088　メール　wanokaiplan@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○

し～ま　（設置主体）社会福祉法人若松福祉会					
所在地	若松町1-9-1				
問合せ先	TEL　042-365-7361　FAX　042-365-9443　メール　gallop@wakamatsu-fukushikai.or.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
		○	○		

つくしんぼう　（設置主体）社会福祉法人清陽会					
所在地	押立町1-17-13				
問合せ先	TEL　042-365-1112　FAX　042-365-3719　メール　futyu-seiyou@knd.biglobe.ne.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○

ケアチーム大芽　（設置主体）特定非営利活動法人芽生会					
所在地	若松町1-2-5　芽生会BLD5階				
問合せ先	TEL　042-314-7013　FAX　042-314-7015				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○		

相談室たいよう　（設置主体）一般社団法人そうごう					
所在地	宮西町5-6-5　パークハウス宮西707				
問合せ先	TEL　042-508-2805　FAX　042-508-2805				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
			○		

ふくし・生活の相談　and　（設置主体）合同会社and					
所在地	緑町1-13-8　ホワイトハウス府中202号室				
問合せ先	TEL　080-7248-1226　メール　and.company63@gmaii.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
			○		

相談支援ワルツ　（設置主体）特定非営利活動法人メロディ					
所在地	若松町4-6-1　アリエス若松町ビル2階				
問合せ先	TEL　090-2491-7122　FAX　042-201-2522　メール　waltz2341@ymail.ne.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○		○	

相談支援センターこっこれ　（設置主体）社会福祉法人ひばり福祉会					
所在地	浅間町2-18-1				
問合せ先	TEL　070-1249-1926　FAX　042-306-5666　メール　coccole@blue.ocn.ne.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○

生活介護

府中市心身障害者福祉センター（作業・生活実習訓練事業）　（指定管理者）社会福祉法人府中市社会福祉協議会
詳細は100ページをご参照ください

障害者支援施設　みずき　（設置主体）社会福祉法人足立邦栄会	
所在地	朝日町3-17-5
問合せ先	TEL　042-352-0081　FAX　042-352-0085　メール　mizuki@houeikai.gr.jp
	HP　https://www.houeikai.gr.jp/
施設の特徴	みずき生活介護は月曜から土曜日まで祝日を含め営業しています。お住まいの場所へのドアtoドアの送迎、ご利用日数に応じた入浴、ご利用者のニーズに応じた様々な日中活動、喀痰吸引等一定の医療を提供しています。

府中あゆみ園　（設置主体）社会福祉法人清陽会	
所在地	押立町1-17-9
問合せ先	TEL　042-366-8715　FAX　042-366-8710　メール　futyu-seiyou@kyf.biglobe.ne.jp
	HP　http://seiyoukai.net/
施設の特徴	私たちは、日日是好日（にちにちこれこうじつ）をモットーに毎日が楽しく充実したものとなるようがんばっています。ひとりひとりが自分らしく生活できることをめざしています。

府中生活実習所　（設置主体）社会福祉法人あけぼの福祉会	
所在地	若松町5-2
問合せ先	TEL　042-363-5251　FAX　042-361-1390　メール　f-seijitu@akebono.fuchu.tokyo.jp
	HP　https://akebonofukushi.com/
施設の特徴	知的障害がある方を対象とした生活介護施設です。障害特性や関係性に配慮した５つのグループで活動をしています。グループや個々の課題に合わせてウォーキング・体育・音楽・紙すき・さをり織り等を行っています。

作業所スクラム　（設置主体）社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	分梅町5-25-1
問合せ先	TEL　042-304-6000　FAX　042-302-8001　メール　scram-hibari@jcom.home.ne.jp
	HP　https://www.hibarifukushikai.com
施設の特徴	生活介護ですが藍染・押し花製品などの自主製品や下請け作業を行い通所者に給料を支給しています。また、書道・音楽・絵画・運動・買い物・１泊旅行・各種行事の取り組みもしています。送迎と給食を実施しています。

府中はるみ福祉園　（設置主体）社会福祉法人仁和会	
所在地	寿町2-26
問合せ先	TEL　042-333-7555　FAX　042-333-7556　メール　harumien@ninnakai.com
	HP　http://www.ninnakai.com
施設の特徴	設立37年目を迎える生活介護通所施設。令和３年に全面建替えをし重症心身障害者通所事業も本格的に開始しました。受託作業を中心に外出活動や創作活動にも力を入れており、風通しの良い環境が特徴的です。

府中ひまわり園　（設置主体）社会福祉法人清陽会	
所在地	押立町1-17-13
問合せ先	TEL　042-365-3715　FAX　042-365-3719　メール　futyu-seiyou@kbh.biglobe.ne.jp
	HP　http://seiyoukai.net/
施設の特徴	私たちは、日日是好日（にちにちこれこうじつ）をモットーに楽しく充実したものとなるようがんばっています。元気いっぱいの笑顔あふれるメンバーです。

府中共同作業所　（設置主体）社会福祉法人あけぼの福祉会	
所在地	寿町3-3-6
問合せ先	TEL　042-367-0640　FAX　042-361-6280　メール　kyoudous@akebono.fuchu.tokyo.jp
	HP　https://akebono-fukushi.com
施設の特徴	「どんなに障害が重くても働くことを権利と位置づけ一人ひとりが生きがいと誇りを持てる労働内容の保障」として、縫製、公園清掃等の作業を行いながら、定期的に学習や外出、クラブ等の様々な活動も行っています。

ワークセンターこむたん　（設置主体）社会福祉法人あけぼの福祉会	
所在地	寿町3-3-6
問合せ先	TEL　042-306-8639　FAX　042-367-4288　メール　komutan@akebono.fuchu.tokyo.jp
	HP　https://akebono-fukushi.com/
施設の特徴	身体障害、知的障害、重度重複障害のある人など幅広い人が利用、活動も幅広くなっています。医療的ケアを実施するなど、専門職の配置も充実しています。主体は利用するみなさんであることを大切にしています。

集いの家　（設置主体）社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	南町1-45-1
問合せ先	TEL　042-360-0044　FAX　042-360-0053　メール　tsudoinoie44@jcom.zaq.ne.jp
	HP　https://www.hibarifukushikai.com
施設の特徴	集いの家は、生活介護と就労継続支援Ｂ型の２事業を多機能で運営しています。様々な障害をお持ちの様々な年代の方が出来る所を協力し合いながら、下請け、手作り雑貨製作などの生産活動をしています。

むさし結いの家　（設置主体）社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	白糸台3-22-3
問合せ先	TEL　042-340-4441　FAX　042-306-6477　メール　musashi-yuinoie@diary.ocn.ne.jp
施設の特徴	平均年令35歳20代30代が中心の作業所です。作業は1Fで下請け作業、2Fで洋菓子作りを行っています。その他に市から委託を受けている公園清掃も行っています。皆さん元気に通所されています。

府中さくらの杜　（設置主体）社会福祉法人仁和会	
所在地	寿町2-26-11
問合せ先	TEL　042-358-1170　FAX　042-358-1171　メール　sakuranomori@ninnakai.com
	HP　http://www.ninnakai.com
施設の特徴	府中さくらの杜は、開設14年目の生活介護施設で、知的や身体に障がいを持った方々が通所しています。各々が主体性を持って充実して過ごせるよう、生産活動や運動プログラムなど様々な活動を提供しています。

東京都立府中療育センター　（設置主体）東京都	
所在地	武蔵台2-9-2
問合せ先	TEL　042-323-5115　FAX　042-323-3357　メール　S0000338@section.metro.tokyo.jp
	HP　https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/fuchuryo/
施設の特徴	在宅の重症心身障害者が、家族とともに住み慣れた地域社会の中で、できるだけ長い期間生活していけるよう、自宅からの通所により日中活動や医療・訓練・日常生活の支援等、必要な療育を提供します。

みらい　（設置主体）特定非営利活動法人百々の木	
所在地	本宿町1-46-2　２階
問合せ先	TEL　042-306-7281　FAX　042-306-7282　メール　momonokimirai@gmail.com
施設の特徴	主に「知的障がい」があるご利用者が多く通所されています。 活動は午前中に生産活動として紙すきハガキ制作や資源の分別作業を行い、午後は体操やダンス等の余暇活動を皆で楽しみます。

デイケアステーションカルテット　（設置主体）特定非営利活動法人メロディ	
所在地	若松町4-6-1　アリエス若松町ビル2階
問合せ先	TEL　080-2680-6005　FAX　042-201-2522　メール　daycare.concerto@gmail.com
	HP　http://www.melody2013.jp
施設の特徴	令和5年7月1日開所したばかりで、医療的ケアの必要な重症心身障害者を対象とした定員10名の小さな事業所です。シャワー浴をやります。

自立訓練

ケアチーム大芽　（設置主体）特定非営利活動法人芽生会	
所在地	若松町1-2-5　芽生会BLD　2階
問合せ先	TEL　042-314-7014　FAX　042-314-7015　メール　sagyojo@careteam-taiga.co.jp
	HP　http://www.careteam-taiga.co.jp/
施設の特徴	東府中駅から徒歩すぐ。ビルの2階にあります。まずは、通所し自宅以外の場所で過ごす事から始めます。体力づくり、コミュニケーションの練習、創作活動等、個別や集団の活動を個人のペースに合わせて行います。

Tomorrow　（設置主体）特定非営利活動法人Roots	
所在地	朝日町2-24-8　1階
問合せ先	TEL　042-363-4557　FAX　042-319-1253　メール　roots.12steps@gmail.com
	HP　https://www.roots12steps.com
施設の特徴	依存症や発達障害を始めとし様々な精神疾患を持つ方の支援をしております。運動、ヨガ、アート、料理等プログラムも充実。一人ひとりにあった社会参加の形をサポートします。日中の居場所作りとしてのご利用も可能です。

就労継続支援

作業所スクラム　（設置主体）社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	分梅町5-25-1（分室：分梅町3-34-17）
問合せ先	TEL　042-304-6000　FAX　042-302-8001　メール　scram-hibari@jcom.home.ne.jp
	HP　https://www.hibarifukushikai.com
施設の特徴	作業はこんにゃくの製造販売と公園清掃等を行っています。味噌田楽を作り多くのお祭りに出店しておいしいととても評判が良いです。分室では下請け作業を行っています。また、送迎と給食を実施しています。

ワークショップさかえ　（設置主体）社会福祉法人府中えりじあ福祉会	
所在地	晴見町3-18-7　晴見町ハイツ
問合せ先	TEL　042-336-5807　FAX　042-336-5814
	HP　https://elysia.jp
施設の特徴	当施設は、作業を通して働くために必要な知識や習慣を獲得していただくことを目的に、ダイレクトメール、封筒等の紙加工、公園清掃等の軽作業を行なっています。楽しい場、つどえる場としての運営を心がけています。

コットンハウス、フレンズ　（設置主体）特定非営利活動法人コットンハウス、フレンズ	
所在地	住吉町2-13-3　ベルメゾン住吉第2　101号室
問合せ先	TEL　042-368-2550
施設の特徴	詳細はお問い合わせください。

童里夢工房　（設置主体）社会福祉法人白梅会	
所在地	是政2-19-35（分室：美好町1-30-3　シャロンベテル矢代1階）
問合せ先	TEL　042-334-4083　FAX　042-334-4092　メール　dream@shiraumekai.com
	HP　https://shiraumekai.com/
施設の特徴	童里夢工房では、「日中の居場所がほしい」、「ひとりも良いけど、社会の中でも過ごしたい」という気持ちはあるけれど、その一歩が踏み出せない方に、居場所づくりのサポートや社会の中で過ごすキッカケを提供しています。

梅の木の家共同作業所　（設置主体）社会福祉法人白梅会	
所在地	分梅町3-34-8
問合せ先	TEL　042-368-6841　FAX　042-370-1894
	HP　https://shiraumekai.com/
施設の特徴	梅の木の家共同作業所では「自分の働ける場所がほしい」「自分のペースに合った仕事がしたい」という気持ちはあるけれど、その一歩が踏み出せない方に働く場所やいろんな仕事にチャレンジする機会を提供しています。

わかまつ共同作業所　（設置主体）社会福祉法人若松福祉会	
所在地	清水が丘3-2-20
問合せ先	TEL　042-334-3126　FAX　042-334-3127　メール　wakama2@gb3.so-net.ne.jp
	HP　https://www.wakafuku.org/
施設の特徴	作業中はラジオをかけ、主に、ダイレクトメール封入等の、下請け作業を行っています。座って、ご自分のペースで作業ができます。

ギャロップ	（設置主体）社会福祉法人若松福祉会
所在地	若松町1-9-1
問合せ先	**TEL** 042-365-7363 **FAX** 042-365-9443 **メール** wakafuku-gallop@wakamatsu-fukushikai.or.jp
	HP https://www.wakafuku.org/
施設の特徴	ギャロップは心に障害のある方等の地域生活、就労支援のために必要な活動を行っています。「パン・焼菓子」「厨房」「喫茶」の３部門で作業に参加し、働く喜びを感じながら自立を支援するサービスを提供しています。

プロジェクツけやきのもり	（設置主体）特定非営利活動法人プロジェクツけやきのもり
所在地	住吉町1-60-10
問合せ先	**TEL** 042-368-7989 **FAX** 042-368-7989 **メール** keyaki@cg.mbn.or.jp
	HP https://projects-keyakinomori.amebaownd.com/
施設の特徴	中河原駅から徒歩４分にある作業所です。「そこに行くとホッとする」を合言葉に落ち着いた雰囲気でのんびり活動しています。地域での居場所づくりを目的にゆるやかな作業所での活動をスタートしたい方も歓迎します。

西府いこいプラザ	（設置主体）社会福祉法人府中えりじあ福祉会
所在地	西府町3-29-17
問合せ先	**TEL** 042-354-6760 **FAX** 042-354-6777
	HP https://elysia.jp
施設の特徴	体調やご都合に合わせて、週１日からご利用が出来ます。ご自身のペースに合わせて、通所スケジュールを決める事が出来ます。作業内容は、ダイレクトメール作業を中心とした下請作業、公園清掃、パン製造・販売です。

ワークセンターこむたん	（設置主体）社会福祉法人あけぼの福祉会
所在地	寿町3-3-6
問合せ先	**TEL** 042-306-8639 **FAX** 042-367-4288 **メール** komutan@akebono.fuchu.tokyo.jp
	HP https://akebono-fukushi.com/
施設の特徴	身体障害、知的障害、重度重複障害のある人など幅広い人が利用、活動も幅広くなっています。医療的ケアを実施するなど、専門職の配置も充実しています。主体は利用するみなさんであることを大切にしています。

社会福祉法人府中市社会福祉協議会「は～もにぃ」	（設置主体）社会福祉法人府中市社会福祉協議会
所在地	寿町1-1　旧府中グリーンプラザ分館内
問合せ先	**TEL** 042-340-0212 **FAX** 042-368-6635 **メール** ha-moni@utopia.ocn.ne.jp
施設の特徴	「は～もにぃ」は市内の福祉作業所の手作り品をお手ごろ価格で販売し、食事と本格コーヒーをお楽しみいただける所です。ハンディがある方たちが社会の一員として多くの人たちと接しながら共に働く福祉ショップです。サービスのご利用は、原則府中市にお住まいの愛の手帳をお持ちの方を対象としています。

集いの家	（設置主体）社会福祉法人ひばり福祉会
所在地	南町1-45-1
問合せ先	**TEL** 042-360-0044 **FAX** 042-360-0053 **メール** tsudoinoie44@jcom.zaq.ne.jp
	HP https://www.hibarifukushikai.com
施設の特徴	集いの家は、生活介護と就労継続支援Ｂ型の２事業を多機能で運営しています。様々な障害をお持ちの様々な年代の方が出来る所を協力し合いながら、下請け、手作り雑貨製作などの生産活動をしています。

わかたけ作業所	（設置主体）社会福祉法人ひばり福祉会
所在地	浅間町2-18-1
問合せ先	TEL　042-369-1185　FAX　042-306-5666　メール　wakatake-sg@cyber.ocn.ne.jp
	HP　https://www.hibarifukushikai.com/
施設の特徴	「明るく楽しく元気よく」をモットーにお互いに思いやり、心やすらぐ憩いの場を目指しています。いつも和気あいあいと笑顔がたえないアットホームな雰囲気の作業所です。

カンタービレ	（設置主体）特定非営利活動法人あすみ会
所在地	緑町3-18-13　ロイヤルプラザ東府中1階
問合せ先	TEL　042-306-9253　FAX　042-306-9924　メール　asumi_cantabile@twatwa.ne.jp
	HP　http://asumi.temt.jp
施設の特徴	主に知的に障害を抱える方が元気にお仕事をしている明るい作業所です。畑作業、調理、紙漉き、清掃、ポスティング等、沢山の作業があります。皆で1つの目標に向き合い協力して達成していくことを大切にしています。

ちえホーム	（設置主体）特定非営利活動法人福光
所在地	栄町3-12-1　メディカルビル・グレイス4階
問合せ先	TEL　042-314-2200　FAX　042-314-2201　メール　kibou-chie@feel.ocn.jp
	HP　https://www.kibou-chie.org/chiehome.html
施設の特徴	様々な障がいを持った方が、仲間との協働を通じて、自立した生活ができるよう、就労の機会を提供します。清掃活動や紙袋製作、野菜販売等の作業に取組み、規則的な生活リズムから心身の健康改善を目指していきます。

FLAGS design	（設置主体）特定非営利活動法人FLAGS
所在地	幸町2-13-29　府中ひだまり101号
問合せ先	TEL　042-315-4508　FAX　042-315-4508　メール　flagsdesign@sd5.so-net.ne.jp
	HP　https://flagsdesign.stores.jp/
施設の特徴	ものづくりとアートをメインに、一人ひとりの「～したい」「なりたい」思いを実現にむけて支援します。ドクター監修のもと、こころとからだのバランスを整えるアートセラピーも行います。日々、メンバーに寄り添う支援を考えています。

毎日CAMP	（設置主体）一般社団法人ヴィフ
所在地	本町1-1-22　ブラーヴハウス1・5階
問合せ先	TEL　042-302-5959　メール　camp@vif.or.jp
	HP　https://www.vif.or.jp
施設の特徴	パン作りを中心に、農作業や清掃作業の仕事を提供します。自分のペースで働き始め、少しずつ社会のペースに合わせられるように、「得意を活かし、苦手を補う」ことを意識して支援します。

ケアチーム大芽	（設置主体）特定非営利活動法人芽生会
所在地	若松町1-2-5　芽生会BLD　2階
問合せ先	TEL　042-314-7014　FAX　042-314-7015　メール　sagyojo@careteam-taiga.co.jp
	HP　http://www.careteam-taiga.co.jp/
施設の特徴	東府中駅から徒歩すぐ。ビルの2階にあります。農作業、製品づくり、所外清掃、所内軽作業等を行っています。体調安定を第一に考え、ご本人と相談しながら作業内容や通所回数を決めています。

flower　（設置主体）特定非営利活動法人百々の木	
所在地	本宿町1-46-2　1階
問合せ先	TEL　042-306-5701　FAX　042-306-5702　メール　momonokiflower@gmail.com
施設の特徴	主に知的障がいがある御利用者が通所されています。ポスティングやお客様宅への回収作業など、リサイクルショップの運営を軸として色々な作業を行います。また必要に応じてPCを使っての顧客管理も行います。

食彩さしすせそ　（設置主体）社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	武蔵台1-8-18　大貫ビル1階
問合せ先	TEL　042-319-9218　FAX　042-319-9219　メール　hibari@sasisuseso.or.jp
	HP　http://www.hibarifukushikai.net/
施設の特徴	知的に障害を持った方が通所しています。1階では食品製造を、2階では企業から頂いた下請け作業、組み立て作業をメインとした活動を行っています。令和5年度からは自主製品アクセサリーの製品づくりにも取り組んでいきます。

就労移行支援・定着支援

LITALICOワークス府中　（設置主体）株式会社LITALICOパートナーズ	
所在地	宮町1-40　KDX府中ビル5階
問合せ先	TEL　042-314-2371　FAX　042-314-2372　メール　info_fuchu_wk@litalico.co.jp
	HP　https://works.litalico.jp/center/tokyo/fuchu/
施設の特徴	自己理解や合う職場探しを重要視しながら、無理のないペースで一緒に細かくステップを踏みながら、就職を目指すことができます。

ウェルビー府中駅前センター　（設置主体）ウェルビー株式会社	
所在地	寿町1-1-3　三ツ木寿町ビル8階
問合せ先	TEL　042-306-6273　FAX　042-306-6274　メール　fuchu@welbe.co.jp
	HP　https://www.welbe.co.jp/center/tokyo/fuchu.html
施設の特徴	就労を目指す精神・発達・知的・身体に障害をお持ちの方の就労支援を行っております。ウェルビーでは定着支援事業所も併設しており、就労後の定着支援サービスを利用することができ安心です。

就労移行支援事業所ハピネスサポーター西府　（設置主体）株式会社ハピネスサポーター	
所在地	西府町3-1-5　スウィング242　102号室
問合せ先	TEL　042-319-2318　FAX　042-319-2319　メール　contact@happiness_supporter.com
	HP　https://happiness-supporter.com
施設の特徴	目指すは皆さんが就労で幸せになるお手伝い。ご本人に家族、他の支援者などのお話しをしっかり聞いて、ご本人の希望やご事情に沿った就労をしていただきます。みんな違う就労先ですから、みんな違う道筋があります。

manaby府中駅前事業所　（設置主体）株式会社manaby	
所在地	府中町1-1-5　府中高木ビル5階
問合せ先	TEL　042-306-8911　FAX　042-306-8997　メール　fuchu@manaby.co.jp
	HP　https://manaby.co.jp/shurou/
施設の特徴	一人ひとりに合わせた支援を大切にしています。個別ブースでｅラーニング動画を視聴・実践し、自分のペースで学ぶことができます。コンテンツは利用者の声を反映し、初心者でも取り組みやすいよう工夫をしています。

Cocorport府中駅前Office　（設置主体）株式会社ココルポート	
所在地	府中町1-10-3　府中南ビル3F
問合せ先	TEL　042-319-0583　FAX　042-319-0584　メール　fuchu-staff@cocorport.co.jp
	HP　https://www.cocorport.co.jp/officelist/tokyo/fuchuekimae/
施設の特徴	我々ココルポートでは、お一人おひとりに合わせた支援を提供しています。今、自信がないという方でも大丈夫。就労という目標に向けて、一歩一歩一緒に進んでいきましょう。

ディーキャリア　府中オフィス（就労移行支援のみ）　（設置主体）株式会社トライ・アングル	
所在地	八幡町1-8-20　1～3階
問合せ先	TEL　042-319-0063　FAX　042-319-9933　メール　fuchu@dd-career.com
	HP　https://dd-career.com/office_data/fuchu/
施設の特徴	主に発達障害や精神障害の方に向けた専門性の高いプログラムを受けることができます。ストレスへの対処が分からず体調を崩してしまう方や人間関係が上手くいかず長く働けない方等に適した事業所となっております。

ギャロップ（就労定着支援のみ）　（設置主体）社会福祉法人若松福祉会	
所在地	若松町1-9-1
問合せ先	TEL　042-365-7363　FAX　042-365-9443 メール　wakafuku-gallop@wakamatsu-fukushikai.or.jp
	HP　https://www.wakafuku.org/
施設の特徴	ギャロップは心に障害のある方等の地域生活、就労支援のために必要な活動を行っています。「パン・焼菓子」「厨房」「喫茶」の3部門で作業に参加し、働く喜びを感じながら自立を支援するサービスを提供しています。

訪問系サービス

サービス種別の略号

身…身体介護　**家**…家事援助　**通**…通院等介助　**同**…同行援護
重訪…重度訪問介護　**行**…行動援護　**乗**…乗降介助

事業所名	所在地	問合せ先	サービス種別
ホームヘルプステーション きぼう	寿町3-9-11　山上ビル1階	042-352-0630	身・家・通・重訪
ヘルパーステーションすまいる	住吉町2-15-9　アローヒルズ府中203	042-368-7155	身・家・通・重訪
特定非営利活動法人パーソナルケアサービスみもざ	府中町1-25-4　あおばビル303号室	042-334-2042	身・家・通・重訪
ケア府中	府中町2-20-13　丸善マンション1階	042-314-2734	身・家・通・重訪
株式会社エム・エス・シー西東京支援センター	府中町1-12-7　センタービル2階	042-368-7911	身・家・重訪
わの会ヘルパーステーション あいあい	住吉町1-60-10	042-336-7445	身・家・通・同・重訪
JPS訪問介護ステーション	宮西町4-16-1　フレア443　401号	042-334-2419	身・家・通・同・重訪
ホームヘルパーステーション よつや苑	四谷3-66	042-334-8133	身・家
NPO・ACT府中たすけあい ワーカーズぽぽ	府中町3-5-6　佐伯コーポラス203	042-363-1816	身・家・通・同
ひかり	美好町1-1-18　石川ビル201	042-336-8343	身・家・通・重訪
生活協同組合パルシステム東京ホームヘルプサービス「府中陽だまり」	幸町2-13-30	042-330-0682	身・家
ニチイケアセンター府中	府中町1-10-3　府中南ビル5階	042-358-3145	身・家・通・同・重訪
ニチイケアセンター東府中	若松町2-5-2　ピークワン1階	042-358-5431	身・家・通
介護センターはんの木	南町6-52-1	042-330-3927	身・家・通・重訪
府中ケアサポートセンター	府中町1-30　ふれあい会館2階	042-363-1761	身・家・通・同
総合ケアセンター	宮西町4-12-5　エスケービル202	042-352-7630	身・家・重訪
やすらぎ	府中町2-21-4　菊正ビル2階1号室	042-358-8341	身・家・通・同・重訪・行
アミカ府中介護センター	宮町1-34-2　サンスクエアビル802	042-330-0251	身・重訪
ケアサービスげんき	小柳町6-23-41	042-361-0216	通
セントケア府中	片町2-15-8　第2三田コーポ2階	042-358-1034	身・家・通・重訪・重包
ケア21府中	美好町1-38-2　井上荘101	042-352-8881	身・家・通・重訪
アクティブケア	宮西町2-4-3　アイスバーグビル5階	042-316-3420	身・家・通・重訪
ニチイケアセンター中河原	南町4-32-16	042-354-9351	身・家・通・重訪

事業所名	所在地	問合せ先	サービス種別
介護ステーション介護屋	晴見町3-3-8メゾンブランシュ102号	042-302-0810	身・家・通・重訪
ケアセンターあゆみ	美好町2-22-4　コーポTAMA105	042-358-8122	身・家・通
ＳＯＭＰＯケア　府中　訪問介護	宮西町4-12-7	042-352-0371	身・家・重訪
ＳＯＭＰＯケア　府中武蔵台訪問介護	武蔵台3-27-4　カサヴェール武蔵台１階	042-320-2361	身・家・同・重訪
Ｕ－ＰＬＵＳ	八幡町2-4-2　パディー・フィールド・ハウス601	042-367-6133	身・家・通・重訪
アミカ白糸台介護センター	白糸台5-1-3　グランデ武蔵野台102	042-314-0818	身・家・通・重訪
アクティブ府中	宮町1-19-10　大内ビル502	042-319-2629	身・家・通・重訪
いっぽ	清水が丘3-20-1　ローズマリービル101号室	042-319-1458	身・家・重訪
訪問介護ステーションデイサービス本舗　府中	八幡町2-23　ガーデンハイツT-2　102	042-306-5836	身・家・重訪
アスモ介護サービス白糸台	清水が丘3-22-8　増田店舗１階	042-354-8751	身・家・通・重訪
ニチイケアセンター西府	本宿町1-24-4	042-340-4616	重訪
ハートフルケア府中	緑町3-7-5　ソレアード東府中601	042-319-9755	身・家・重訪
コフレケアセンター	緑町3-3-1　ヴェールメゾン府中301	042-334-3676	身・重訪
社会福祉法人三多摩福祉会コスモス府中	本町1-7-9　KMビル２階	042-334-4636	身・家・通・同・重訪
ケアリッツ武蔵野台	白糸台5-37-12　エリール紺野１階	042-319-1357	身・家
ケアリッツ分倍河原	片町2-15-3　第一三田コーポ105	042-319-2802	身・家・通
エスケアサポート府中	府中町2-9-1　プレステージ407	042-352-7355	身・家・通・重訪
あくとケア　白糸台	白糸台5-1-3	042-340-3303	身・家
訪問介護ファミリー・ホスピス府中	是政2-38-9	042-318-9503	身・重訪
ケアチーム大芽	小柳町2-13-6　プランタン細野Ⅱ１階	042-330-5881	身・家・通・同・重訪
ケアリッツ北府中	晴見町1-27-34　桑田コーポ１階Ｂ号室	042-306-6126	身・家
土屋訪問介護事業所府中センター	清水が丘2-52-39	042-306-5018	身・家・重訪
居宅介護事業所　Ｃｏｒｋｓ	若松町1-21-18	042-365-0507	身・家・通・重訪
ヘルパー派遣事業所ソレイユ	宮西町3-16-2　コーポ清水205	042-319-0941	身・家・通・重訪・行
リタックケアサポート株式会社	栄町3-8-8　アベルテ北府中202	042-306-7014	身・重訪
りぶさぽーと　ｋｉｋｉ	府中町1-32-5　シャルマン府中102	042-319-1813	重訪
宇宙船	清水が丘3-29-4-1	042-375-3645	身・家・通・重訪
どれみ	寿町1-4-17　寿ビル304	042-335-1666	重訪
あい・あんど・ゆう	美好町3-34-9　ハイツプラーニャ101	042-319-2463	重訪

短期入所

設置主体	事業所名	所在地	問合せ先	対象種別
社会福祉法人足立邦栄会	**短期入所　みずき**	朝日町3-17-5	042-352-0081	**身・知**
東京都	**東京都立府中療育センター**	武蔵台2-9-2	042-323-5115	**重心（者・児）**
社会福祉法人あけぼの福祉会	**府中生活実習所**	若松町5-2	042-363-5251	**身・知**
社会福祉法人府中えりじあ福祉会	**西府いこいプラザ**	非公開	042-354-6760	**精**
社会福祉法人あけぼの福祉会	**あけぼのショートステイ**	寿町3-9-11　山上ビル2F	042-319-8917	**身・知**
一般社団法人介護グループふれあい	**クオーレ武蔵台　短期入所施設**	武蔵台1-22-50	042-577-7750	**身・知**
地方独立行政法人東京都立病院機構	**地方独立行政法人東京都立病院機構　東京都立小児総合医療センター**	武蔵台2丁目8-29	042-300-5111	**児**

日中一時支援

設置主体	事業所名	所在地	問合せ先	対象種別
社会福祉法人足立邦栄会	**短期入所　みずき**	朝日町3-17-5	042-352-0081	**身・知**
社会福祉法人あけぼの福祉会	**府中生活実習所**	若松町5-2	042-363-5251	**身・知**
社会福祉法人あけぼの福祉会	**あけぼのショートステイ**	寿町3-9-11　山上ビル2F	042-319-8917	**身・知**

共同生活援助

設置主体	事業所名	所在地	問合せ先	対象種別
特定非営利活動法人源	**コスモス**	北山町2-2-32	042-572-2730	**知**
社会福祉法人仁和会	**グループホームせんげん**	若松町4-8-7	042-351-0505	**知**
社会福祉法人清陽会	**アメニティ府中**	押立町1-17-14	042-368-3715	**知**
社会福祉法人白梅会	**グループホームみち**	南町、美好町	042-363-8696	**精**
社会福祉法人府中えりじあ福祉会	**西府いこいプラザ**	非公開	042-354-6760	**精**
特定非営利活動法人燦	**ケアホーム　はんもっく**	西原町4-20-24	042-505-6371	**知**
一般社団法人空き缶	**森の時計**	本町2-8-20	042-335-1207	**知**
特定非営利活動法人コットンハウス、フレンズ	**風媒花**	非公開	042-368-2550	
一般社団法人ネクスト府中	**グループホームあさや**	宮西町5-4-3	042-302-0385 090-5523-9062	**知**

設置主体	事業所名	所在地	問合せ先	対象種別
社会福祉法人ひばり福祉会	**グループホーム　こんぺいとう**	矢崎町4-13-1	042-302-3838	**身・知・精**
社会福祉法人あけぼの福祉会	**グループホームあけぼの**	寿町3-9-11	042-319-8915	**身・知**
一般社団法人　Life Commit	**グループホームパレシア**	小柳町	042-367-6053	**精**
有限会社オータムワーキング	**べりぃーず**	西府町2-31-21	042-333-8886	**知**
一般社団法人ヴィフ	**グループホームVif**	本町1-1-22	042-201-0006	**知**
特定非営利活動法人百々の木	**Method**	本宿町1-46-2	042-306-7593	**知・精**
一般社団法人介護グループふれあい	**クオーレ武蔵台グループホーム**	武蔵台1-22-50	042-577-7750	**身・知**
社会福祉法人大泉旭出学園	**アン・ファミーユあさひで**	白糸台1-60-15	042-306-7670	**知**
一般社団法人ビーンズ	**マメッソ府中**	非公開	080-3400-1939	**精**
株式会社アスティー	**陽のはな**	非公開	042-306-5757	
ミナノワ株式会社	**クライスハイム白糸台**	白糸台1-82-35	042-306-7955	**身・知・精**
有限会社環七	**府中寮**	浅間町4-13-67	03-6794-4111	**知・精**
特定非営利活動法人南風	**チロリン村**	矢崎町4-15-43	042-334-5058	

児童発達支援

東京都立府中療育センター　（設置主体）東京都	
所在地	武蔵台2-9-2
問合せ先	**TEL**　042-323-5115　**FAX**　042-323-3357　**メール**　S0000338@section.metro.tokyo.jp
	HP　https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/fuchuryo/
施設の特徴	心身の発達の遅れや障がいを持つ学齢前のお子さんを対象に、保護者の方と一緒に通っていただき、生活リズムや基本的生活習慣を身につけ、体力づくりをするとともに、遊びや支援をとおして心身の発達を促していきます。
送迎　あり	送迎範囲　府中駅・西国分寺駅から当センターまで（登録制）
定員　40人	開館時間　9～17時

子ども発達支援センターはばたき　（設置主体）府中市	
詳しくはカラーページを参照ください。	
所在地	矢崎町1-12
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　40人	開館時間　平日９時半から14時半（水曜のみ12時半）

デイケアステーションカルテット　（設置主体）特定非営利活動法人メロディ	
所在地	府中市若松町4-6-1　アリエス若松町ビル２階
問合せ先	TEL　080-8052-6480　FAX　042-201-2522　メール　rhythm2361@ymail.ne.jp
	HP　http://www.melody2013.jp
施設の特徴	重症心身障害児で特に医療的ケアの必要な子を対象とした事業所です。個別支援計画に沿って療育を行い、保護者様とともに発達支援をやっていきたいと思っています。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　５人	開館時間　10時半～16時半（月・火・金・土・祝日）

きぼうクラブ　（設置主体）特定非営利活動法人福光	
所在地	栄町3-12-1　メディカルビル・グレイス４階
問合せ先	TEL　042-314-2200　FAX　042-314-2201　メール　mail@kibou-chie.org
	HP　https://www.kibou-chie.org/kibouclub.html
施設の特徴	知的障害のある未就学児のお子様へ、日常生活における基本的な動きの指導や集団生活への適応訓練などの支援を行ないます。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　平日　11～14時（土・日・祝日　休）

根っこくらぶ　（設置主体）特定非営利活動法人燦	
所在地	美好町3-17-4　マテリアル府中１階Ｂ号室
問合せ先	TEL　042-319-1473　FAX　042-319-1474　メール　nekko@sun-shine.or.jp
	HP　http://www.sun-shine.or.jp/index.php
施設の特徴	就学前のお子様の児童発達支援と合わせて、１日10名で活動している多機能事業所です。就学前には日常生活動作の自立への習慣化や、療育学習を通して成長を支援します。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　9～18時

放課後デイサービス　ぽーと　（設置主体）株式会社ＰＯＲＴ	
所在地	緑町3-5-7　第二木城ビル４階
問合せ先	TEL　042-302-6610　FAX　042-302-6611　メール　port.mina1012@gmail.com
施設の特徴	私たちの教室は、子ども達が安心安全に過ごせる教室作りをモットーに、運動プログラムやフラッシュカードなどを通じて日常生活に必要な動作を無理なく楽しく身につけていただけるよう支援を行っております。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　平日　13時半～17時、学校休業日　9時半～16時半

ちゃいくろ児童デイサービス府中　（設置主体）ＢＣＧヒューマン株式会社	
所在地	白糸台6-5-10　１階
問合せ先	TEL　042-306-9679　FAX　042-306-7586　メール　ebine@bcghuman.com
	HP　http://www.bcg.jp/human/kodomo/
施設の特徴	お出かけが多く、日々の活動内容も盛沢山。メリハリを付けて、今するべき事は全力で、遊ぶ時も全力で。お子様２人に１人以上のスタッフで、安心、安全な環境で活動しています。完全送迎です。
送迎　あり	送迎範囲　府中市全域・調布市の一部
定員　10人	開館時間　平日　12時半～17時半、休日　10～16時

Ｔｏｓｓｉｅ　（設置主体）社会福祉法人わらしこの会	
所在地	寿町3-10-7　第二メゾン藤１階東
問合せ先	**TEL**　042-336-1255　**FAX**　042-336-1255　**メール**　tossie@warashiko.ed.jp
	HP　http://k-tossie.com
施設の特徴	発達の基本は生活と考え、１日の流れと毎日の積み重ねを大切にしています。お散歩・入浴・給食・お昼寝を通して、一人ひとりの特性や課題に寄り添いながら、子どもが自ら伸びる力を引き出す支援をしています。
送迎　なし	
定員　10人	開館時間　月～土　9～15時（祝日・年末年始を除く）　※１日６時間預かり（母子分離）

発達支援つむぎ　府中ルーム　（設置主体）社会福祉法人どろんこ会	
所在地	美好町1-22-9　青島ビル２階
問合せ先	**TEL**　042-306-7641　**メール**　support-tsumugi@doronko.jp
	HP　https://www.doronko.jp/facilities/tsumugi-fuchu/
施設の特徴	保育士・児童指導員・作業療法士等を配置し、それぞれ専門性を生かしながら、戸外での活動、自然物との関わり、子ども同士が関わり合える環境を用意し、子どもたちの主体性を育む支援を行っております。
送迎　なし	
定員　10人	開館時間　9～18時

ちゃいくろ２号館　（設置主体）ＢＣＧヒューマン株式会社	
所在地	是政2-5-2　サンハイツサトウ1F
問合せ先	**TEL**　042-202-3758　**FAX**　042-202-3758　**メール**　miyahara@bcghuman.com
	HP　http://www.bcg.jp/human/kodomo/
施設の特徴	学校授業終了後や長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など多様なメニューを設け、ご家族、ご本人の希望を踏まえたサービスを提供します。又、児童２名に対し１名以上の手厚い職員配置です。
送迎　あり	送迎範囲　府中市、国分寺市
定員　10人	開館時間　平日　11時半～17時半、学校休業日　10～16時

マーシーアーティスト　（設置主体）特定非営利活動法人響愛学園	
所在地	緑町3-6-1　エスポワール東府中202
問合せ先	**TEL**　042-203-5388　**FAX**　042-203-3875　**メール**　artist@kyoai-gakuen.com
	HP　https://kyoai-gakuen.com/
施設の特徴	音楽やアートを通して豊かな感性を育て、社会の一員としての社会参加が出来るサポートをしていきます。
送迎　なし	
定員　10人	開館時間　火～金　11～18時、土　9～16時　（日・月・祝日　休）

くめんたるーむ　（設置主体）株式会社クメンタ	
所在地	天神町3-11-1　モプティ天神１階南
問合せ先	TEL　042-319-2499　FAX　042-319-2499　メール　room.tenjin@cmenta.jp
	HP　https://cmenta-clinic.jp
施設の特徴	個性や特性に合わせた個別療育や運動の課題を１対１で行います。お子様やご家族の悩みに寄り添いながら、心のよりどころを目指します。国分寺駅にある系列のクメンタクリニックと医療的・心理的な連携が取れます。
送迎　なし	
定員　10人	開館時間　9～18時（日・月　休）1日5コマ（各1時間）

陽のあたるばしょ　（設置主体）株式会社コーチャーズ	
所在地	清水が丘2-56-18　1F
問合せ先	TEL　042-310-9108　FAX　042-310-9109　メール　info@cochaas.com
	HP　https://cochaas.com/sunny-place/
施設の特徴	お子様が将来自立して、自分らしく働くことで幸せを感じてもらうための療育を実施。個別療育による個々に合った支援、ソーシャルスキル獲得のための集団療育、運動・音楽・農業などの体験の場を提供。
送迎　あり	送迎範囲　ご相談により、近辺の学区のみ送迎の実施
定員　10人	開館時間　平日　10～18時、学校休業日　10～17時

コペルプラス府中教室　（設置主体）株式会社おしゃれ工房	
所在地	宮西町5-8-1　モンサラット府中203
問合せ先	TEL　042-306-8828　FAX　042-306-8829　メール　fuchu@copel.info
施設の特徴	多くの教材を使用し、お子様の得意・不得意をふまえ様々な角度からお子様の成長をサポートします。保護者様には療育の様子をマジックミラー越しにご覧いただき小さな変化やできた喜びを一緒に実感いただけます。
送迎　なし	
定員　10人	開館時間　10～18時（祝日はお休み）

ABA児童発達支援セルン　（設置主体）株式会社ケィ・コネクト	
所在地	住吉町2-1-1
問合せ先	TEL　080-4079-8885　FAX　なし　メール　info@cerne.site
	HP　https://cerne.site/
施設の特徴	ABA（応用行動分析学）を用い、個々性に合わせて関わりを変えていく事により子どもの「できる」を増やしていきます。子どももおとなもみんなの笑顔を大切に顔の輪がひろがる支援を目指しています。
送迎　あり	送迎範囲　制限あり（詳しくはお問い合わせください）
定員　10人	開館時間　火～土曜日　9～18時

まなびの森キラリ府中　（設置主体）株式会社プチ・ナーサリー	
所在地	府中町2-9-1　プレスティージ府中２階
問合せ先	TEL　042-306-7170　FAX　042-306-7170　メール　zff_ptn@kodomonomori.co.jp
	HP　http://kodomonomori.co.jp/zff/
施設の特徴	動く力、考える力、感じる力をムーブメント療育を主体に育んでいきます。一緒に遊ぶ楽しさを知り、得意不得意を発見しながら情緒の安定や社会性の芽生えを促します。そして、もっとやりたい気持ちを育みます。
送迎　なし	
定員　10人	開館時間　平日　9～12時・14時半～17時半（祝日・お盆・年末年始（12/29～1/3）を除く）

放課後等デイサービス

スポーツひろばプレイス　府中教室　（設置主体）株式会社ボディアシスト	
所在地	府中町1-8-13-1階
問合せ先	TEL　042-306-9343　FAX　042-306-9349　メール　fucyu@sh-place.com
	HP　https://www.sh-place.com/
施設の特徴	運動をメインに活動を行っており、脳機能のトレーニングや学習も見させて頂き、自立に向けた療育を行って行きます。
送迎　なし	
定員　10人	開館時間　平日　～18時10分、休日　～16時

放課後等デイサービス　オンリーワン　（設置主体）特定非営利活動法人あすみ会	
所在地	若松町1-7-33　K&Y東府中ビル２階
問合せ先	TEL　042-369-7065　FAX　042-370-1559　メール　asumi-kai2011@twatwa.ne.jp
	HP　http://asumi.temt.jp
施設の特徴	スタートから15年「いつも明るく、共に楽しむ」の法人理念のもと活動しています。大好きなもの、得意なものを１つでも多く見つけ、将来の可能性に繋がるよう、１人１人と向き合い支援しています。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内の学校
定員　10人	開館時間　平日　14～18時、学校休業日　10～16時（日・月・祝日　休）

デイケアステーションカルテット　（設置主体）特定非営利活動法人メロディ	
所在地	若松町4-6-1　アリエス若松町ビル２階
問合せ先	TEL　080-5489-6909　FAX　042-201-2522　メール　melody2361@ymail.ne.jp
	HP　http://www.melody2013.jp
施設の特徴	重症心身障害児で特に医療的ケアの必要な子を対象とした事業所です。学校をお休みしてご利用される方もいらっしゃいます。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　5人	開館時間　平日14時半～17時半、学校休業日　10時半～16時半（月・水・木・金・土・祝日）

きぼうクラブ　（設置主体）特定非営利活動法人福光	
所在地	栄町3-12-1　メディカルビル・グレイス4階
問合せ先	TEL　042-314-2200　FAX　042-314-2201　メール　mail@kibou-chie.org
	HP　https://www.kibou-chie.org/kibouclub.html
施設の特徴	知的障害のある小学生から高校生の方までが、ひとりひとりの発達段階に合わせたカリキュラムに沿って、楽しく勉強や音楽、アートなどを通して社会性や集団生活への調和などを習得できるよう指導いたします。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　平日　14～17時、学校休業日　12～17時

こもれび　（設置主体）一般社団法人恒伸会	
所在地	美好町1-18-5　萩原ビル3階
問合せ先	TEL　042-370-1856　FAX　042-306-5153　メール　komorebi-fucyu-@titan.ocn.ne.jp
	HP　https://www.komorebi-fucyu.jp/
施設の特徴	こもれびでは運動療育を通してコミュニケーション能力や脳機能の向上を目指すと共に小さなコミュニティの中で友達と関わりソーシャルスキルの獲得をめざしまた個々の力に合わせた身辺自立のお手伝いを行います。何より放課後の時間を楽しんで欲しい所です。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　平日　13～17時半、学校休業日　9～16時半

放課後等デイサービスリアン府中美好町　（設置主体）株式会社リアン	
所在地	美好町3丁目13-3　第一グリーンテラス2号室
問合せ先	TEL　042-340-3133　FAX　042-340-3733　メール　info@lien.tokyo
	HP　http://www.lien.tokyo/
施設の特徴	個性や特性に寄り添いながら楽しく過ごせよう支援を行っています。集団の楽しみや関わりを学べるように運動やダンス、ゲーム等の集団活動を、休日には外出等を行い社会交流を、STにより個別活動を提供しています。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　平日　13時半～17時半、学校休業日　10時半～16時半

ドリームボックス武蔵台　（設置主体）株式会社ファミリーホーム	
所在地	武蔵台1-27-7
問合せ先	TEL　042-319-9921　FAX　042-319-9921　メール　db9musashi@flute.ocn.ne.jp
	HP　http://d-box.town
施設の特徴	自然豊かな立地で、四季折々の植物や動物と触れられる裏山の他、徒歩圏内に複数の公園があります。動物園・科学館等への外出イベントも充実している一方、室内では学習や造形活動でお子様の豊かな表現力を育みます。
送迎　あり	送迎範囲　府中市全域
定員　10人	開館時間　平日　13～17時、学校休業日　9時半～15時半

ハッピーテラス東府中　（設置主体）株式会社ココミライト	
所在地	清水が丘1-1-3　第一勇心ビル201
問合せ先	TEL　042-370-1751　FAX　042-370-1752　メール　higashifuchu@happy-terrace.com
	HP　https://happy-terrace.com/school/higashifuchu/
施設の特徴	自立を目指すための集団コミュニケーションを行っています。 自分たちで遊びを作る余暇時間や、全員で取り組むプログラムの時間を通して、チームワークや問題解決スキルの向上、人間関係の築きをサポートします。
送迎　なし	
定員　10人	開館時間　平日13時半～19時半、学校休業日　9～16時半　祝日・日　10～16時

放課後デイサービス　ぽーと　（設置主体）株式会社ＰＯＲＴ	
所在地	緑町3-5-7　第二木城ビル4階
問合せ先	TEL　042-302-6610　FAX　042-302-6611　メール　port.mina1012@gmail.com
施設の特徴	私たちの教室は、子ども達が安心安全に過ごせるを教室作りをモットーに、運動プログラムやフラッシュカードなどを通じて日常生活に必要な動作を無理なく楽しく身につけていただけるよう支援を行っております。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　平日　13時半～17時、学校休業日　9時半～16時半

ドリームボックス浅間町　（設置主体）株式会社ファミリーホーム	
所在地	浅間町2-2-16　メゾンモンフレール1階
問合せ先	TEL　042-319-9824　FAX　042-319-9824　メール　dbsengen@aurora.ocn.ne.jp
	HP　http://d-box.town/
施設の特徴	子どもたちの明るい未来の為に自立力を育て身の回りのことを自分のチカラでできるように応援します。好きなことを応援して伸ばし心身を伸ばします。
送迎　あり	送迎範囲　府中市、小金井市の一部
定員　10人	開館時間　平日　10時半～18時半、学校休業日　8時半～17時

根っこくらぶ　（設置主体）特定非営利活動法人燦	
所在地	美好町3-17-4　マテリアル府中1階B号室
問合せ先	TEL　042-319-1473　FAX　042-319-1474　メール　nekko@sun-shine.or.jp
	HP　http://www.sun-shine.or.jp/index.php
施設の特徴	就学前のお子様の児童発達支援と合わせて1日10名で活動している多機能事業所です。放課後は宿題の習慣化や、外出など、お友達との遊びの中でルールを覚えたり、関り方を養い社会性の学びを支援しています。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10名	開館時間　9～18時

ちゃいくろ児童デイサービス府中　（設置主体）ＢＣＧヒューマン株式会社	
所在地	白糸台6-5-10　1階
問合せ先	TEL　042-306-9679　FAX　042-306-7586　メール　ebine@bcghuman.com
	HP　http://www.bcg.jp/human/kodomo/
施設の特徴	お出かけが多く、日々の活動内容も盛沢山。メリハリを付けて、今するべき事は全力で、遊ぶ時も全力で。お子様２人に１人以上のスタッフで、安心、安全な環境で活動しています。完全送迎です。
送迎　あり	送迎範囲　府中市全域・調布市の一部
定員　10人	開館時間　平日　12時半～17時半、休日　10～16時

児童デイサービス　サンフラワー府中　（設置主体）合同会社せせらぎ	
所在地	本宿町2-20-8　2階
問合せ先	TEL　050-5897-0426　FAX　042-848-9136　メール　sunflower.fuchu@gmail.com
	HP　https://seseragi.co/
施設の特徴	外遊びや季節に応じたイベント、創作活動などを通じて、一人ひとりの「できた!!」を大切にしています。集団活動の中で、周りとの関わり方、順番やルールを守ることなど自立へつながるサポートをしています。
送迎　あり	送迎範囲　府中市・国分寺市・国立市・多摩市
定員　10人	開館時間　平日　13～19時、学校休業日　9～17時

放課後等デイサービスリアン府中緑町　（設置主体）株式会社リアン	
所在地	緑町1-10-2　PALAST緑町102号
問合せ先	TEL　042-306-7081　FAX　042-306-7082　メール　info@lien.tokyo
	HP　https://lien.tokyo
施設の特徴	集団で行う運動系の活動と個々で行う創作系の活動をバランスよく行っています。休日には外へ出て、公共のマナーやルールを学びながら楽しむことも多いです。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　平日　13時半～17時半、学校休業日　10時半～16時半

放課後等デイサービス　ふぁんふぁん天神町　（設置主体）株式会社ファンタジー	
所在地	天神町2-1-7　ベルテ堀江101号室
問合せ先	TEL　042-302-5655　FAX　042-302-5655　メール　fanfan5656tenjin@gmail.com
	HP　https://day-service-funfun.co.jp
施設の特徴	利用者様、御家族様に寄り添いながら安心・安全で毎日楽しく過ごせる時間を提供するよう心がけています。医療的ケアにつきましても活動時には看護師が常駐し身体の安全に留意しています。
送迎　あり	送迎範囲　府中市・国立市・国分寺市・小金井市
定員　5人	開館時間　平日　11時半～17時半、学校休業日　9時半～15時半

放課後デイサービス　プティ　フォンティーヌ　（設置主体）一般社団法人ヴィフ	
所在地	本町1-1-22　ブラーヴハウス2階
問合せ先	TEL　042-302-3090　FAX　042-302-3090　メール　petit@vif.or.jp
	HP　https://www.vif.or.jp
施設の特徴	リトミックを軸にHipHop、アンサンブル（打楽器・歌）、ことばとリズム、物つくり、外活動を曜日別にご提案しています。療育型の施設です。相談支援事業所に繋がっていただくことが必要です。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内（要相談）
定員　10人	開館時間　平日　14時半～17時半、土・長期休暇　9～15時

放課後等デイサービスリアン府中白糸台　（設置主体）株式会社リアン	
所在地	白糸台2-3-6　ブリリアント白糸台1階A号
問合せ先	TEL　042-370-1393　FAX　042-370-1394　メール　info@lien.tokyo
	HP　http://www.lien.tokyo
施設の特徴	放課後、思い思いに遊んだり、プログラム（ダンス、体操、創作、集団遊びなど）に参加したり、楽しく過ごしながら、人との関わりを学びます。休日には、お出かけすることもあります。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　平日　下校時刻～17時半、学校休業日　10時半～16時半

放課後等デイサービス　ふぁんふぁん府中町　（設置主体）株式会社ファンタジー	
所在地	府中町1-32-5　シャルマン府中103号室
問合せ先	TEL　042-202-8025　FAX　042-202-8025　メール　fantasy-s31@outlook.jp
	HP　https://day-service-funfun.co.jp
施設の特徴	利用者様、御家族様に寄り添いながら安心・安全で毎日楽しく過ごせる時間を提供するよう心がけています。医療的ケアにつきましても活動時には看護師が常駐し身体の安全に留意しています。
送迎　あり	送迎範囲　府中市・国立市・国分寺市・小金井市
定員　5人	開館時間　平日　11時半～17時半、学校休業日　9時半～15時半

ちゃいくろ2号館　（設置主体）ＢＣＧヒューマン株式会社	
所在地	是政2-5-2　サンハイツサトウ1階
問合せ先	TEL　042-202-3758　FAX　042-202-3758　メール　miyahara@bcghuman.com
	HP　http://www.bcg.jp/human/kodomo/
施設の特徴	学校授業終了後や長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など多様なメニューを設け、ご家族、ご本人の希望を踏まえたサービスを提供します。又、児童2名に対し1名以上の手厚い職員配置です。
送迎　あり	送迎範囲　府中市、国分寺市
定員　10人	開館時間　平日　11時半～17時半、学校休業日　10～16時

リボン　第３教室　（設置主体）特定非営利活動法人百々の木	
所在地	住吉町1-82-2　2階
問合せ先	TEL　042-319-1181　FAX　042-319-1181　メール　momonokiribbon3@gmail.com
施設の特徴	主に支援学校の児童を中心に集団療育を行っており、社会性や日常生活動作のレベルを上げる為、ルールゲームや仕分け作業等を取り入れて活動しています。
送迎　あり	送迎範囲　府中市ほぼ全域及び一部近隣市町村
定員　10人	開館時間　平日11時半～17時半、学校休業日13時半～17時半

マーシーアーティスト　（設置主体）特定非営利活動法人響愛学園	
所在地	緑町3-6-1　エスポワール東府中202
問合せ先	TEL　042-203-5388　FAX　042-203-3875　メール　artist@kyoai-gakuen.com
	HP　https://kyoai-gakuen.com/
施設の特徴	音楽やアートを通して豊かな感性を育て、社会の一員としての社会参加が出来るサポートをしていきます。
送迎　なし	
定員　10人	開館時間　火～金　11～18時、土　9～16時（日・月・祝日　休）

放課後等デイサービス白ゆり　（設置主体）合同会社ウィステリア	
所在地	住吉町1-32-12　サンヴィレッジ中河原103
問合せ先	TEL　042-370-1430　FAX　042-370-1430　メール　shirayuri.child333@gmail.com
施設の特徴	運動活動で利用者の「できる」体験を作ります。活動では他児との協力を通して社会性を育みます。また、ルールに従って課題に取り組むため、ルール理解のための集中力を養うことができます。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　平日　13時半～17時半、学校休業日　9時半～17時（日、12/29～1/3　休）

放課後等デイサービス　ぱれっと府中　（設置主体）株式会社ぱれっと	
所在地	府中町2-20-1　リーベンハウゼ1階
問合せ先	TEL　042-319-9207　FAX　042-319-9217　メール　palettes.fuchu@gmail.com
	HP　https://palettefuchu.com/
施設の特徴	当事業所は、利用する子ども達の「第三の居場所」として、放課後・学校休業日に楽しく安心して過ごせる施設を心がけております。活動：集団遊び・運動・工作・季節のイベント・お出かけ・タブレット・パソコン・SST等
送迎　あり	送迎範囲　府中市内（現在、送迎している学校が主）
定員　10人	開館時間　平日14～17時40分、土曜・学校休業日10時45分～16時45分

陽のあたるばしょ　（設置主体）株式会社コーチャーズ	
所在地	清水が丘2-56-18　1F
問合せ先	TEL　042-310-9108　FAX　042-310-9109　メール　info@cochaas.com
	HP　https://cochaas.com/sunny-place/
施設の特徴	お子様が将来自立して、自分らしく働くことで幸せを感じてもらうための療育を実施。個別療育による個々に合った支援、ソーシャルスキル獲得のための集団療育、運動・音楽・農業などの体験の場を提供。
送迎　あり	送迎範囲　ご相談により、近辺の学区のみ送迎の実施
定員　10人	開館時間　平日10～18時、学校休業日10～17時

Andante	（設置主体）株式会社フリースタイル
所在地	白糸台1-41-1　白糸台ビル　2F
問合せ先	**TEL**　042-402-6610　**FAX**　042-402-6610　**メール**　andante.houdei@gmail.com
施設の特徴	Andanteは「歩く速さで」という意味です。歩く速さは人それぞれ違うので、色んな人が集まれたらいいなと思っています。音楽を取り入れながら個々の目標を達成していき、みんなで喜べる場所にしていきます。
送迎　あり	送迎範囲　府中市内
定員　10人	開館時間　平日　13～17時半、学校休業日　10～16時（日・祝日　休）　※土は不定営業

保育所等訪問支援

東京都立府中療育センター　（設置主体）東京都	
所在地	武蔵台2-9-2
問合せ先	**TEL**　042-323-5115　**FAX**　042-323-3357　**メール**　S0000338@section.metro.tokyo.jp
	HP　https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/fuchuryo/
施設の特徴	当センターの外来等を利用する障害のある児童を対象に、保育所等における障害児以外の児童との集団生活への適応のために、当センターが保育所等に訪問し、協力して不安の解消や課題の解決等の支援を行います。

子ども発達支援センターはばたき　（設置主体）府中市	
所在地	矢崎町1-12
詳しくはカラーページを参照ください。	

保育所等訪問支援事業所　チャイルドフッド・ラボ　（設置主体）一般社団法人チャイルドフッド・ラボ	
所在地	府中町2-2-4　ジークレフ503
問合せ先	**TEL**　070-2835-2708　**FAX**　042-405-4181　**メール**　childhoodlabo@gmail.com
	HP　https://www.childhood-labo.link/contents_560.html
施設の特徴	発達支援が必要なお子さんに専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活を安心して過ごすための支援を現場の先生方と共に考え、導き出します。訪問先の先生方とご家族との橋渡しをすることで、連携体制を築きます。

身体障害者障害程度等級表（身体

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能，言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能，言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節，肘関節又は手関節のうち，いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	

障害者福祉法施行規則別表第５号）

		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節,肘関節又は手関節のうち,いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	一眼の視力が0.02以下,他眼の視力が0.6以下のもので,両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上,他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節,肘関節又は手関節のうち,いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指,くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指,くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節,膝関節又は足関節のうち,いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は,一級うえの級とする。ただし,二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは, 2 肢体不自由においては,7級に該当する障害が2以上重複する場合は,6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については,障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは,おや指については指骨間関節,その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは,中手指節関節以下の障害をいい,おや指については,対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは,実用長（上腕においては腋窩より,大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは,前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

該当等級とする。

知的障害者判定基準表

区分	判定内容
1度（最重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの
2度（重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの
3度（中度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールかおおむね「3」程度のものに該当するもの
4度（軽度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの
程度不明	各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは「程度不明」とする
非該当	前各号に該当しないと判定したときは「非該当」とする
備考	総合判定のプロフィールに基づき、被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。

知的障害（愛の手帳）判定基準表

（0歳～6歳　就学前）

項　　目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達	運動機能の発達はおおむね年齢相応
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能	わずかで不完全な単語だけのため意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通しての意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要	部分的介助と常時の監督又は保護が必要	部分的介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない。

知的障害（愛の手帳）判定基準表　（6歳　就学後～17歳　児童）

項　　目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能
作業能力	絵画、制作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

知的障害（愛の手帳）判定基準表

（18歳以上　成　人）

項　　目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる。	テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、ときに助言等が必要
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

精神障害者保健福祉手帳障害等判定基準

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1　統合失調症によるものにあっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2　気分（感情）障害によるものにあっては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4　てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5　中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6　器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7　発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8　その他の精神疾患によるものにあっては、上記の1～7に準ずるもの	1　調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2　洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持ができない。 3　金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4　通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6　身辺の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7　社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8　社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）
2級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	1　統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの 2　気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4　てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5　中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6　器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7　発達障害によるものにあっては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8　その他の精神疾患によるものにあっては、上記の1～7に準ずるもの	1　調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2　洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は援助なしにはできない。 3　金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4　通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6　身辺の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7　社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8　社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）

3級 （精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	1　統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2　気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4　てんかんによるものにあっては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5　中毒精神病によるものにあっては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6　器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7　発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8　その他の精神疾患によるものにあっては、上記の1～7に準ずるもの	1　調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2　洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3　金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 4　規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 5　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6　身辺の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7　社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8　社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）

障害程度別対象事業一覧

区分	ページ	事業	身体障害者手帳								
			視覚障害						聴覚・平衡機能障害		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級
医療	13	心身障害者医療費助成（マル障）	△	△					△		
	13	自立支援医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	14	在宅重症心身障害児（者）訪問事業									
	14	難病医療費等助成									
	15	小児慢性特定疾病医療費助成									
	15	小児精神病医療費助成									
	16	養育医療の医療費助成									
	16	結核医療費の公費負担									
	16	療育給付									
	17	大気汚染医療費助成									
	17	光化学スモッグ健康障害者の医療費助成									
	17	原爆被爆者医療の給付事務									
	17	Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎治療医療費助成									
	18	肝がん・重度肝硬変医療費助成									
	18	人工透析にかかる医療費助成（再掲）									
	18	後期高齢者医療制度	○	○	○				○	○	
	19	ひとり親家庭等医療費の助成	△	△	△				△	△	
手当	20	国　特別障害者手当	△	△					△		
	20	国　障害児福祉手当	△	△					△		
	21	国　福祉手当（経過措置）	現受給者のみ対象								
	21	都　重度心身障害者手当									
	21	都・市　心身障害者（児）福祉手当	△	△	△	△			△	△	△
	22	市　指定疾病者福祉手当									
	22	国　特別児童扶養手当	△	△	△				△	△	
	22	国　児童扶養手当	△	△	△				△	△	
	23	都　児童育成手当（育成手当）	△	△					△		
	23	都　児童育成手当（障害手当）	△	△					△		
年金など	28	国　障害基礎年金（国民年金）	△	△	△				△	△	
	29	国　特別障害給付金	△	△	△				△	△	
	29	国　障害厚生年金・障害手当金	△	△	△	△			△	△	△
	30	都　心身障害者扶養共済制度	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	30	市　原爆被爆者援護金									
障害福祉サービス・障害児通所支援	31	障害福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33	サービス等利用計画・障害児支援利用計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33	障害児通所支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33	在宅障害者（児）ショートステイ事業									
	34	東京都在宅難病患者一時入院事業									
	34	都　重度脳性麻痺者介護事業									
	35	重症心身障害児（者）及び医療的ケア児在宅レスパイト事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△
補装具費・日常生活用具	36	補装具の購入等	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	36	日常生活用具等の給付	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	44	市　心身障害者（児）のおむつの給付									
	44	中等度難聴児補聴器購入費助成									
	45	盲人用具の販売あっせん	○	○	○	○	○	○			

※　特殊疾病その他…難病医療費等助成対象者、高次脳機能障害、発達障害、原爆被爆者など（詳しくは本文をご覧ください。）
※　精神障害者…精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方以外の方も含まれます。
※　○はほぼ該当、△は一部該当（年齢や所得などに制限があります。詳しくは本文をご覧下さい。）

身体障害者手帳														愛の手帳				特殊疾病その他	精神障害者
聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく		肢体不自由						内部障害									
5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度		
				△	△					△	△	△		△	△				△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					△	△
				△	△									△	△				
																		○	
																		△	
																			△
																		△	
																		△	
																		△	
																		△	
																		△	
																		△	
																		△	
																		△	
										△								△	
		○	△	○	○	○	△			○	○	○		○	○				△
				△	△	△				△	△	△		△	△	△		△	△
				△	△					△	△			△	△				△
				△	△					△	△			△	△				△
現受給者のみ対象																			
				△										△	△				
		△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△		
																		△	
		△		△	△	△	△			△	△	△		△	△	△			△
				△	△	△				△	△	△		△	△	△			
				△	△	△				△	△								
				△	△					△	△			△	△	△			
		△		△	△	△				△	△	△		△	△	△		△	△
		△		△	△	△				△	△	△		△	△	△		△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
																		△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
																		△	
				△															
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					△	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
				△	△									△	△				
																		△	

障害程度別対象事業一覧

区分	ページ	事業	身体障害者手帳								
			視覚障害						聴覚・平衡機能障害		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級
日常生活の支援	46	身体障害者福祉電話使用料助成	△	△					△		
	46	電話設置時等優遇措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	46	心身障害者寝具乾燥サービス	△	△					△		
	47	重度身体障害者入浴サービス									
	47	在宅心身障害者（児）理髪サービス									
	47	身体障害者等、はり・きゅう・マッサージ機能回復受術券									
	48	スモン患者に対するはり等施術費の助成									
	48	ＮＨＫ放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	49	特別児童扶養手当受給世帯水道・下水道料金の基本料金免除	特別児童扶養手当受給世帯								
	49	低所得障害者世帯下水道使用料の基本料金免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	50	ごみ処理に関する減免	△	△					△		
	50	郵便料金の減免	郵便物の内容や差出人、宛先に一定の要件あり								
	51	ＮＴＴの無料番号案内「ふれあい案内」	○	○	○	○	○	○			
	52	携帯電話料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	52	補助犬の給付	△						△		
	52	在宅福祉助け合い事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	53	成年後見制度に係る報酬費用の助成									
	54	ヘルプカードの配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	54	重度身体障害者救急通報システム	△	△					△		
	54	障害のある方のための防災ハンドブック	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	54	避難行動要支援者対策事業	△	△							
	55	重度障害者家具転倒防止器具の支給	△	△					△		
	55	交通災害共済会費の免除	○	○	○				○	○	
日常生活の支援	56	心身障害者住宅費助成	△	△	△	△			△	△	△
	56	都営住宅入居申込の優遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	57	都営住宅使用料の特別減額	△	△					△		
	58	市営住宅の障害者（児）世帯割当	○	○	○	○			○	○	○
	58	点字による即時情報ネットワーク事業	○	○	○	○	○	○			
	59	視覚障害者日常生活情報点訳等サービス	○	○	○	○	○	○			
	59	広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）	○	○	○	○	○	○			
	59	都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）	○	○	○	○	○	○			
	59	市　声の市広報	○	○	○	○	○	○			
	60	市　声の市議会だより	○	○	○	○	○	○			
	60	点字録音刊行物作成配布事業	○	○	○	○	○	○			
	60	点字図書館	○	○	○	○	○	○			
	61	手話通訳者の派遣							○	○	○
	61	要約筆記者の派遣							○	○	○
	62	遠隔手話通訳サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	62	聴覚障害者情報提供施設							○	○	○
	62	コミュニケーション機器の貸出							○	○	○
	63	府中市立中央図書館ハンディキャップサービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	63	東京都障害者休養ホーム（保養施設利用料の助成）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	64	心身障害者（児）休養事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	65	都立公園の無料入場・都内有料施設の無料利用（一部割引）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	65	市公共施設等の利用料減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	67	郵便等による不在者投票									
	68	代理記載制度による投票	△								

※　特殊疾病その他…難病医療費等助成対象者、高次脳機能障害、発達障害、原爆被爆者など（詳しくは本文をご覧ください。）
※　精神障害者…精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方以外の方も含まれます。
※　○はほぼ該当、△は一部該当（年齢や所得などに制限があります。詳しくは本文をご覧下さい。）

身体障害者手帳														愛の手帳				特殊疾病その他	精神障害者
聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく		肢体不自由						内部障害									
5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度		
				△	△					△	△								
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				△	△					△	△			△	△	△			
				△	△														
				△	△														
				△	△	△	△	△	△									△	
																		△	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△
特別児童扶養手当受給世帯																			
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△
郵便物の内容や差出人、宛先に一定の要件あり																			
				○	○									○	○	○	○		△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
				△	△														
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
														△	△	△	△		△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				△	△					△	△								
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				△	△	△				△				△	△	△			△
				△	△					△	△			△	△				△
		○		○	○	○				○	○	○		○	○	○			△
		△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
				△	△					△	△			△	△	△		△	△
		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○			△
○	○	○	○																
○	○	○	○																
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	内容により一般も対象（要問合せ）																	
○	○																		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△
				△	△					△	△	△							
				△															

障害程度別対象事業一覧

区分	ページ	事業	身体障害者手帳								
			視覚障害						聴覚・平衡機能障害		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級
外出の際に	69	ＪＲ・私鉄等運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	69	航空運賃の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	69	民営バスの割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	70	都営交通の無料パス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	71	タクシーの障害者割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	72	福祉タクシー利用券の交付	△	△					△		
	73	心身障害者ガソリン等費用助成	△	△	△	△			△	△	△
	73	有料道路通行料金割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	74	心身障害者自動車運転教習費助成							△	△	
	74	身体障害者自動車改造費助成									
	75	駐車禁止等除外標章の交付	○	○	○	△			○	○	
	76	高齢運転者等専用駐車区間制度							△	△	△
	77	心身障害者自転車駐車場利用料の助成	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	77	車いすの貸出	一時的に車いすを必要とする方								
	77	福祉有償運送事業									
	78	車いす利用者のためのハンディキャブの貸出し									
子ども	80	障害児通所支援									
	80	すくすく保育（障害児保育）	要件を満たす方								
	80	医療的ケア児保育	要件を満たす方								
	81	学童クラブ（要加配児）	要件を満たす方								
	81	ちゅうファイルの配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○
講習会	82	市　点字講習会（中途視覚障害者対象）	△	△	△	△	△	△			
	82	点字の講習	○	○	○	○	○	○			
	82	視覚障害者のための生活講習会など	○	○	○	○	○	○			
	83	聴覚障害者（中途失聴者・難聴者）のための講習会							△	△	△
	83	市　点字講習会（初級・中級）	一般を対象								
	84	点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成									
	84	朗読奉仕員指導者の養成									
	84	市　手話講習会									
	84	手話通訳者等の養成									
	85	要約筆記者の養成									
社会活動と仕事	87	就労移行支援・就労定着支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	87	東京障害者職業能力開発校	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	89	（公財）東京しごと財団　障害者就業支援課	事業毎に定める対象								
	90	ＩＴ技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）									
	90	生活福祉資金の貸付	△	△	△	△	△	△	△	△	△
税の軽減	94	所得税・市民税の所得控除・市民税の非課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	95	その他の税の減免等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	96	自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割の減免	○	○	○	△			○	○	

※　特殊疾病その他…難病医療費等助成対象者、高次脳機能障害、発達障害、原爆被爆者など（詳しくは本文をご覧ください。）
※　精神障害者…精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方以外の方も含まれます。
※　○はほぼ該当、△は一部該当（年齢や所得などに制限があります。詳しくは本文をご覧下さい。）

身体障害者手帳														愛の手帳				特殊疾病その他	精神障害者
聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく		肢体不自由						内部障害									
5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△
				△	△	△				△	△	△		△	△	△			△
		△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		
				△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△		
				△	△														
				△	△	△	△			○	○	○		○	○				△
△	△			△	△	△	△	△	△										
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△
一時的に車いすを必要とする方																			
				△	△	△	△	△	△										
				△	△	△	△	△	△										
																		○	○
要件を満たす方																			
要件を満たす方																			
要件を満たす方																			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	△																		
一般を対象																			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○		○
事業毎に定める対象																			
				○	○	○				○	○	○							
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△
△		△		○	○	△	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○			△

MEMO